

六月九日

戸田越前守家来
松浦東馬

九
一去ル六日夜、私在所下総国結城城下町江向、野州小嶽

辺より浮浪之もの共人数追々罷越候趣ニ付、早速手配仕候処、様子見請候哉立戻候ニ付、猶追懸候処、何方へ欵逃去、跡ニ品々捨有之、右之節生捕者等、左之通、

- 一生捕 式人 一馬 壹疋
- 一拾匁玉筒式挺 一五匁玉筒壹挺
- 一兜 壹領 一刀脇差 式本
- 一長巻 壹振 一刀鞘 壹ツ
- 一面頬 壹ツ 一乗馬袴 式具
- 一単物 壹枚 一小倉帯 壹筋
- 一挑灯 壹張

但紋は梅鉢、両面向は伊藤、裏は国と云文字有之、右之通追取申候段、在所役人共より申越候、此段御届

申上候、以上、

六月十日

水野日向守

一〇

六月十二日水府御家来根津権現後太田総次郎様御下屋敷御住居御隠居道淳様江罷出候風聞書

一今十二日朝五時頃、水府御家来之由にて太田総次郎様御下屋敷駒込大観音前裏御門より、同士分三拾九人立入、御同所御隠居道淳様御住居御玄閤江罷越、攘夷之義ニ付御直ニ御目通申上度旨申入候ニ付、御玄閤脇之間江相通し、御上屋敷・御中屋敷等江被及注進候由ニ而、殊之外御屋敷内混雜いたし、右ニ付追々御人数駈付候由、尤水府御屋敷江早々可立帰旨御使者参り候由、太田様御重役衆引合候処、三拾九人之者共穩ニ有之、唯々御目通相望居候由、且御同所ニ而昼支度被差出、暫罷在御目通も無之故、同日夕七時頃小石川御館江引取申候由、扱亦昨十一日夜九時頃、何者共不知、同所根津之方裏御門へ、御隠居様御義此程度々水戸家江御越被成候義を不可然旨、張札致し有之候由、

一一

野州栃木町兵火ニ付風聞書

一 大平山屯營之浮浪人、六月二日退散、栃木泊り、翌三日
 日出立、結城町江出張之処、被支同所より諸方配軍、
 小山宿江立戻り、軍勢之内凡千人余飯塚通りニ而壬生
 鳥居様江押懸り候筈之処、四日国分ヶ原江出張應對之
 処、敗軍閉口いたし通行不相成、其上小荷駄人馬貸不
 申、小山・飯塚・壬生と順路之継場ニ候得共、壬生通
 り不相成、詮方なく五日夕刻栃木町へ右半勢入込、右
 勢之支度は真先ニ貝・太鼓・鐘等を持、甲冑・陣羽織
 等着、馬印・旗・鉄炮等を持、大将三人は騎馬ニ而、
 田中愿蔵を始、同夜押田源兵衛宅江本陣を居へ、其外
 ハ野陣・下宿等ニ而、六日朝当御陣屋江金三万両武器
 借請たく申掛、当御陣屋ハ纒式千石之支配所ニ而中々
 両用とも不相成尚断、外ニも町方重立候者共へ金老万
 七千両分限ニ割付、是逆茂御陣屋より御断相成候処、
 大將田中愿蔵、六日夜五時夜討を仕懸ヶ候処、夫々用
 意も有之、殊ニ有馬様より御加勢二三百人も有之候間、
 大小筒を以打払相成候処、逃ながら町方江放火、尤押
 懸り候節、篝火十三ヶ所江焼立、白昼之如し、油樽六

七十打破り、是を以放火、右火事取鎮候もの有之候ハ、
 切殺、軒別並ニ放火、鎮メ人之内捨余人即座ニ切、手
 疵之者数多有之、誠ニ大火ニ成候得共、致方無之焼次
 第二而、七日・八日・九日迄ハ水懸ヶ不申候、近所ニ
 而表家十三軒、少し之間を隔中町と石原下町・川間田
 町橋迄焼、誠ニ前代未聞之変事ニ而、無事ニ立退候而
 已、未灰片付も無之、小家懸ヶも出来不申、今日まで
 御地頭より御下知無之、其上一昨十日御陣屋軍勢を以
 追掛ヶ可討取ト小山宿江出張、夫より菅之谷山川辺迄
 相尋候由、小山宿は宮領ニ而、御同所ニも御加勢被下
 候得共、何方ニ屯居候哉不相分、右御供ニ町方家族不
 残、凡人数式三千人程竹鐘持参ニ而途中迄罷出候処江、
 小山宿ニ而町人之事故、迎も不及趣、宇都宮様より被
 仰渡、御同所様にて行衛御尋、召捕之上当所之者江御
 渡被下候筈ニ而引取申候、右火事後ニ川辺屋与兵衛と
 申者、焚付道具并油明樽六七十売出し候由相知候、八
 日之昼時、右家打破、当人家内共不残逃去り候、此末
 如何相成哉難計、人馬継高相成かたく、あはれ成次第

ニ御座候、夜討之節捨有之品、左之通、

一陣太刀 一腰 一鍔 壹本姓名付ニ而

一旗 壹流 一床机 七腰

一高張挑灯六張

但御紋付

一討取死骸

是ハ敵より小山宿江楠室寺ト申寺へ持行、

当所ニ而取片付候由、

右之通荒増申上候、外略ス、

子六月十二日

一一二

一一 昨廿日夕、水戸様御藩士五十人程江戸表江登候付、

人馬差出候様先触有之候旨、中貫宿より注進有之候ニ

付、探索差出候処、一向様子不相分、昨廿二日ニ至り、

右御人数ニ無之田中愿藏と申者之徒数十人押参候旨ニ

付、真鍋口江固人数差出置候処、朝五時過俄ニ真鍋町

江向放火いたし、一時ニ燃上り、猶又真鍋口江向放発

致候付、一番手・二番手人数早速出張防禦等手配仕候

処、其内立田郭の方へ一組相廻候旨注進有之候ニ付、

其方江も一隊差出、采女正差図罷在候内、城内江茂一

円灰冠候得共、飛火等無之、真鍋町不残焼失、四ツ時

過火鎮、敵方より折々放発いたし、其後真鍋台江引揚

罷在、別手ニ而立田の方又は大町の方江茂人数相廻候

ニ付、諸方へ防禦手配り御座候由、

一常名台新廓江も鉄炮打懸ヶ放火致候ニ付、此方よりも

鉄炮打懸、浪士共散乱致候旨、右放火ニ而一両軒焼失

仕候段、采女正在所より申付越候ニ付御届申上候、以

上、

土屋采女正家来

六月廿二日

上田小兵衛

一一三

土浦藩杉浦五郎より之書状写

一以飛脚便啓達申候、略ス、然ハ六月廿日夜土浦御泊牧

野越中守様、同明ヶ御発駕前ニ筑波山より浪士押来り、

御城下上之町八ヶ町一時ニ火を放ち不残焼失、其上高

き陸より御城内江大炮数挺打込、此炮本丸江届かす、

外曲輪内水門内之家中長屋數軒打倒し、其上火燃上り不残致焼失候、同廿一日夜、御城下より式り程、水戸之方中貫宿江茂火を放ち、宿内不残焼失いたし候、御家中・町方・宿内怪我人多御座候得共、事実未相分、追便ニ委曲可申達候、

右ニ付、越前守様ニは、直ニ御逗留ニ相成、廿三日御発駕相成申候、依而乍延々此段為御案内申進候、以上、

六月廿四日

二白、当領在々村々方へ多浪士屯致し、放火用意之趣夫々申出候、近郷領村焼払可申との風説專ニて、氣遣敷事ともニ御座候、已上、

本文之訳、筑波山浪士之内式人城下通行致候ニ付、召捕入牢為致置候処、同所より浪士度々来り、右之者戻し呉候様度々懸合ニ及び候得共、敵敷相断、此節、公边江差出ニ相極候処、右次第ニ成行候由風聞、尤召捕居候浪士も逃出候哉ニも風聞いたし候由、

一四

京都表浪士一条風説写

一六月五日夜、京都江水・長其外集候者之浪士四百人程も入込候義相知レ、一橋公・会津侯初之人数俄ニ召捕方相成り、拾老入程召捕候由、切捨茂五人計、捕手茂怪我人等も有之由、

一此表三条大橋辺旅籠屋ニ浪人体之者止宿いたし居、昨夜守護職衆・所司代衆并町奉行所等より人数差出召捕候様子、今朝乗駕籠十四五挺、外ニ女老入、右何れも繩付ニて所司代衆御役宅へ召連罷越候趣ニ御座候、猶取調可申上候、外略ス、

六月六日

一昨五日夜深ニ相成何となく物騒敷、今朝堀町辻合細襦袢・褌・後口鉢巻ニ而五六拾人、拔身鎗又は鳶口を持御堅メ、暫して東之方より五百人計同様之姿、或具足い出立も沢山有之、何れ茂拔身、皆々西と北へ引分れ被参候、跡は生捕之駕籠十一、是も多人数ニ而相堅メ、又暫して囚人深手老入戸板ニ乗せ、多人数ニ而御役所へ連行候、

一昨夕浪人体之者余程入込候様子、今晝河原町二条通よ

り三条下ル所、東は小橋近辺御固之人數夥敷、川原町三条辺より上ニ而六人即死有之、皆若士之由、其外生捕式拾人計も有之よし、逃去候者も有之由、
一御手当の方々

一橋公 会津侯 壬生侯 桑名侯
彦根侯 姫路侯 淀 侯

其外夥敷人數ニ而、二条・三条・四条近辺御取尽し御召捕相成候趣、未悉敷義は相分り兼候得共、不取敢申上候、

一右長州浪人之由、三条河原町東江入池田屋と申宿屋ニ居候由、其近辺大變之騒動御座候、

一討手の方ニも手疵之人有之様子ニ御座候、其混雜昨年八月よりは相勝れ申候、併昼後は穩ニ相治申候、

一或人曰、昨五日夜五時頃、下立売御門江浪士体之者五拾人計罷越相通候様申聞候処、同所御固メ仙台侯人數ニ而拒ミ、通し不申候由、夫より引掛りニ会津之藩士兩三人跡を慕ひ参り候者有之、右を切り候より事起り候由、又殿下^二五人計ニ而浪士罷越、何欵申置候而

退出致し候由、水戸殿家老方へ夕刻拾三人程参り、何欵申置候而罷出候由、

右ニケ条何れも申置之次第相分り不申候、

一此度洛中洛外江逗留等之人有之候処、嚴重分而被仰候、在京町家住寺院は勿論、知縁之者・諸藩士一時ニ退京、且は官家家来分抔多有之、又は諸屋敷も多人数ニ有之、自然市中用向出歩行之節不調法有之而は不相濟、京住を急々被減少候故、洛中洛外を立退、大津・山科辺ニ行もあり、伏見・淀・鳥羽辺、嵯峨・鞍馬辺在々百姓家へ立退候やら大混雜ニ有之、十日・十一日は人馬高価ニ相成候も御構無之、引払等ニ被成申候、
右之通風聞荒増申上候、猶追便申上候、外書略、

一五 此節筑波表浪士共之儀、何茂相変候風聞も無之、追々人數相加り候哉ニも風聞仕候、為討手御差向ケニ被成候御人數之義は、下総古河へ相集り本陣と定め、夫より御操出しニ相成候由御座候、尤近領諸家御人數之義は未相集り兼候哉ニ御座候、右は浪士共海道筋諸所江

屯等いたし居候義ニ而、人数揃兼候由風聞仕候、

右之通風聞等承合申候間、此段申上候、以上、

子
六月廿九日

〔裏表紙ニアリ、朱〕
「子六月風説書」

◇第六二号 (子六月カ) 報告〔維新前後諸書付18〕

〔表紙〕
「(付巻) 第二百三十七号」

新聞紙

一 日本貿易新聞第六十号 千八百六十四年第六月廿九日
我元治元年甲子年五月廿六日

一方今日本政府は外国との応接甚切迫の折柄、何レの処置を設けざるを得ざる場合よりして、始めて役人等の

是迄最不勉強なる情を少しく解せるに至れり、是甚喜ぶべき事也、故に予等考ふるに、此事ハ日本人の最得意なる所なれハ、今より支那人に自由の在留を免して彼より欧羅巴の事情并ニ貿易の仕方を学ひ知る事、日本国を開くに付ての良策也、又日本政府に於て御門より貿易に付き何様の苦条を申越すといへとも、形勢の然らしむる処なれハ、此事情を御門に説き示して、貿易の法則を改めて之を盛にすること能ハすといふ事なしと思へり、然るに政府に於ても外国人を禽獸の如く取扱ひて貿易を永重する事を好まず、故に予等を追退けんとして種々の企を成すと雖、聊も予等恐るゝ所に非ざる也、

日本政府の役人等我等と会合の場に於てハ、法則を改正し貿易の都合宜く為さんとして、当時勉強する所也抔といへとも、方今日本の形勢を考ふるに、政府に於て其權威なけれハ、応接の談判の如く処置する能ハさるは、予等已に前見する所也、故に此後追々応接切迫シ、外国人に対し最早一階送りの言訳する策略も尽き

なハ、其時に至りて日本政府何様なる処置を為すや、
実に目前に在るか如し、

次に載せたる書面ハ、政府より江戸市中に触出したる
書付を直に写したる者として、昨日予等か許に届きたり、
○此書面に載する所の事条前後綴まらされハ、実否甚
疑ハし、然とも此書意ハ惣日本商人等をして諸色下直
に商ハしめ、人心を穩ならしむる趣意なれとも、予等
考ふるに、方今の時勢にてハ却て人心を騒かし騒動を
醸す根元となるべきハ必定たり、○此書面を得たるに
依て、予か国文に翻訳して次に著す、○日本国の形勢
八十年以来人心一和せず、方今に至て物価沸騰して、
人民尽々困窮するに至れり、此の如く物価の高直に
なりたる所以ハ、百性等已レか作物を以前の直段にて
売リなハ経済を立つる事能ハされハ、余儀なく商人等
の高直に売らざるを得ず、之に依て諸人の困窮に及へ
る事自然たる処也、

翻訳文

近頃諸色高直に相成り、諸人難渋致し候ニ付、此度京

都より 叡慮にて、諸色の価を下直にして人民の困窮
致さざる様に可致処置旨仰越され候ニ付、商人一統何
程の荷物を囲ひ置候哉、又幾個程の直段にて買入レ、
何割の利分を掛て売候哉、右等悉く相調へ早々公辺江
相届可申様可被致候、

此命令ハ 御門より 大君に送られたる者にして、直々
政府より市中の商人等に之を触出せしに依て、商人等
直々諸色の売買直段を帳面に認め、政府へ届けたり、
故ニ是迄非道の利を得て商せし者追々罰せらるゝに至
るへしと、○此事を聞て商人等俄に物価の直段を少し
く下直にしたりと、之に続き追々下落せるに至るへ
しと云ふ風説なり、
十年以来薩摩木綿一反の価二歩二朱、或ハ上品ハ三步
なりしが、近頃三兩より極上品に至りてハ四兩せるも
あり、此の如く物価高騰するに准し、生綿及ひ木綿の
織物、其外反物類格外沸騰し、是故に諸職人の手間等
も之に応ずるハ当然なり、

◇第六三号 (子六月カ) 報告〔維新前後諸書付19〕

日本貿易新聞第六十一号 西曆一千八百六十四年第七月六日
我元治元年甲子六月三日

日本使節巴勤府に来る事

当月九日^{我三月四日}使節等ベリウス船に乗組、アレキサソ
ドリヤを發し、同廿二日^{我三月十七日}マルセールスに到着す、
惣勢三十三人にして人数甚多し、其内使節の任を帯た
る者三人ありて、其官職各別也、第一等ハ凡二十三
四歳にして最立派なる大名也、或る人の説に、此人ハ才
智衆に越へ非常の処置多しと云、其他の官人等ハ更に
異なる性質も顯れず、千八百六十二年倫敦府に来る人々
と全く相同し、譬ハ豆の其形状を悉く齊く為す如し、
○マルセールス到着の時に、夫々其位官に相應して丁
寧に待遇せらる、○着岸の処より八輛の車に駕し、其
大旅館に迎たり、其路ホルト、シント、ジョンを過た
る時、大炮十発し、其祝賀を表し、各処に兵卒を出し
て夥多の見物人を制し道路を警衛す、偕使節等旅館江
着する後、第一等のセクレテリー、セネラル、ホン

ヨーキス、パラジネのゼネラル、アウレルス、及び
マヨール其他数多の官人来^{訪カ}防せり、○夕方に至りて

大君の隆盛なる使節等ハ、皆席前に良久出て此繁華な
る市街に群集往来せる人々を見物し、聊も旅疲の形状
更になし、○翌朝に至り使節等ハ全權等来防の返礼と
して各邸に到りて謝せり、○午後外国事務官コンシユ
ラール、アケントなるランネのマヨールモール并にチ
エンセルロル、ヲフ、セコンシユラート、ファミン乗
車同伴して見物に出たり、彼輩ハ見る物毎に格別感心
の色を顯さざれとも、ブラドより見たる光景と港内碇
泊せる許多の船舶にハ、実に吃驚せる様子也、○日曜
日朝、使節并に附属の官人等一同<sup>内一の役人重病にして旅
行するに堪へざる故、余
義なくてマルセ
ールスに残し置</sup>巴勤の都に達したるにより、侯迎の役人
案内して大旅館に招待せり、此逆旅ハ無数の室を設け、
総て便利宜く用意せり、○是に依て都府の見物人等ハ
皆此館前に群集して、各競て注目せり、五月三日
^{我三月に、}使節ハ仏朗斯帝に謁見し、条約を循守施行
する事につき甚六ケしく差支の起たる由を告げ、且貴

国士官殺害に遇たる変事を謝すべきとの君命を奉したる旨を述たり、此時帝の答に、歐羅巴洲中の全権等ハ遠國に於て其自國の名誉利益となるべき事件を保全すへきハ必然の事也といふ、此詞甚た懇勤懇切にして、又交際の礼節に違わす、○此都の繁華盛大の奇觀に驚きツ、使節の貪看徘徊する有様ハ、恰も今日巴理斯に獅子の来り遊ぶ如し、

二

日本外国事務宰相江

一去我五月三十日日附、仏、亜、蘭、三ヶ國之同職之者と同意して差出せし書翰之回答を落爾せり、右各國之同職之者、此度評定之上、一決之義申入候、此節貴國之形勢より起りたる諸大事之^(廉)簾々ニ付、其國ニ条約取締居候各國之公使全く同意候、銘々自國之勝手ニ就而事を計る故、各國同意し、当時機応之処置を一統^(總)準備いたし居候間、各國政府へ申達し申論し命を待ニ及ハす、余等は段を取行度候、因て貴國ハ勿論、条約を取繕居候各國之一大事件ニ候間、早速足下其外老中方へ申入

候、亦其筋より、大君殿下江被致言上度候、足下每々被申候通、貴國挙て外國人を恨ミ、依之交誼永続するを絶んとする事ハ、元來外國ニ於て其國を服従し、或ハ其國內に領地を得んとする之密計可有之哉ニ疑念有之候へ共、此方之政府ニ於て左様なる計策決して無之候得は、我政府之命を以て今兩國之交誼ニ大懸念之時節故、此旨を明白ニ申入置候、其國一諸侯条約を違背し、和親永続ニ相戾候事多し、依て彼の行状を变革せしむる為、追々兵威を以て糺さんと致痛心候、乍然其國之一郡を奪掠シ、又全國と戦を開く之計略、實以無之間、其旨被心得度候、又、大君殿下ハ合力して犯罪之大名を不能討伐共、各國一同兵威を以て問罪を致候得ハ、往々、大君殿下政府之權威を助成ニも可相成と存候間、足下之方ニ而ハ妨なき様致度候、此之趣旨を心得、其御國ニ關係する臨機応変之処置を一決したる五ヶ条を月日附約定書ニ書載せ、各々姓名を認め、其書写を本文ニ相添、各國之國使より可申入と評定せり、向後如何様なる不意之變ニ及ふとも、日本國領を奪掠

し百姓を毛頭も悩す事を厭ふ也、爰を以約定書を 大
 名殿下熟覽被為在度候、乍然我其外西洋国々之政府ニ
 おゐて条約を堅固ニ相守り候様、諸事所置申合候間、
 若も条約を違背し鎖港を好ミ発砲狼藉する大名あらハ、
 十分防禦する用意致居候様兼而諭置度候、其上若随意
 ニ兵端を開く至愚暗昧之大名あらハ、自ら迷惑ニ可成、
 又ハ 大君殿下之權威其悪党を討伐届兼候ハ、日本
 と条約取締たる国々銘々之兵勢を以て、彼等之罪を加
 ふへく候、次ニ貴国第五月廿七日付之書翰ニ回答す、
 左之通ニ結条約之極大切要ハ交易を主とす、是を妨く
 る為下関差防ぎ、長崎廻船不通ニ相成候、是全く長州
 国主之致置所ニして、敢て此行状を一向更改せず、又
 大君殿下に対する謀反を起し、政府之使人を暗殺いたし
 候ニ付 大君と和平を破候、此暴惨之所業ハ既ニ一ヶ
 年ニ相成候得共、

右、此書はアレキサントルことサトーの草稿を内々
 写懸候処、同人帰宅いたし候ニ付、半分ニ而止め
 候由、故略ス、

◇第六四号 (子七月カ) 報告 『玉里島津家史料三』
 一〇八六

一 臨時日本新聞紙 三百四十三号

千八百六十四年八月第十日(水曜日)

本邦元治元年七月九日

去月第二十一日我六月十八日此地を出帆せるハ、ブ、ムス、バ
 ロッサ船及びコルモラント船、今敵地より帰り来れり、
 我輩聞所の事を記して、当地の諸人、日々彼地の新聞を
 希望せる心を聊か飽しむべし、

彼船、我六月廿四日二十七日(火曜日恐ラクハ、水曜日ノ誤)の日暮、長門の首府

「ハギ」を距る事三十里許の「ヒメシマ」と云所に着し、
 同行せる日本人の医服を着せる者式人を上陸せしめたり、
 彼茲より三拾里の旅行を為に、前途の浪人と彼地へ到着
 之時の事を大に恐懼苦勞せり、

月曜日八月一日、我蒸氣を起し、コルモラント船ハ港口之

狭路に進み、海峡之両側に築造せる夥多の新砦を歴観し、
 バラッサ船はヒマシマ(メ)と港口の間に碇泊し、其浅深を測
 量せり、此日ハ無事にして、別に記すへき事なしと雖、

其後日曜日七月七日、我に、コルモラント船再び港口の

狹路に進み観るに、一週の間諸岩の準備大ニ増し、大

砲の数も以前觀し時よりは多し、船陸地に近迫せる時、

日本人横さまに此狹路ニ実丸及び柘榴丸を射掛たり、

此日日曜日ニシテ八月七日ナリテ彼式人の日本人ヒマシマ(メ)に帰來し、長門

侯の返答を伝へたり、其眞事ハ我輩より聞を得すと雖不

幸事なる事を評せり、

式人の日本人別るゝ時、長門侯、当に少時間に此狹路を

開くへしと云へり、

此行命之人ハ甚た無礼なる者にて、口トリツキスルから我船の茲を出

を欲すと云、更に我国人を無用なる者とせり、

彼等又長門にハ定額之兵二万六千人之外一万六千の浪人

附属すといへり、

二

横浜臨時新聞紙七月九日出板

英国蒸氣軍艦(マ)(バロサコルモレント) 舟号の二艘、去ル

九日当湊出帆、長州表へ探索として趣(赴)しか、今九日四半

時頃、当湊ニ帰帆せり、去十三日夕刻姫島ニ至到着す、

此辺は秋よりイギリス里法ニ而三十里隔り、こゝに於て、
連行きし所の日本人式人ヲ医者(學)の姿ニ変し、三十里の旅
行を為さしめんか為に上陸せしめたり、此間中浪士充満
すと雖も漸々無事ニ着する事を得たり、

去ル九日(コルモレント) 船蒸氣を起して瀬戸口へ進し
か、近づくるに従て瀬戸の兩岸に新築の砲台數ヶ所守ル
と見へたり、(バロサ) 船姫島と瀬戸口との間の中央に
碇を卸し、其辺の測量を為せしか、変事なく事もなかり
し、然ルニ七月六日ニ至り(コルモレント) 船再び蒸氣
を起して瀬戸口ニ至りしか、日數僅ニ七日の間に、以前
よりも大砲の数を増し人数を増したるを見たり、

此(コルモレント) 瀬戸口に近くや否や砲台より実丸・
空丸を發し、船の前を通過せしめたり、同日に式人の日
本人、長州侯の返翰を持帰り來れり、此返翰の其意味は
余等いまた委しく聞かすと雖も、風聞には何か宜からさ
る事なりと、此式人の日本人、此島より我舟を列れ去ル
時云々、長州侯ハ近日今此瀬戸の通行を開くと、

我か舟に接したる人々甚た無礼の振舞ニ而、只々言曰、

今速ニ茲を去て再び此地に来る事勿れと、
且云し、長門ニも国兵式万六千の外当抱へたる浪人一万
六千あると、

◇第六五号 (子七月カ) 報告 『玉里島津家史料三』
(表紙)

横浜貿易評判第四号

横浜貿易評判第四号

日本神奈川開版

西曆一千八百六十四年八月十三日

我邦元治元年甲子年七月十二日

過日、余等オ・フルランド横浜新聞紙ノ一種新聞を布告せし以

来、今茲に英国女王殿下のバロツサ及コルモラント号
なる二隻の蒸気軍艦、当港帰着之事を記載す、此事ニ
付てハ、余等曾而看官に告たる以後、いまた一の説を

も洩す事なかりし、日本人長州人ヲ云コルモラントに向ひ
発砲せしに、其弾丸は空く舳上を横ニ飛過たり、若し
速に此処を走せ去るにあらざりせば、必ず諸砲皆一斉
に発砲せしに至りしなるへし、

長州の太守に贈りたる結局の書翰を彼レ差戻したるに
より、我等断然として可伐の意を決し、速に船隊を送
らん事を定む、

都而国務に關涉せる事件を告知するは日本ニ而尤嚴密
なり、故に我等も又意を用ひて之を聞糺したり、希く
は諸君我等の記載せる条に聊も疑を起し給ふ事勿かれ
と云、

日本人は風説を聞得る事を甚好めり、此程戦争の話盛
に流布す、我等其始末を許多聞得たれとも、確証を得
ざるによりて、只二三説を挙て看官に告る而已、

京師の事甚危急切迫してミカドの恐怖し給ふ事尤甚し
き余り、ヒトツバシは帝の守護として大砲手八隊・小
銃手数隊を引卒して江戸より進発せられたりと、又幕
下の大名の勇猛なる兵士等は、長州藩ロウニンの放火

乱妨を防禦し、且内裏を守衛し奉らんとて、各々争て洛中より馳せ集りたり、戦争の起りしより以来、長州太守の策は、麾下の兵士を数小隊に別ち、日本国の内地処々に分派し、所在に於て一揆蜂起せしめ、其隙に(此カ)乘して北地を略せん事を謀れるなりと云、然るに、此兵士等常に以為らく、大君政府の力ハ能く我軍を制するに足らず、況や我軍を害するを得んやと、如此く彼等は大君政府を覆さんとの悪逆を企たり、我等考ふるに、大君政府の役人等は実に彼の輩と抗するに足らざる歟、既に官軍の戦始りたりと聞得り、日本人は官軍の戦争に付恐るべき僅カの実験を得て、是より外国人を見下す事、今迄の如くならざるべし、遂ひに其援を乞求るに至んとす、○日々流布する風聞の内、僅カ信用すべくして、又驚くべき話を我等記載して示す期ニ至らば、官軍戦争の極度、即國中一般の騒動となりたりと知るべし、

大君政府は或法を設けて、許多の倨傲なる大名を制服する事能わさると見へたり、若し大君政府外国人と親

睦ならん事を願ひなば、政府の実に艱難なる有様を明白に告げよ、又国の静謐に復さん事を欲せば、外国人の懇切なる助力を頼め、遅く歟早く歟、是非取扱がなければならぬ也、

支那の事跡を能く研究学問せし人ハ、方今日本の形勢は殆んど彼国と同政を行ひ、果して其覆轍に陥らんとする事を一寸と見渡しの付なるべし、○若し貌利太尼亜政府を或事より発怒せしむる事あらば、彼必らず十分なる兵力を用ひて、其為す所を遂げ、聊も用捨せざるなるべし、

○横浜ハ当時表向静謐の姿にして、居留人等少しも恟々悸々すへき風聞のある事なし、○外国商人等は揃てしからざる商法ニ而、荷物取引する事を各心痛嗟嘆せり、大君より国内の商人等江敵令を布けるに因れりと云、是物品乏少の訳より起りたるにあらず、全く外国貿易を成る丈ケ縮めんとの策なるへし、一体貿易ハ其国の利益なるに、ケ様なる所置は自ら其利益を嫌ひ遠かるなり、併し大ひに其了簡違ひなる事を察する期あるへ

し、
兩三日前より氣候酷熱にして、室内に掛たる寒暖計九十度に至れり、但居留人は皆壯健なり、又兵卒等の勇氣ハ益銳し、

日本商人市場江持込の産物少して、貿易の形状甚衰微し、輸出の物品随て少し、○輸入も又衰たり、是日本商人等の元手金不足なるにより、或ハ政府の故障せるに因る、夫故輸入の荷物も名計りニ而、纔の取引をする日もあり、又せざる日もあり、

絹糸——凡三百苞の荷物前週到着せり、

但シ大概約束の分ニして、内四十苞程ハ売払ひになりたり、一ピコールに付、五百五十元の相場なり、

茶——一時好期会ありて、荷物沢山集りたり、然るに當時合衆国ニ而茶運上の増たる報告ありしにより、亜国商人は買ず、又英国よりも好からぬ評判を告越したるによりて、直段格別下落しぬ、一ピコールニ付三元或ハ四元なり、

木綿——我れ先日報告せし以来、荷物随分ありて直段

も先ツ坐りなり、買手ハ少し扣目なり、上等の質少し、相場は二十七元より二十八元位迄なり、

輸入——先頃荷物の仕入沢山ありし上に、又々欧羅巴及び支那地方より多分の荷物着したるにより、相場下落して実ニ言ふに堪ざる程なり、然るに日本商人等、

當時元手乏敷、又国内騒乱なるにより捌方宜からず、

○英国女王殿下の蒸氣軍艦イウリヤリユスヨルヤロスに於て、一昨日我

日軍艦の指揮官悉く会合して軍議を為せり、如何なる策を評し、如何なる事を議せし哉、伺ひ知るを得ず

といへとも、当港碇泊の軍艦を近日江戸に廻す欵、中国海に送る欵の二ツをば出さるへし、扱居留人保護の

為にハ、盛大なる兵備を残し、留守中の防禦とす、又

ヨルヤロス船ニ而最後の軍議を為せし時、指揮官等再び会合列坐之上、不残の軍艦当月廿四日我七月廿三日南方ニ

向て発すへしと同意決定せりと云、

水師提督ジョールスは、長者なるを以て、貌利太尼亞・仏蘭西・和蘭三国の上将となりて船隊の命令を司る事に

決せり、又英国蒸氣軍艦コンクエーロール及び合衆国

の小軍艦ジャメストンは横浜居留地の防禦として残り留るなり、

モニトル号なる亜米利加蒸氣船襲ひ打れたる風説
モニトル各号蒸氣船、七月三日^{我五月晦日}箱館を發して長崎に至らんするに、洋中ニ而難風に遇ひ且薪水に乏くなりたるにより、凡北緯線三十四度の間に於て、好キ碇泊所ありて、東岸に小村の見ゆる海湾江走り入たり程なく役人三人船中ニ来り問曰く、何用ありて渡來せる哉、荷主及び甲比丹対曰く、不幸にして難風ニ逢ひ薪炭・水・食料を欠きたれば給されん事を願ふなり、但代料は受納すべしと、此時役人は初て亜米利加船なるを悟りたる様子にて、又曰く、然らば我等頭役江申立へしと云て立歸れり、此時既に日暮なりし、
いまだ日光の全く消ざる際に、村の傍にある四挺の大砲を備たる台場より、第一番の弾丸を打出したり、茲に於て船中のもの精力を竭し、成丈ヶ早く蒸氣を立ん事を務む、彼是する内台場より打出す弾丸益烈し、○今火光の燎々たるに依て敵陣を占ひ見るに、^(風カ)村の前面に楯を並へ立て、其陰に兵卒等隠れ居て、猶廿四箇の

弾丸を船中に打込たり、併幸ひにして船中僅カの損害、又手負の者もある事なし、扱船は蒸氣の立や否や、其処を速に走せ出たり、此時南方ニある大砲六挺備の台場、砲を開て頻りに射撃せり、是又一の功をもなさず、○モニトル船ハ二十四ポンドのバルロツト砲二挺を備居たれば、此方よりも二十六ヶの破裂丸を第一の台場并村中江打込ミたれば、忽ち両所に猛火起りたり、此後船は此海湾を去りて、対馬島に航渡し、其地江上陸して自ら薪を伐り、危く虎口を逃れて、遂ひに長崎に至り、始て安堵する事を得たりと云、此船の打たるは長門の海湾なり、

◇第六六号 (子八月末カ) 報告〔風説書〕

(表紙)

子八月

風 説

一 子八月二日頃風聞書写

一 麻布龍土町長州中屋敷御警衛青山峯之助様・岩城左京大夫様人数之内、青山家足輕風と古井戸を覗キ候処、井中ニ帳面体之物懸リ有之候ニ付、不審ニ存其趣申出、赤坂新町新五郎と申井戸職之者呼寄、井中探らせ候処、帳面数多出候付相改候処、野州之賊徒之往返之留記有之、且一〇公之御名前之書付も有之、其外不容易大事相認有之候由、早速帳類町奉行所へ引渡ニ相成、夫よりして外桜田屋敷之長藩士殿重之御取締ニ而、神田橋御門外陸軍所明屋敷ニ移替被 仰付候由、尤妻子之分ハ身分之者へ御引渡ニ相成候趣、長藩士は御吟味ニも可相成之風説も有之候、

右帳面一条は朔日頃之由、

二

子八月十二日御預人入置候困手薄ニ付被差出候書付
写
(二の1)
 一長州家来陸軍所ニ御移ニ相成、上杉弾正大弼・小笠原

佐渡守・太田総次郎家来へ警衛被 仰付、三家より人数差出警衛為仕置候処、警固之者共追々見聞仕候ニ、御預人之面々何れも主家滅亡之際録々困人と相成居候儀、甚残懐之様子ニ相見得候処、同所御取締之義は場所へ小貫ヲ打付、締ヲ付候迄ニ而甚手薄ニ有之、其上御預人百十七人合同ニ被差置、警衛之者は御締外ニ而警衛仕、御預人之動静も不相分義ニ御座候得は、各残念之余り一同密謀如何成所行も難計義ト甚心配仕候趣申出候、尤警固之義は兼而殿重申付置候得共、右様手薄之御取締ニ候得は、暗夜等ニ一同力ヲ合御締ヲ破り逃出候様之義御座候ハ、百人余之者不残召捕候儀無(束之)覚速奉存候、万一脱走之者も御座候而は、警固之者一同不相立は勿論之儀、乍恐自然

公刃之御威光ニ茂相響可申哉ト心配仕候、依之何卒一際殿重之御締被為在、不慮之変等無之様厚御手配被成下度奉存候、不願恐此段申上候、以上、

八月十二日

上杉弾正大弼内
木滑要人

小笠原佐渡守内

神田六太夫

太田総次郎内

島野十右衛門

(二の²)
一松平大膳大夫様御家来多人数今度御預被 仰付候内遠

藤太市郎ト申者、留守居役相勤候由、同人より歎願之義書取を以申上度旨取次差上呉候様申聞候、右体御預人之儀ニは御座候得共、歎願書受取私共より差出候も不苦儀ニ御座候哉、此段無急度御問合申上候、以上、

七月晦日

太田総次郎内

島野十右衛門

(二の³)
御書取八月二日御渡

書面之趣不苦事

(二の⁴)

本文水野和泉守様へ差出候処、御付札相濟候付同日

直ニ左之通書面出候由、

一此度主人居屋敷ヲ始被召上、急度慎罷在候様被 仰出候、詰居候者一同奉恐入然候処、主人父子之宿志

天朝江忠節 幕府江信義相尽度段兼而申聞候ニ付、私共其意と服膺罷在候処、過ル十九日京都表之變動追々巷説相聞疑惑不少、主人之本意素より交替仕候儀は有之間敷、何欤行違自然事を醸し候儀にも可有之哉、其情実確報茂無之苦心煩念仕、日夜不安眠食罷在候折柄、廿六日御達之趣一入当惑仕候、何分国元之様子不被安候間、龍土邸より直ニ国元へ引取度段、酒井左衛門尉様御手之衆へ歎願書取次相頼差出候処、一旦御沙汰相成候儀、今更歎願之筋御聞届難相成候間、一ト先当邸江引移之上何分又々歎願仕へく由被仰聞候付、詰居候者種々議論も有之候得共、此上過激之挙動万一有之候而は主人之誠意終ニ不明白、益御疑も増し可申候付、慎而御差図を守り、一日茂早く罷帰り国元之様子見届可然と、詰居候者へ種々理解申聞、穩便ニ当邸へ引移候様鎮靜之心配且ク行届申候、然処前断詰居之者江申聞置候理解之趣も有之候間、此上は無他事帰国之儀只管奉歎願候、臣子之情御憐察被成下、格別之御詮議寛大之御所置ヲ以、国許へ御差返し被下候様、其御筋へ

被 仰立被下度、此段伏而奉願候、以上、

七月廿九日 松平大膳大夫内
遠藤太市郎

本文歎願書差出候得共御沙汰無之、其低ニ相成居候
由、

三

外桜田長州屋敷ニ有之品々、左之通

一 玄米五百六拾俵 一百文錢七貫文

一 四文錢拾六貫四百文

龍土中屋敷之分

一 玄米千式百五俵并端米壹ツ

一 白米八拾壹俵并端米壹ツ

一 呷入七ツ

一 金子千兩 一 銀壹兩包貳ツ

一 銀貳拾五匁七分包壹ツ 一百文錢三百式十壹貫四百文

一 小錢拾貳貫四百六拾文

右町会所へ御引渡ニ相成候由、

一 銅 御勘定奉行方へ廻ル

一 武器 陸軍所へ廻ル

一 菊桐葵御紋付之品々 陸軍所へ廻ル

一 書物類 同所へ

右之通引払ニ相成、其上家作道具之儀は、悉く新錢座
江川太郎左衛門殿屋敷へ御廻しニ相成ル、材木類・長
屋こわし候木品共、市中湯屋へ被下ニ相成候積由、

四

七月晦日附浪華來之状内写

松平大膳大夫

家來江

京都より被 仰出候趣ニ付而は、蔵屋敷詰之者不殘早々

引払可申候、

一 毛利左京亮

毛利淡路守

家來共へ

本家大膳大夫家來、別紙之通申渡候付而は、兩家蔵屋
敷之儀門出入差止謹慎可罷在候、

吉川 監物

家来へ

右同文言

五
一松平大膳大夫家来より差出候書付写三通
(五の1)

覚

一米貳万三千八百四拾六俵 但し俵別三斗四升入

一同七斗六升

右土佐堀藏入之分

一同貳万四千五拾三俵 但し右同断

一同壹石貳斗四升四合六勺六才

右富島藏屋敷入之分

メ四万五千貳百九拾九俵貳石四合六勺六才

但右合高

内四万三千六百三拾五俵

但切手形を以売渡米ニ相成分預り米

残而四千六百三拾四俵貳石四合六勺六才

一同六千百貳拾六俵 但し俵別四斗二升八合入

一同五千百貳拾五俵 但し四斗四升入

メ壹万千貳百五拾壹俵

石ニシテ四千八百七拾六石九斗貳升八合

内三千六百三拾九石貳斗五升四合

但し用達之者其外へ合力米、其払渡之分預り米

残而千貳百三拾七石貳斗七升四合

右之通御座候、以上、

七月廿三日

松平大膳大夫内

正木綾熊

本文藏米町人預り米ニ候共、長州屋敷内ニ有之候上

は一切町人共へ相渡候之儀不相成、京地御救御用ニ

相成候間、不残京地へ相廻候様、町奉行より可申渡

旨、廿五日美濃守殿より御城代松平伊豆守へ御差函

有之候之由、

(五の2)

一土佐堀屋敷地・建家・土藏共

一江戸堀同断建家共

一富嶋藏地・土藏共

右之通御引渡仕候、以上、

七月廿三日

(五の3)
覚

一大膳大夫家来共蔵屋敷詰之者、只今不残引払申候、此段御届申上候、以上、

松平大膳大夫内

七月廿三日

北条瀬兵衛

六

京師兵火ニ付市中御触之趣

一此度長州人恐多も自ら兵端開、犯

禁闕不容易之騒動ニ相成、諸人之難儀も不一方候処、

残賊も追々召捕取鎮ニ相成候間、逃去候者安堵帰任可

致候、将又妄りニ焼払候坏と浮説を唱候輩茂有之哉ニ

候得共、右様之儀は決而無之候間、銘々職業を勉、立

騒申間敷事、

一元来長藩人、名勤

王託し種々手段ヲ設ケ人心を惑候故、信用致居候者茂

有之候得とも、

禁闕江発砲之逆罪明白ニ而追討被 仰付候、若信用致

し候者も前非悔改心候者は、御有免可相成候間可申出

候、且潜伏落人と見当り候者、早速ニ申出候ハ、御褒

美可被下候、若隠置、他より頭候ハ、朝敵同罪たるへ

き事、

元治元年子七月

奉行

七

浜田様より御用番和泉守殿江差出ス

一旧冬已来外夷長州へ襲来之風聞有之候処、当節ニ至り、

弥甚敷英仏襲来且夕ニ迫り候趣ニ候、就而は近国之諸

藩此節より援兵可差遣置之風聞も御座候、左候得は実

ニ 皇国之御一大事、古今從來之

御栄辱之関係可任義勿論之儀と奉存候、然ル処彼レ長

州復讐之名義之趣ニ候得共、若虚唱を以威し候哉、実

は 皇国を併吞せんと欲する儀ニ有之、守衛仕候より

外ニ有之間敷、又長・防・芸・石之境目彼レ分明ニ存

知居候哉、警承知致候とも併吞之志ニ候ハ、近国江

可浸入も難計候、就而は領海防禦筋之儀、日夜焦思仕

候得共、小藩微力ニ而万端意外ニ届兼、不堪憂苦ニ候、中ニも浜田城之儀も北海ニ築出し有之候而、左右共軍艦を以砲発候得は必定本丸江も相達可申、其外防戦甚不便之城地ニ付、応兵端等開候ハ、牛角之戦出来兼可申処、当領分之義は幸多山ニ付、險ニ寄種々軍謀を以防戦いたし可申心得ニ付、海岸を退き致城築度兼而目論見罷在候処、不容易儀ニ付追々及延引候処、急迫之時節ニ相成候間、領分那賀郡七条村小笹村之儀は兵家ニ所謂堅固之地ニ付、不取敢城形其外共取建、老君・婦女子等右場所へ相片付置、万一之節は砲台戦争之模様次第、是迄城地自焼致し戦地ニ可仕候、依而本城取建之儀は追而奉願度奉存候、此段兼而御届申上置候、以上、

六月廿一日在所候付

松平右近将監

八

子八月六日松平美濃守様より被差出候写

一 美濃守悴下野守義、京地発足前建白指上候内、長州へ異艦襲来候は応援も可被仰付、若右襲来之船開港之場

所へ乗廻船致修復等候而は、

御国体不相建義ニ付、襲来之船ニは仮令開港之場所たりとも及掃攘候様相成、自然其節碇泊之商船彼ニ致応援候は、是又同様打払被仰付度、此段外夷へ屹度御敵達相成度旨申上置候、右存意之趣帰国之上美濃守江も打合候処、同意之事ニ御座候、右之趣御採用被成下、外夷へ御達ニ相成たる義に御座候哉、先達而より長州へ異艦襲来之風聞切迫ニ有之候ニ付、駈と居り相定置度、且右御決議否之趣未拜承不仕内自然襲来等仕候ハ、毎事建白書之通取計候心得ニ御座候段、於京地在京之家来共より奉伺候処、御帰府之上御挨拶可被成との趣、委細 御沙汰之趣国許へ申越候処、速ニ御指図相成不申候而は居相も立兼、且隣国江打合等運ひ兼候条、猶於爰許奉伺候様申越候付、先日も委細申上置候、然ル処長州表へ夷船数艘相廻候由風聞仕候、弥以同表へ致渡来候は、於国許之取計振ニ付別而苦心仕候儀ト奉存候間、何卒早々御差図被成下度、左候は速ニ国許へ申越度奉存候ニ付、尚又奉伺候、以上、

八月六日

松平美濃守内
永田直次郎

九

八月廿三日

(九の1)
豊後守殿御渡

大目付江

一毛利大膳父子始為 御征伐

御進発被遊候ニ付而は、 御征伐之日数素より難見定

候得共、大凡五六ヶ月程之見定を以、御扶持方直相渡

候事、

一甲冑持越候儀は可成丈手輕ニ致し、從者共衣服は其人

見込之品相用不苦候事、

一得物之義ハ御行列ニ加り候節は可成丈相携、其外は銘々

相携候儀勝手次第之事、

但從者同断之事、

一衣服之義、具足・下着・陣羽織・裁付、或は伊賀袴相

用、尤道中は割羽織取交不苦候事、

但新規調候分ハ、総而相用候節之陣笠相用候事、

一徒若党之衣類、胴服・裁付、或は半天・股引相用不苦
事、

一武器・馬具、虎皮相用候儀無用之事、

一火事具・礼服等は用意ニ不及候事、

一御道中雨天之節は桐油・蓑取交相用不苦候事、

但從者同断之事、

右之趣御供之面々江可相達候、

(九の2)

御同人御渡

大目付へ

一毛利大膳父子為 御征伐

御進発之節、御供之面々来月中旬行軍

上覽可被 遊旨被 仰出候間、来月十日迄諸事相整置

候様可致候、講武所・奉行・大番頭其外万石以上以下

之御供之面々早々可被達候、

八月

一〇

子八月廿三日加州様より御近親方江左之奉札到来之

由写

一 以 手紙致啓上候、然は前月十九日、長藩之者共奉対
禁闕不容易及挙動候節、筑前守儀不一通病氣とは乍申
被引取候仕末、奉対

朝廷、既ニ 公辺江迷惑至極ニ付、先不取敢筑前守儀
逗留先き江慎方之儀中納言殿より被申懸候間、慎中都
而勤向等扣被申候、此段各様迄云々、

——様

太田勘左衛門

——様

広瀬五十五郎

一 子七月廿六日田沼玄蕃頭殿御渡御書付写

(一の一) 野州常州行の面々一覽

一 官軍は惣勢并人足等ニ至迄発揮と可相分合印可用候、

御番士は猶更組々夫々ニ睨と取極置可申事、

一 陣中夜討朝懸ケ別而可心附事、

但同所迄混雜不致様、宿々江振分休泊之事、

一 援兵之諸家場所割寄日限之儀は敵中へ不洩様可被極事、

一 諸家之人数へ御徒目付・御小人目付之内より忝人ッ、

可差出事、

一 水戸殿領分出入口之内別而府中・竹原・片倉・宍戸殿
重心得へき事、

一 松明・草鞋・簞・真木・筵・苫・縄・竹木・明俵・四
斗樽・柄酌・手桶・鋤・鍬・掛矢・鉈用意、陣所々々
江持運候様、戦場最寄村々江触宛置へく候事、

一 陣中不用之諸荷物可相省事、

一 陣中間者・紛敷者、嚴重可相改事、

一 陣押之節、順路物見之者無怠愠可差出候事、

一 諸勢通行之節、於村々呑水等差出、夜中は篝火等焚置

へく旨触置事、

一 諸家城下は勿論、在町ニ而狼ニ武器其外玉薬之類壳捌

間敷旨相触置候事、

一 追討中は御代官最寄村々御領私領共無差別繁々見廻候

様申渡置事、

一 官軍之内道中筋其外ニおゐて我雜之所業有之哉ニ相聞

候間、不取締之儀無之様、頭支配より嚴重申渡可有之

候事、

一兵士農民共逆徒差押候欵、又討留等有之節、金子ハ多
少を不論兵具・馬等ニ至迄分捕可申付事、

一旦徒ニ加り候共、先非を侮自訴等致し候分咎之沙汰
ニ不及、於場所御賞拳可有之事、

一逆徒形跡を陣中へ忍入義頭、召捕候分ハ為見懲其場ニ
於て死刑ニ可被行事、

一江戸表ニ而軍儀相決候上は惣勢持場を定、街道筋ニ引
別進発有之候ハ、道中筋混雜も少く道筋抄取候弁理
ニ可有之候事、

七月

(一)の2) 筑波山口々御持場

一白井

(歩)兵隊 鳥居丹波守様

一沼田

(歩)兵隊 戸田越前守様

一洞下

板倉内膳正様

一石田

石川若狭守様

一北条

土屋采女正様

一小田

丹羽左京大夫様

一ナシ塚

一風田峠

牧野越中守様

一真壁

(御)先手 御小性組番頭

一下館

(神)保山城守殿 御十人頭

一下館結城之内

御徒頭 玄蕃頭様

右之通御座候

一一二

久世謙吉

浮浪之徒、下総国葛飾郡流山村并野田村・上花輪村辺
暴行、金錢掠奪致し、右最寄徘徊いたし候趣ニ付、見
掛次第村々より新イ宿御園場所并関宿表へ訴出候筈ニ
付、迅速人数差出搦捕候様可被致候、尤手向候欵、又
は手余り候ハ、討捨不苦候、井上河内守へも同様相達
候間可被申合候、

井上河内守

同文言、

一一三

浪人

池田光三郎

江幡 子十九才
十郎 子十九才

農兵

弥三郎

子廿五才

清之助

子十八才

右之者共下総国八幡町最寄村々立廻り、寺院又は富家
取押込、鎗・長刀等数多奪取、其外品々悪行有之趣相
聞、難捨置旨、関東御取締増山権助美濃守領分下総国
大森村役場へ掛合候付、詰合之人數差出、去十一日夜
木下河岸百性兵^(姓)左衛門方ニ而召捕申候、依之掛合之上
増山権助へ引渡申候段、右同所役場より申越候、在京
中ニ付家来之者より御届申上候事、

右八月十三日稲葉美濃守様より御届ニ相成候、

(一四の1)

八月七日助御用番和泉守様より御達之由

一 松平右京亮

常州筑波山ニ集屯罷在候浮浪之徒、此程下山いたし、
水戸殿領分同国潮来村^{しほり}最寄へ集屯致し候由ニ付、早々
佐原村へ人數差出、取締向厳重行届候様可被致候、尤

暴行等及び候ハ、速ニ追討可被致候、堀田相模守江茂
相達候間可被申合候、

八月

(一四の2)

一右京亮人數下総国佐原村へ早々差出候様、水野和泉守
様より御達之処、野州出張之人數帰着不仕、御猶子之
儀当八日御同所様へ一応申上置候、然ル処右京亮領分
同国銚子之儀追々騒敷、筑波山役所之よし肩書ニ而常
州潮来村ニ罷在候浪人竹内百太郎・小林幸八・畑筑山・
加部木左右介と申者より米金取集早々可積送と之書状、
去ル四日荒野村役人迄差越、只今宮村・野尻村百姓共
右潮来村迄罷出候様申越候旨、夫々訴出候付、何れも
差留挨拶不為致候ニ付、定而風聞之通近日乱妨・放火
等可致哉、心配手当仕居候段、同所詰家来共より申越
候、尤追々人數差遣候得共、前頭之次第ニ付当節佐原
村へ出勢難行届、且同村は此程村替ニ而堀田相模守様
御拜領ニ付而は、右京亮方援兵之心得ニ而兼而御代官
様より御達之持場内より人數差出置、同村江急変之節

應援仕度、領分銚子之方異変之節も相模様より佐原村詰人数より援兵有之候様、兼而御沙汰被成下度、此段御内意申上奉歎願候、以上、

八月十一日
松平右京亮家来
菅谷治兵衛

一五
御用番備前守殿へ南部美濃守家来を以差出候書付写
一今般美濃守国許江以

上使、常州辺浮浪之徒致暴行候ニ付為御警衛早々人数召連出府候様可致旨被 仰出候、
御懇之 上意相蒙り候旨申来候、此段御届申上候、以
上、

八月廿一日
南部美濃守内
沢田恒太

一六
八月四日風説書写

一先達而中より八幡船橋辺江屯罷在候浪士又は水府勢、
七月廿九日・晦日兩日ニ同所出立、小金町江罷越、新
イ宿町・松戸宿・金町村辺ニ屯致し居候浪士共と一手

ニ相成、当月朔日頃同所出立、水戸御国許へ罷越候由、
一武田伊賀守・同彦右衛門等も、前同様御国許へ罷越候
由御座候、尤只今小金町ニ農兵計四五拾人程も残し置
候由、

一田沼侯未古河御逗留、御目付様各兵等結城辺御止宿、
土浦侯・笠間侯・壬生侯ミヅノいたまた御人数出張も無之由、
一聞書之佩申上候、当七月廿五日朝、水戸江江戸より入
口紺屋町と申所へ、水戸天狗組より火ヲ付焼立、横道
より水戸表姦者組を討取申へく積之処、姦者組ニは大
將朝比奈弥太郎ニ而、必火事ハ謀事ニ而横道より参候
ト考へ、勢を伏侍居候処へ天狗組押寄来り、其節大小
炮相掛候付、悉く散乱いたし、即死廿三人・怪我人三
十七人と申候由、右廿三人之内千種太郎・木村又蔵・
武田某討死、此度は朝比奈方大手柄と申事ニ御座候、
此後必出陣ニ付、色々(マヤ)に風致し居候由、水戸海辺迄罷
越候飛脚之者より承り候事、

一七
子八月十一日御用番牧野備前守様へ被差出

(一七の1)

一兼而申上候通、此程浮浪之徒、大平山・筑波山・小金
通追々退散致し、府中辺并水戸殿御領分小川館・玉造
館・潮来館ニ多人数屯集罷在、私陣屋差挟ミ夷形之体
ニ而往復仕、此程ニ至候而は凡三千人程相集、日増ニ
加入仕候者も御座候哉之趣に御座候、然ル処去六日、
私領分冲須村郷土森作猪太郎ト申者宅へ、右小川館取
締田丸稻之右衛門病氣ニ付、名代遊軍副將藤田小四郎
ト申者罷越候由、注進申出候ニ付、早速藤井左右馬・
永井彦太郎・吉田房五郎ト申者差出為及面会候処、当
節切迫之場合故武具借用仕度、御小家之義不相調候ハ、
相願間敷、左候ハ、強而可及劫奪候、併今日之急務は
兵器而已ニ有之、右等茂難相成候ハ、稻之右衛門差
図ニは無御座候得共、金穀ニ而も御尽力被下度趣申聞
候由ニ御座候間、武器之義金穀之内たり共決而難相成
旨、同八日敵敷為及断候、就而は定而早々人数差向接
戦可相成義ト奉存間、家来共夫々敵重手配申付置候得
共、小家之儀且安政三辰年正月申御届申上候通り、陣

屋類焼之節武器類焼失仕、其後追々武器類取集十分ニ
行届兼候得共、此程之場合ニ相成候而は家中一統必死
を極メ防戦仕候心底ニ御座候得共、少人数之儀、浪士
方は多人数之事故、及戰爭候而は甚以心痛当惑仕候、
依而は從 公辺御加勢御人数御差図被下候様仕度、此
段奉願候、以上、

八月八日在所日付

新庄駿河守

(一七の2)

同十六日御附札

書面加勢人数御差向可被相成候間、玄蕃頭出張先
へ早々注進可被致候、

一一八

子七月晦日水野和泉守様より家来御呼出御書付御渡

松平大炊頭

水戸表不穩候ニ付、水戸殿被致帰国取締可被申付候処、
当表不容易折柄帰国之儀被相願兼候ニ付、為名代其方
へ差下し取締方被致度段被仰立候ニ付、其方儀忠
御免御暇被下候間、早々出立候様可被致候、

一九 子八月十二日常州より来状之写

一 昨七日九半時頃、宍戸様稱吉宿御通行ニ相成、引統
き水戸大身并小金詰農兵迄凡三千人余恇概ニ通行ニ而、
宿内大混雜いたし候得共、無滞繼立ニ相成申候、宍戸
様ニは府中御小休ニ而、夜分竹原宿迄御通行竹原御泊
之由、然ル処諸生方ニは今以竹原ニ御逗留、此上如何
相成候哉、扱々騒々敷事ニ御座候、浮浪共は矢張府中
ニ集り居申候、

一 前文略ス、先日田中愿蔵徒組長田某、百五拾人程ニ而
水戸在野口より府中へ参り懸ケ、鯉淵土師辺ニ而土兵
大ニ起り、互ニ鉄炮打合候処、田中組大ニ敗し^{本ノマ}、
し、逃際ニ土師村へ火ヲ掛候処、四十軒計の村稍四軒
残り、田中組大敗軍ニ而、金子入候長持等不残打捨、
府中へ逃入候節は余程怪我人有之由、田中愿蔵事土師
一戦前水戸ニ而生捕ニ相成候由、多分実説ト申事ニ御
座候、

二〇

八月十六日夜被仰渡

水戸殿庶流松平大炊頭一類之内并水戸殿家老ニ可渡
書付

但大目付京極越前守席江出候事、

(二〇の1)

大炊頭父

松平主税頭

隠居之身分ニ而彼是不容易事共ニ關係致し、其外

水戸殿より

御直ニ被仰上候次第も有之候間、永蟄居被

仰付之、

別紙之通被 仰出候間、其方共罷越可相達候、就而者

取締之儀重役共江申談嚴重可被取計候、

(二〇の2)

水戸殿家老へ

大炊頭父

松平主税頭

同文言

右之通被 仰出候間、此段可被申上候、就而は取締之

儀、水戸殿より厳重御取計被成候様可被申上候、

八月十六日

二

八月十八日夜常州より足輕飛脚着来状之内

(二一の?)

一 宍戸様其外水戸大身方小金詰農兵迄都合三千人程、九

日夜府中・竹原・片倉・宍倉・小川辺旅宿、翌十日宍

戸様水戸城下近所迄御通行之節、水戸書生組出向ひ、

宍戸様ハ相通し可申、外御供之面々等は一切通行不相

成段及断候処、御供之面々等は押而相通り候処を大砲

三発打掛ケ候ニ付、手負死人有之由、夫より書生組ト

水戸大身小金詰之組ト双方へ相分り、日夜合戦之用意

ニ而所々奔走いたし居候由、右之様子駈と不相分候間、

数人探索申付所々へ差出候得共、何共虚説而已ニ而実

情相分り兼申候、

一一昨十三日朝、筑波山是迄残り居候浮浪飯田群蔵ト申

者、五六十人 公儀御人数筑波西麓迄押来候付、筑波

より府中迄逃来候処、大将より一戦ニも不及逃帰り不

覚之由叱りを請、同夜又々筑波山上へ引返申候、

一 今日杯府中辺ニは浮浪何程茂居不申、大躰水戸近所へ

集候由ニ御座候、

一 公儀御人数筑波山西麓迄御着陣之由、未タ山東江は御

出張無之候、将又浮浪組千人程茂有之候処、此節ニ至、

右之水戸大身小金詰之組と合並ニ相成候様子ニ而、今

以勢ぐしけ不申、追々如何相成候哉、未相分り不申候、

八月十五日

(二一の?)

別状之内

一 漸々 公儀御人数茂古河宿を十一日頃より筑波江向ケ、

諸方口々江御手分ニ而御取掛之由、此節筑波山ニは僅

人数五六拾人程居候由、御人数御操出し追々筑波山へ

近候と申由承り、十三日早朝ニ府中ニ逃下り申候、染

屋村を早足ニ而罷通り候間、皆々ニ而高見へ参り遠見

いたし、然ル処府中ニ而大将之申候ニは、譬へ 公儀

の御人数多勢ニ而押来り候ニもいたせ、敵之旗色茂不

見逃参り筑波山を捨ものニいたし候は、臆病之由ニ而

叱りを請、同夜右人数又々筑波山へ罷登り候積り而、
 片野・小幡辺迄罷越、夫より筑波山へ這入り候由、片
 野辺江十五六人位遠見として詰居候、染屋村之方寺等
 借用いたし度由、若染屋村之寺へ参り逗留相成候得は、
 僅差渡二而目之下へ見へ申候、余程心配ニ御座候、可
 成は染屋・片野辺穩ニ致度、府中杯も宿内町家ニ而荷
 物取片付諸方縁者之方へ運ひ、又ハ山中へ逃入候由、
 其外片野も昨今ハ皆立退ニかゝり居候由、是ニ限らず
 いくらかも立退候村方宿々御座候而、誠ニ目も当られぬ
 事ニ御座候、

一 小金原通辺へ浪浪屯いたし居、旅人之金子借用致度趣
 申聞候よしニ御座候、其外諸所へ屯いたし居候由、風
 聞仕候、

本文右は本堂内膳様御在所よりの足輕飛脚持参り候
 書状之由、宍戸様ト御座候は松平大炊頭様御事ニ御
 座候、

二二

八月十七日風聞書写

一 常州筑波山江屯集之浮浪徒為御追討御役々様、去十四
 日より御仕寄之処攻口御不都合ニ有之、筑波近辺何ト
 欽申川へ新規之橋御取建ニ付、此職方江戸小網町より
 人足五拾人程兼而罷越、右場所へ橋掛渡取懸り候処、
 浮浪共より不意ニ大砲打かけ打崩候ニ付、職方之内式
 拾五人即死、此者共頭之毛を切、小網町江差送候、是
 ハ銘々家族引取葬候由、実説之由風聞、右打崩し候勢
 ニ乗し、御役々御人数へ打向襲来候処、御人数敗走い
 たし候趣、専ら風聞ニ候得共、此段虚実駈と相分り不
 申候、

二三

八月十七日夜牧野備前守様より土屋采女正様御家来
 御呼出左之御書付御渡

(二三の1)
 一 領分警衛等嚴重手当いたし置、水戸殿御領分之者通行
 致し候ハ、差留置取計相伺候様可仕候、尤不法之所業
 ニ及ひ候ハ、打捨候共不苦候事、

(二三の2)

口達之覚

別紙之通相達候儀は、松平大炊頭人数之内ニも浮浪之徒、其外如何之者共も打交り居候趣ニ付、右之心得ニ而水戸表より罷登候者ハ、仮令重役之者たり共差留置可申候、若不法之儀等有之候ハ、切捨候様可仕候事、

二四

八月十九日夜同所御呼出ニ而御達

一領分土浦水戸殿家来通行之儀は、一切差留候趣ニ候得共、御同家飛脚ニ限り通行為致候様可仕候事、

二五

同日御達

(二五の1)

加納官一郎

一野州辺江屯集浪浪之徒、当節水戸殿領分潮来村へ相集居、最寄村々金銀其外強談等いたし候趣ニ付、木下内^{ササケ}辺江早々人数差出、同所江備置川筋船ニ而通行、又ハ陸地罷通候者共見懸次第、無酌^(斟カ)酌討取方嚴重可被取計候、堀田相模守・久世鎌吉江も打合不相洩可被取計、依之御府内昼夜廻り被成御免候、

(二五の2)

山口長次郎

野州辺ニ屯集浮浪之徒、当節水戸殿領分潮来村へ相集居、近村暴行等ニ及び候付、其方在所在合之人数早々差出、追討可被致候、尤右輩は暴行有無ニ不拘見掛次第討取、水戸殿領分且館内等迄も附入、無斟酌十分ニ討取候様可被致候、右之趣近領諸家江も相達候間、可被得其意候、

松平大蔵少輔

内田騎一郎

井上筑後守

同文言、

二六

八月廿六日御届

(二六の1)

一私在所常州新治郡志筑陣屋領内共、兼而御達之通手配申付置候処、今廿四日朝五ツ時頃、府中宿ニ集屯仕候浪浪共、俄ニ他領染吉村江致放火、所々より忽火煙立登り火勢盛ニ相成候頃、浪徒後詰之人数茂押行候由、

凡式百五十人程ニ而及乱暴、尚私領分栗田村江向大炮
數十発打掛候ニ付、同村へ兼而出張屯集罷在候一隊之
人数よりも早速大炮打掛、二之手人数も差出置候間、
致後詰及炮戦候処、浮浪致敗走候哉、黒煙ニ紛悉く逃
去候間、午之刻過一ト先二手之人数引揚申候、兼而出
張之一隊は同所ニ相固罷在候、其後

公刃御人数多勢并鳥居丹波守人数も凡四百人程同所ニ
出張御座候、尤発砲中浪徒之内余程怪我有之候様子ニ
御座候得共、私人数之内怪我無御座候、尚夫々敵重手
配申付候、此段不取敢御届申上候、以上、

八月廿四日

在所日付

本堂内膳

(二六の2)
一私領分常陸国新治郡村々へ先達而中より度々浮浪之者
立入及難儀候ニ付、兼而被仰出も御座候間、同郡真家
村名主真家源右衛門宅へ為取締家来之者人数召連出張
罷在候処、去十八日亥之刻頃、右源右衛門門前へ俄ニ
浪士鉢之者凡五拾人程押寄、門之窓打破砲発及乱入候
ニ付、早速同所詰家来人数立合及戦争、敵方式人討取、

其余散乱逃去申候、尤兩人鉢巻ニ千種太郎・鬼沢幸助
ト記有之、右死骸は最寄寺院へ仮埋申付置候旨、兩人
着具其外場所ニ而取上候品、別紙之通御座候、且家来
人数之内足輕式人手負申候旨、在所表より申越候、此
段御届申上候、以上、

八月廿三日

山口長次郎

(二六の3)
別紙

覚

一

千種太郎

当子式拾四才位

着具

一 白縮緬筒胴着 一 小柳万筋襦高袴

一 琥珀堅縞帯 一 黒八丈脚半 一 紺足袋

一 白縮緬鉢巻

但千種太郎平義照子年式拾四才ト記有之、

一 麿一本 一 刀一腰身長サ二尺五寸、銘谷定家近、
太刀拵態毛尻輪掛ケ

一 短刀身長サ九寸、銘吉家、
青波燧袋付、内一朱銀一分卷朱小鍵入、

鬼沢幸助

子二拾五才位

着具

一 白木綿筒胴着 一 浅黄紺小倉堅縞袴

一 白木綿鉢巻但し鬼沢幸助ト記有之、

一 紺呉縞帯 一 紺足袋

一 刀一腰身長サ二尺五寸、銘相州住正、黒糸柄

一 脇差身長サ一尺六寸、銘和泉守国定、黒糸柄

外ニ拾有之品

一 鉄炮耆挺玉目三匁五分

一 大炮車台計 一 拵付刀一腰

右之通御座候、以上

◇第六七号 (子八、九月頃カ) 報告

〔『玉里島津家史料三』
一一一五〇〕

(表紙)
(付箋) 「第四百五十八号」

新聞紙

翻訳

一(のし)
横浜新聞

墨利堅船ターキャン、十六日下ノ関出帆して同廿一日夜半横浜に着せり、同船載せ来りし新聞によりて、左の事件を知れり、

去ル九日和儀を結ふの後、新聞に列すへき事件なし、但シ米船の出帆前午後萩より兩人の士官約速書(來)を持来り、

各国の官に示せり、此約書は正しく松平大膳大夫の手に出る所ニして、此際各国列官より談判に及ぶ所の返翰也、

○其日に曰く、各国と既に和儀を取結ふの後、交際日々(睦)に親陸なることを欲す、且ツ下ノ関に於て盛に商港を關

くことハ素より我カ願望也、其他各国の軍艦・商船を論せず、当港通航の時、薪・水等の欠乏あらは、其請に随

ひ運給すへし、但シ此度和睦を冀ふ上ハ、其勞を謝し其費を補ふ為、贖金ハ倉廩府庫を尽して各国の意に応すへ

し、○從來当港ニ於て許多の台場を装置せることハ、朝(バク)暮の命ニ從ひ攘夷の為に備へたり、然るに今既に和儀を

結ぶの時に當てハ、無用の頼備なるへし、之に因て已に崩壊せるものは復治せず、而して新地に造築する等の事ハ決して之を廢絶せり、

(一の2)
中国海戦争新聞

西曆一千八百六十四年九月廿一日我元治元年八月廿一日

神奈川刊行の新聞紙より訳出す、已に十八日開版の別段新聞に載たる文は之を略ス、参考して此評略の異同を斟酌し、当日の光景を相像すへし、訳者の語

別人の文通ニ而下の関の戦争に就て、左の説を得たり、
書翰の写、

ア・クープル君の指揮せる軍艦第八月廿九日我七月廿八日に横浜を出帆し、第九月二日我八月二日也、已下彼方之月日ニ當るハ注を下サスに姫島へ到着し、前以て定置たる場所ニ至り碇泊をせしに、英国軍艦ベルシウスは既に石炭船と共に此所ニ在て待受たれハ、直に軍艦に石炭を積込、四日に碇を揚げ下之関へ進めたり、其節英船コケッテは後より来り、数多の軍艦に

加ハリて諸共に進発せり、右軍艦は晚第六時時頃六に蒸氣を発し、第九時半頃五時に下之関へ到着し、第一番に台場より二三里離れたる所に碇泊し、翌朝ニ至て水師提督には英国軍艦船号タルタル(甲比丹ハイエス)、パロツサ(甲比丹トウエル)、レオバルト(甲比丹レキー)、仏国軍艦チュ・フレイ、和蘭軍艦メタリスコロイス并にヂャンビ号令を伝へ、昼後第一時時九半に第一番台場に向ひ炮を發する用意を成さしめ、進て第一番台場の前に半円状に列したり、但シ其已前日本役人式人來りてイウリヤリユス船に乗り、水師提督に面會し、軍艦下の関の海狭を越えんとする時刻を告られなハ、長州侯ニ申述、台場より砲發せざる様ニ取計ハんと言掛たれハ、提督は是に応する事なし、但シ汝か方より砲を打掛る事なくとも、我方よりは砲撃すへしと答へたる故に、我軍艦台場の前に列したる節必定彼方より炮を發スへしと考へ待構へたれ共、一彈丸をも發する事あらざれハ、昼後第三時廿分八半に至て、イウリヤリユス船より砲發を始めたり、其時台場よりも之に應し一度に炮を我方に向ひ打出したれ

共、其弾丸多くハ我軍艦に達する者なく水上に落、我船の進ミテ弾丸の達すへき所に到りし頃までにハ、既二三個の台場にある敵の炮手を追払ひたり、○考ふる所にてハ、此台場より炮発せしハ僅一時半^{四分三}程の間なるへし、第一番台場ハ大炮十門を備へたり、但此第三の台場ハ海浜にある者にして、洲の袋にて造りたる者也、台場に備へたる大炮の大きサハ一様ならず、多くハ青銅にて造れり、吾船中にて之を熟見せハ、更ニ其精密なる記載を君に送らんと欲す、

上に載たる軍艦台場の前面にて戦ふ間に、ベルシウス船・メチュサ船・コケツテ船及び炮艇ブンセルより台場の側面へ頻ニ打掛たるを以て、日本人は之を畏れ一時半程^{四分三}にて炮を捨て逃去れり、然れ共時々帰り来りて砲発するを以て、我方より破裂丸を以て打込たれハ、再ヒ逃去れり、

我方より四個の台場に向ひ砲を発し、^{時暮六}晩第六時頃ハ全く之を打静めたり、○其夜ベルシウス船の指揮官兵士を率ひて上陸し、大炮十門に釘を打附け、諸方へ火を

懸たるを以て、第一第二の台場及び人家も焼出し、暗夜なるに因て火燄盛に燃上り、明なる事白昼の如し、然れ共無益に住家杯を焼払ひ土人害を蒙らしめたる事ハ無かりし様子也、思へらく、初日の戦は之を終とす、○吾ハ^{終日カ}終る用事多く、只僅の間暇を得て之を君に告知らす事を得たるのミ、

吾此日の死傷を記す事を忘却したり、○タルタル船ハ、其近所にて破裂弾の発したるを以て五六人の怪我あり、パロツサ船ハ、タルタル船と同じ程の怪我人あり、レオパルト船ハ、実弾の為に艦を打碎かれ甲板を打抜かれ、船身に大なる損害を請けたれ共、幸に一人も疵を蒙りたる者なし、メタリスコロイス船・チャンピ船も船中にて破裂したる弾丸の為に少しの死傷あり、戦の第二日即第九月六日^{八月六日}の前夜の間、日本人暗に乘し再び大炮を台場に備へ直し、晩に至りて第三番台場よりレオパルト船へ打掛ケ、第四番台場よりハ、タルタル船及びデュブレイ船へ打掛たりしか、始めて打出したる弾チュフレイ船に中り、^{マコ}仏郎亞人二三人を殺し、其外の者をも傷けたり、

○此日に台場より砲を放ちたるの時刻、前日に比すれハ長からずと雖も、第四番の台場より打出したる弾ハ別して我船に害を成し、タルタル船にてハ第一等流底南并にミトシブメン甲必舟の命に従ひ船中に於て種々の用途を為す者、其外七人の怪我人あり、就中第一等流底南ブロンロウハ其股の内を剥き取られ骨に傷を請け、ミトシブメンは足に二ヶ所の傷を蒙れり、

上に記載したるか如く、台場より永く発砲する事能ハす、朝飯頃ニは已に上陸すへきの号令を出し、甲比丹アレキサンドルの指揮せる青揃の兵二コンペニー隊及び海軍兵士を尽く上陸せしむるの用意をなせり、上陸すへき兵士を載せたる小舟をペルシウス船・アルギユス船・メデユサ船・クーキヤン船・コケツテ船にて海岸へ曳き寄せ、上陸するを援へるの備を成し、終二昼前十時(ママ)四時頃に勇々數有様ニ而上陸せり、○英・蘭・仏三ヶ國の青揃の兵士將校の指揮を請け、一度ニ小き丘江登り、第一番の台場を奪ひ取りしか、英國の旗と仏國の旗とを殆ト同時ニ相混して台場ニ押立たる故ニ、何れか先登なるを知り難し、

其後第二乃第三番の台場を取りたりと雖も、敵少しも之に向ひ防戦する事なし、又第四番の台場ハ余程距離多きか故ニ、海軍兵士及び青揃の兵士を別々の路より差向けたりしか、余ハ英國の旗を第一に押し立るを見たり、○既ニ四ヶ所の台場を奪ひ取りしかハ、兵士速に砲を卸し、且其車台を焼き捨たり、○其間に流底南羅拏ンユテルカ率ひたる海軍兵士國內に入り敵を捜し求めたれども、皆逃隠れたれハ漸く晚ニ至りて日本兵士の屯したる陣所及び野戦砲を備へたる台場を求め出せり、○此台場よりハ葡鈍弾或ハ小弾丸を夥しく我兵ニ向ひて正面より打ち出せるを以て我兵大に損傷を蒙り、士官の内にも傷を請たる者多し、

イウリヤリユス船にて

甲比丹アレキサントル足に傷を請る、流底南アトワルツ脚に傷を請、ミドシウプタン老人前同断、

海中兵士隊中にて

甲比丹チ・コウルレー傷を蒙ル

流底南イングリス右同断

○按に別段新聞にデ・コンリに作候は同人也、いつれもか活板の誤字なるべし

此時総計死人八人、傷者二三拾人あり、○此台場を攻取りたるハ此日の戦争中の最も烈しき合戦にして、若終ニ其野戦炮を奪ひ取るに非れハ、敵兵夜の間にも再び其備を立直し、我かベルシウス船に向ひ発砲すべし、若し然らハ此時ニ方りてベルシウス船上陸の兵士を援くる為に、余り海浜に近寄り、終ニ沙上に乗掛しに、折悪く干潮となりて未曳出すことを得ざる場合なれハ、此炮の為に大小損害を請くへかりしか、嗚呼幸なる哉、○翌日の晩ニ至り始めてアルギウス船・レオパルド船の力に依り、ベルシウス船を曳き出す事を得たり、此度の合戦中最も不都合なりし難儀ハ、只此船を曳出す一事のミ也、○夜ニ入りて傷人を最近き船へ送らんと決せしかハ、アルギウス船及びレオパルド船の二艘へ分ち送たり、○敵の台場及び炮の車台等は皆打崩し、兵士の屯所に火を掛けたれハ、夜中其火盛ニ燃上り候を見たり、其後我兵悉く船へ帰り、先ハ是までニ而其日の合戦全く終れり、○此合戦の最中画師ベート写真鏡にて図を製し、倫敦新聞に

予れる画工ウキルダマンといふもの、戦争の様子写したり、○タンクレード船はいホ府按に図ニハサホと書けりまで進ミ、其台場ニ向ひ炮を放ち、且市中に火を掛けたれハ、其烟我船の碇泊したる所迄見えたり、○六日の事大略此の如し、七日、○此日ハ軍艦多く休息したりと雖も、昼後ニ至りてタルタル船・デュブレイ船・ヂヤンヒ船・メダリスコロイス船碇を上ケ、海峡に溯り、大炮四十五門を備へたる由の堅固なる台場を攻めたれとも、敵方より多く砲を打出す事なし、其余の軍艦にては前日奪ひ取りたる砲を浜辺に引出し、船へ積込むの用意を成せり、

八日、○ベルシウス船は昨夜十二時半夜に碇を挙げ、海岸ニ進ミ兵士を上陸せしめ、敵より奪ひ取りたる砲を運ひしに、英寸十一寸、口径六寸の砲二門按に手白ありあり、此砲ニハ長門侯の紋を鐫付け、且其上に漢字を書したるを以て、我船に在りし支那人に之を読ましめしに、四拾八斤と之意なりと言ひしかハ、其重サを量りしに五十六ポンドポンド、ウエイト即ち殆四十八斤なり按にホンドルドウエイトハ英の百斤ニして、我六百七十二貫匁許なり、然るに四十八斤と定る事疑ふべし、又四十八斤を正とすれハ砲の大サに適々似たれとも、五十六ポンドドウエイト

と定ると莫大の相違也、原文誤り
あるにや、姑の其假訳するのミ
の甚大なる者もあり、何れも皆青銅なり、

屋時頃に日本役人イウリヤリユス船中に来りしか、夫より一時程^半時^過て右本船の橋頭に休戦の旗を揚げたるに依りて、諸船共に暫時戦を歇むる事を知れり、○是に於て一の評判あり、曰、長門侯より戦争既二十分なれハ最早発炮を歇むへき旨を申越したるに、水師提督答て曰く、全くハ下の関の台場に一個の炮をも残し置かさる意也と云ひしに、船中ニ来れる日本人曰、若ハ炮を残らず奪ひ取る事を得へし、我方にては決して少しも之に敵対をなさずと云へりと、

此日の評判にては、兩三月の内に再び大戦起る可しと云ひ、又一説にハ、長門侯自身に船中へ来るに非すんハ提督決して長州より言出せる事を承引する事なかるへしと云へり、故ニ此日の様子にては此後如何なる事ニ成行くや知る可からず、明日ニ至らハ少しく之を知る事を得へし、

九日、○余今朝目の覚たる時、ターキャン船既ニ何方へ

か出帆したる由を聞けり、此船先達而横浜へ趣きたるならんといふ評判也、其他変りたる事なし、

各其指揮する所の軍艦を率^てカ、海峽を溯れり、但しコケツテ船ハ少し後れて進めり、○長州侯未だ諸水師提督に面会せし様子之レなし、提督ハ諸事を決する事なく早く長州侯に面会せん事を望める由也、○台場の内或る一ヶ所に備へし大砲ハ、大低木炮にて、其内七門を我船へ運ひ入れたり、

○ターキャン船は姫島に到りて今日帰り来れり、故に昨日の評判全く虚説なりしを知る、今日の評判にては、大君より長州侯へ書翰を以て、中国海を通行する外国舟ハ悉く打払ふへきの命を下されたる由也、若し実に此のとき書あらは、大君我輩を欺きたる事明白也、

上海よりベムブロー・ケサイルと号する船石炭を多量に積込ミ来着したるに依り、軍艦へ尽く石炭を積入たり、○今日茂其外変したる事無し、

十一日、○今日も猶軍艦へ石炭を積ミ入るゝの外他事なし、イウリヤリユス船・セミラミ船・メタリスコロイス

船・ヂヤンヒ船・ヂュブレイ船・タルタル船・コケツテ船は皆海峡を溯りたるまゝなり、○今日昼後コルモラント船も海峡を溯りれり、

今日の処にてハ此外新聞を得る事無し、今日横浜江出帆幸便あるを以て、前件の新聞を君に告知らす、

(一〇三)
日本貿易新聞第七十一号 西曆一千八百六十四年九月十四日
即我元治元年八月十四日

英国議政堂に於て

エールゲレー氏ハ日本との条約中に變化すへき箇条ありと雖、此事ハ政府にて決定すへき道理なれハ、議政にて之を決する事を為さずといひ、左の説を加へたり、日本との条約を改正せんとするにハ、他の日本と条約を取繕ひ、諸国別ニして仏蘭西国とく熟談して事を計ふへし、日本人の方にてハ都合よき變化を為す事なれハ、決して不承知を云ふ事あるまじき道理也、○条約中の箇条を變すへき任ハ政府にある事にして、議政堂にある事にして議政堂にある事にあらずハ、別段之を主張して云ふ事なしと雖、但一ツの見込たる所を説かんとす、先ツ

第一に余か最不都合なるハ、英吉利人日本の港より三十里内にてハ決して日本政府の裁判を請けざる事也、此の如き法ハ開化せる国にてハ行ひ難き事にして、若シハフ
ン仏蘭西の或ハ紐育にある英吉利の舟人、或ハリフル
都府の名
プール英吉利の有
名なる大港にある仏米の船人、皆其都府役人の支配請る事なく、但其国のコンシユルの指揮を請くるのみ
ならハ、此等の諸港ハ一日も安静なるを得ざるへし、○支那及び日本人にてハ我本国より甚遠きを以て、其國にある英人の指揮を相当に行ひ、嚴重に法律を守らしめんとするにハ、此二ヶ国を全く我所轄の地と為されハ、其難き事也とす、○余ハ此の如く云ふと雖、英吉利人の日本内地に入込むを妨ぐる意なし、已にホルチューン氏及び其外學術の事に係りて、日本内地へ入込ミたる者ハ日本人に丁寧なる取扱を蒙りたれば、総て商人たりとも日本人を信実に親ミテ、決して不礼を行ふ事あらずハ、日本人も之に報して丁寧なる取扱を為すへし、○日本の港にてハ我国よりボラインを送りて取締を為さずと雖、未其害少しとす、支那にてハ既に其害甚多くして、支那

の港にある異国人ハ皆法律を守る事なく、至而乱雜なる様子也、且又諸国のコンシウル輩互に相惡の心あるを以て、別して在住する者の指揮を嚴重に為す能ハす、○余は其他云ふへき事多しと雖、若輩を余り永く疲勞せしむるを嫌へハ、下の一事を云ふを以て結尾と為すへし、○先ツ日本政府をして条約を守らしめ、我方にて兵勢を用ふる害を除かんとするには、当時の条約中の箇条を減すへし、又其外我國の為に切要也とするハ、支那及び日本にある巨大の兵勢を減する事也、○当今支那及び日本に備ある英国軍艦三十五艘にして、且已に巨大なる陸軍に加へ本国より支那へ千人程の兵士を送らんとする形勢也、○此の如く大なる兵勢を備へ置くは、我國の費莫大なるのミならず、日本人の心ニ疑念を生すへし、○ヒクトリアの教長たる者が云へる日本の説を以て其証と為すへし、曰く、日本人ハ皆英人の印度を所領と為したる由来を知る、英人ハ元來商人として貿易せんが為に印度へ趣き、終に全国を奪領したるか如くに、日本も終に英人の暴威に服せられんを畏れて、よく之に備へたりと、○此の如

く兩國の間に親睦の意なく、互に疑心を生したれば、貿易を止めんとする好機会を求めんと願ふべし、然れ共之に反して日本人に貿易ハ双方共に有益の事たるを知らしめ、且其疑心を解かしむれハ、日本政府并に其臣下も外國と和親するの益を知り、貿易に障礙を起す事を為さざるへし、○余が親友(エール)リュセルを指すへも善く知るへし、日本に巨大なる兵勢を備へたるに因り、日本に在住せる英吉利人ハ之を頼ミとして暴威を行ひ、日本人に對し失礼なる事を行ふを以て、此の如く兩國の間に隙を生するに及へり、故ニ當時の最急務は日本より兵士を呼戻し、軍艦の数を減すへき事也、已に千八百四十六年に貴君(リュセル)と余と共に當時の官に昇れる後、支那人或罪を犯したるを以て、之を罪せんか為に軍艦を差向けたるの使を得たり、其節貴君並ニ其他の宰臣たる面々の承知にて、余より香港の鎮台に早速書翰を送り、政府の命を待たず疎暴の処置を取計ひたる罪を責め、且香港の兵士の数を減すへき事を言送りしが、其後ハ之か為に英人も疎暴成事を行ふ事なく、六ヶ年の間は支那と

争闘に及ぶ事なかりしに、我國魯西亜との戦争静まれる後、再び香港の兵士を増したるに因り、香港の鎮台再び支那人と争論を起し、終ニ大戦となるに至れり、余此等の事謹て女王殿下へ明白に言上せんとす、○余ハ決して政府を誹謗する事を為さず、然れ共議政堂ニ而此等之事を知るも雖、一説をも仕候者なきは実ニ歎息すべき事也、○若し政府にて余か説に従ひ日本との条約を變する事あらハ、貿易に係りて利益あるのミならず、天の正道に稱ふ事を得へし（以上ケレイの説）

余か親友（ケレイ）の云へる長説の内に、日本と我國との交際を如何なる手段にて宜からしむるやを云ふ事なし、○彼は日本との貿易を盛ならしめんと願ふと雖、其謀策を云ハす、但シ当時の処置を顯に誹謗し、終ニハ全く之を廢せんと望めるか如し、○元來支那と天津条約を結へるは、大兵を以て北河に溯りたるを以て也と雖、我國友たるケレイ氏ハ日本と条約を結ひたるものに均しと云ふハ大に誤たる説とすべし、○ロルトエルチンの日本へ趣きたる節は、蒸氣フレガット船一隻・炮艇二艘のミ

なれハ、日本人を畏怖せしむるに足るべき兵勢にあらず、又英國のミあらず、他國も皆此の如く別して瑞士國の日本と条約を取結ひたるは、決して日本人を無理に兵勢を以て却したるにて為し得たるに非ず、若シ又兵勢を以て迫りたるにも、英國の兵勢ハ他國の兵勢に比すれハ極めて少し、○爰に數多の自問自答を記さんとす、日本と貿易したるの益如何程也哉、答曰、已に日本ニ而ハ外國人と七百万ポントの貿易を為したり、又問て曰、親睦の條約とは如何なる者也哉、答て曰く、日本人ハ其要用なる品物を外國人より求め得んとするか為に取結ひたる條約也、我親友ハ何等の故を以て此の如き親睦なる條約を廢せんと欲する哉、彼か説にてハ、日本人は無拋條約を取結ひたりと云ひ、且英吉利人は日本政府の裁判を受ける事なく日本國中の或郡にて自由に通行するを無理ニ取極たりと誹りたり、然れ共我國にて東方諸國就中支那及び土耳其と交通する仕方、皆此の如くなれハ、日本のミに限り新に其法を變し、英吉利人の犯せる罪過を日本の法律に従て罰するを得る能わさるへし、○君輩熟考すへし、

日本の法律ハ最残忍なる者也、故ニ英吉利の如き商人或罪過の爲ニ日本の法ニ従ひて甚しき責を請け、或ハ死罪と也、或ハ腸を引出され、其上横浜ニ在る其親戚たる者迄殺戮さるゝ事あるへし、此の如く見るに忍びざる事を許し、三百年前より我国にて東方諸国と交るに付定めたる好法を廃するを得へきや、○日本人より我国人に対し罪を行へる事あらハ、我方にて直ニ此者を捕へ、日本役人へ引渡し、日本の法に従ひ裁判を行ハしむと雖、英吉利人の或る罪を犯したる時、此者を日本役人へ引渡す事を得ず、故ニゲレー氏の説に従ひ、此法を變する事あらハ大害を起し、却而日本との間に隙を生ずる事あるへし、爰を以て考ふれハ、グレイ氏の説も正しといふを得ず、○又日本と貿易し大なる利益ありと雖、英吉利人の方にも悪癖多く、総て東方諸国ニ在せる者ハ其身持方甚宜しからず、余已ニブリユーセ君より送來れる書中ニ、我国人支那へ貿易の爲に趣きたる者、支那人を卑め不礼なる事を行ふ事甚しけれハ、我國の恥辱となるへしと載せたるを見たり、又日本及び其外東方諸国ニ在住する者

皆此の如くなるへし、故に当今余か行はんとするハアールロック氏の爲せる如く、英人自悪行ありて難義を引請、之を訟へ出るとも承引する事なく、英吉利の如き強大なる国の臣下たるを頼ミて暴威を振ふを拒んとするのミ、○余ハ今如何なる新法を立て以て此害を除くへきやを知らずと雖、日本と盛ニ貿易する間に我国人の悪風漸くに改まらむを希ふ、○大君政府ハ務めて兩國の交際を好からしめ、貿易を盛ニせんとすると雖、國中に騒乱多くして其意を成す事を得ず、○薩摩侯及び長門侯の如き大名は、二三百年前より大なる權威を握れる者にして、其内一人ハ家来二十万人程もありて、其人も莫大なる由也、又 御門と云へる法教の頭たる者あり、其外ニ条約を取結ひたる 大君と稱する者あり、此の如く數多の權威ある者の中にて争論を起すを、我方ニ而仲人を為し之を取鎮むるを得ず、○大名の説にてハ 大君の方にて気倣ニ英吉利人の出入する港を定め、大なる利益を得、大名の領地の港ニは決して外國人を入るゝを許さず、故ニ大名御門は力を合せ大君の權威を奪ひ、外國貿易にて利を得

んと欲するハ当然之事也と称すへし、○此形勢なれハ必
日本国中にて戦争起るへし、然りと雖、日本人の互に相
悪の心より起れる事にして、英吉利人の為に起れる事ニ
あらず、○余か貴友ゲレー氏ハ英吉利政府と我親友たる
大君政府のミを罪し、我敵たる大名を罰する事なきは甚
悪しき所置也と云と雖、余か説ハ大に之に反せり、○大
君政府ハ往還にて大名に外国人を殺害するを許したれ
ハ、其償金ハ出さしめたれ共、大名の方へも罪人を求出
し、且償金の一部分を出すへきを命しけり、故に吾朋友
の説か如く、格別片落の取計を行ひたりと云ふニあらず、
○又我貴友ハリチャルドソン殺害ニ付、吾方より償金を
出さしめたるハ正理に背きたりと云ふと雖、余ハ此の如
き事あるましと思へり、先其様子を尋るに、英吉利人四
名（但シ其内一人ハ女也）政府より馬ニ而も歩行ニ而も
自由に通行するを許したる道路にて、強大なる大名に出
逢ひしかば、路の側ニ寄り控へたるに、急に此大名同勢
に襲ひ掛られ、一人ハ殺害され、其他の者ハ創傷を蒙り
て横浜へ遁歸れり、余思らく、此の如き乱妨を為したる

に因り償金を出さしめ、国の正理ニ背きたると云ふへか
らず、且又殺害したる者を尋出へし、其罪を糺さんとし
たれ共、薩摩侯は之を聞入るゝ事をなきを以て、終に其
城下の港へ軍艦を差送り、其船二艘を奪取り、当然なる
償を為せり、○薩摩侯ハ人命を失ふを憂ひ、前以て城下
の人民に戦争を為すへき由を布告し、皆任居より立退か
しめ、其後我軍艦に向ひ炮を開き打掛たり、○此時我軍
艦之に応して炮を開く事なく、速に敵火を避け遁歸るを
得へきや、若し此の如くせハ、以後日本人英人を殺害す
る事を少も畏るゝ心なかるへし、故に余義なくアトミラー
ルより台場に向て発砲すへき命を下し、悉く敵の台場を
打破りしかハ、折節大風吹きたるを以て、日本の家ハ木
及び紙にて造りたれハ、火忽人家に移り、城下ハ多分焼
失したり、○此戦ニ而台場にある敵の兵士中に死したる
者ありと雖、無益に人民の生命を害する事なく、又城下
ハ速に建直りしかば、我貴友の説の如く、日本へ左程大
なる禍殃を掛けたる事なし、○此一戦に因て薩摩人英人
の強きを知り、其後外国人と親む意を起せり、然るに我

貴友の説にてハ、此一戦の為に日本と終に兵端を開くに至るへしと云ふと雖、余は此一戦にて却而日本と親睦なる交を結ぶの原由となり、英人を殺害したる者を其俦ニ而罪を糺す事なく捨置かバ、必兵端を開くに至るへしと思へり、○余又仏蘭西に係りたる事を云ふへし、仏蘭西船狭き海峡を通行せる時、長門侯不意ニ之を打ち大に船を損したるに依り、仏蘭西アトミラルハ台場ニ打掛るへき命を下し、之ニ向て発炮し、日本兵士を追散らし、悉く台場を打破り、大炮にハ皆釘を打たり、吾貴友の説にてハ、之よりして日本と仏蘭西との間に大戦起るへしと云ふと雖、日本人は其過を悔ひ使節を仏蘭西へ差遣し、其罪を謝せり、余か薩摩侯の事ニ付諍誹されたるも亦之に均しき有様也、○貴友の説の如く、日本人ハ大に材智ある人民にして、薩摩侯ハ已に数度蒸気船を買ひ、外国船を買ひ、外国の乗組ミ人船より出るや否直に日本人の船乗を入れ、自器械を用ひ蒸気を焼き、自由に船を運転するを得るの説あり、又或時日本士官二人我船中へ来り、アルムストロング砲及ひホワイウイウォルト砲の功を誉めしが、

如何ニも此砲の製造を細密に知りたる様子也、○我政府ハ日本と交るを止め、戦争ニ及ハんとする意なく、益日本と親ミ双方共ニ利益多く貿易せんと欲す、又日本人の方ニハ外国と交はるを嫌ふ者ありと雖、遠雷の響の如く、貿易の益多けれハ其響漸々衰へ、終ニ安泰の親む事を得へし、○余ハグレイ氏より日本との交際を宜からしめんとする謀策を聞かん事を希ふ、○グレイ氏の謀策あらハ我政府ニ而之を取用ふへしと雖、彼ハ唯先年より当今ニ至る迄の政府の所置を誹るのミにて、如何なる手段ニ依て数多の難事を除き去るへきやを云ハす、君輩熟考すへし、今政府より日本政府へ今迄の条約を變し新ニ条約を造らんと云ひ送らは、日本政府ニ而は英人戦争を為すを畏れ、余義なく条約を變し親睦を求むるの心也と考ふへし、当時我政府と日本政府と我ミニストル大君宰臣との間に親睦なる交ありて、アールコック氏ハ大君政府へ対して丁寧なる取計を為し、英人罪を行へる者あらハ早速国の法律に従ひ刑之形罪に行ハんとす、○英国より他国へ害を為す事ありと雖、又他国より英国へ向ひ害を為す事あ

り、但我国へ害を為すを自負せり、然れ其他ニ而英国ハ海陸軍共ニ強きを知り、疎忽なる事を為す者なし、○我貴友の説にてハ、我国日本への処置国の大理に背けりと云へり、然れ共余か説にてハ、日本海へ相応ニ巨大なる兵勢を備置く事切要也、○当時日本ニ而数多之徒党起り、其内の一ハ攘夷を行ハんとする説の由也、若シ日本より兵端を開き始むる事あらハ、必人命を損するに至るへしと雖、兩國共ニ大益を生ずべき主意を打捨て、空しく日本より退帰するを得ざるべし、○余ハ諸事を当然に取計ひ、日本人無法之害を蒙らハ、早速我方より其償を出すへし、又英人無法の害を蒙らハ、日本人より其償を出さしむへし、○当今の形勢にてハ、日本との交際追々親睦と也得ると雖、日本人ハ久しく外国人と相接する事なき人民ニ而、千八百五十八年に始めて英国と条約を結ひたる者なれハ、我政府にて寛恕すべき事甚多し、然れ共兩國の間の貿易ハ大に盛也、先ツ支那にてハ南京条約を取結ひたるより後四年の間に、絹二万行李輸出したりしが、日本ニ而ハ条約を取結ひたる後四年の間ニ絹二万五千行

李を輸出したり、之を以て推計れハ、日本人ハ外国との貿易を好む意明白也、○英国ハ地上の各上ニ至り貿易するに付、諸国にて種々の難事起りたる事あれハ、日本ニ而も少しの難事必起るへしと雖、決して当時の条約を改むる事を為すへからず、○昨年已に日本ニ而兩港を開くへき所なれ共、日本人の願ニ応し七年の間其期を延ばしたる事あり、又其外ニも日本人の意ニ従ひたる事多し、○上に載せたる諸事を考ふれハ、当今の条約を改め、日本との東方の諸国と異なりたる処置を行ふハ、実に好しとすへき事ニあらず（以上リユセルの説）

（第九月十二日横浜貿易風説書より抄出す）

英国蒸氣船カゲス名号船は、去月三十一日当港へ来着し第七月十日迄の欧羅巴新聞及び第六月二十八日迄の米利堅新聞を持来れり、○蒸氣船アイランド・クイーン名号は当月十一日に当港へ来着し、第七月十七日迄の仏朗西新聞及び同月二十五日の伝信機新聞を持来れり、余今諸国軍艦中国海へ趣きたる事を告知すへし、但シ英國の主意は、近頃中国海岸に領地ある大名 大君の命に

反し外国船に炮発したれども、元來中国海は自由ニ航海すへきの免許あれハ、如何なる故にて此の如き暴策を行ひたるを聞糺し、其罪を問わんか為なるへし、○又他の諸国も中国海岸の大名の為に数度免るへからざるの恥辱を請けたるに依り、大君政府に之を訴へたりと雖も、大君政府にて其罪を糺し償を出さしむるの力なきや、或は之を好まざるや、何にもせよ速に決着せざるが故ニ此度英国軍艦と共に中国海へ越きたり、

軍艦の出帆以後少しも其評判を聞く事なく、又日本人の風説も聞知る事なけれハ、近日に便船來着し、早く明白なる便りを得ん事を待てり、○横浜は至て静謐にして、不意ニ襲掛る者なきの評判なりと雖も、決して之を信して其備を怠るへからず、○当時横浜に備へたる兵勢にて在任の者を警衛するに足れり、

先日中より数度驟雨降りたる故に、氣候清涼となり、在住の者及び兵士は皆健康なる様子也、十四日前より当港の貿易大に衰弱し、輸出入共に少しも之ある事を聞かず、此の如く貿易衰弱したるハ如何なる故なるや、又何故ニ

日本に在る外国人の有様を更ニ好からしめざるや、○答へて曰、日本にて外国人へ港を開きたる以來、貿易の障碍多く起りたる事ニ付数多の説ありと雖も、大君政府は其障碍の源たる事明か也、○政府より外国人と自由ニ貿易するを嫌ふは、大名のミ也と言送りたれども、当今江戸に貯へたる多量の絹、政府の免許なけれハ横浜へ輸出する事を得すと言ふ説あれハ、実ハ大君政府にて外国人と自由に貿易するを嫌ふの嫌疑ひなし、○故ニ大君政府は殆て最重立たる品物を輸出するを禁し、終ニ全く貿易を廃せんとするなるへし、

種々の障碍を除かんとするニ付き、当時大君政府と書状を往復し談判するを得るは、ミニストル輩のミなりと雖も、商人輩も其コンシユルの取次を頼ミ、其主意を訴出すへし、然らすんハ当港ニ在る商人は皆無心の者也と云ふ諍りを請くへし、○商人輩は皆其主意を述ふるを好まざるにあらされども、当今はミニストル輩貿易の事よりも更ニ大切なる事件にて心勞したるを知り、今日に至る迄諸様の不都合なる命令を堪忍し、一言も欺する事な

けれハ、大に之を賞譽すへし、八日に烈しく旋風起り、横浜は其中心ニ当れり、

○八日の夜中頃より南東の風烈しく也、翌朝ニ至りて益烈しく、九日の朝十一時頃迄強く暴風たりしが、此時ニ至りて急に歇みて一時の間静謐なりしが、風急ニ北西ニ變り、暫時の間雨なく、実ニ驚くへき暴風となりて、漸く日暮ニ至て全く歇みたり、○此時晴雨儀ハ如何程下りたるや知らずと雖も、港内に在る船皆蒸氣を焼き出したる程なれハ、極めて余程下りたるへし、

港内ニ在る船にて損害なしと雖も、ポンド及び波戸場は大なる害を蒙り、小船ハ海岸へ打上られたり、○朝第九時より第十時の間に風の勢最烈しく時、軽き地震ありしが暫時の間にて歇みたり、

フンダ名号船破船して、何へか見失ひたるの評判あれども、未実説を聞くことなし、

(1)の4
第七十一号附録

第八月十一日に蒸氣船アイランド・クイーン名号来着し、

第七月二十五日新聞を持来れり、但し此新聞は極めて大切なる事件を載せたり○此新聞に依れハ、大尼国と日耳曼會盟の兩國（奥地利及び普魯士を云ふ）と第七月三十一日まで休戦の条約を取結ひたる由也、

大尼国は此度の戦争にて大に害を蒙りたれハ、早く和睦を取結ひ泰平となるを希に、

米利堅戦争は未だ歇むことなく、近日の戦には南部の方稍々勝利を得たる評判あり、○セクレタリー役たるチエースと云へる者退任し、林硯の命にて緬邦のヘワセンデン之に代れり、余は本国より送來る書中より左の事を抄出ス、

大尼国日耳曼と戦争の事件

大尼国政府より普魯士及び奥地利へ戦を歇め、和睦条約を取結ハんとせり、○此れか為に七月十二日に大尼国よりコロネル・カウフマンを普魯士兵の陣所へ差送り、且其夜大尼国の船休戦の旗章を以てスワイモンデ江至り、戦争を歇むるを乞へり、○同月同日フレンスビュルケへの告知にては、ゼネラル、ハルケンステインが指揮

する普魯士兵リム・ヒヨルド入海の如キ所を越へたり、

合衆国

セクリテリー役たるチユースと云へる者退任したるを以て、林硯の命にて阿海阿邦の鎮台トワードを其代りに命したれども、同人ハ之を嫌ひたるを以て、緬邦のセナトル、ヘツセンデンに言付たり、○ウイルソンが指揮せる騎兵、タンフヒルシ鐵路を二十里程の間打崩し、其歸路にて南部の兵に出逢ひ、ウエルドンよりペートルスビュルグへ至る鐵路のビームと云へる蒸氣車会所にて大に戦ふたり、○ウイルソンは敵兵中を切抜んか為に夜より翌朝まで戦ひたりしか、終ニ其意を得ず、○メーデはウイルソンを援けんか為に、第六番兵隊及び第二番兵隊を送りたり、○二十八日に南部の兵カラントか兵の左翼の後に趣きたり、○カラントは二十二日の敗軍以来、ペートルスビュルクに在る南部兵隊を襲ふ事なく、官府への報告に抛れハ、余程大なる援兵を得るにあらされは再び兵を進むる事を得ざるへし、○セルマンの兵ハ其食料を絶切られ、其後ニ備へたる南部の兵数多益増したれハ甚危難なる有

様にて、已ニ此度の戦にてセルマンは二万人許を失ひたるなるへし、

最新報告

(七月十六日)

合衆国第七月七日紐育なり、○公会は四日に其會議を止めたり、○ヘツセンデン君は五日より司庫宰臣の役務を為せり、○ゼネラル、ウイルソンはガラントの兵と合せんとしたるを以て、大炮十三門を失ひ、兵士千人を生擒られたり、○エウエルカ率ひたる南部の兵士セナンドア河岸を進ミ、ハルブルス、ヘルリーに備へたる北部の兵を追出し、シゲルか陣取せるマリーテンド、ハイワを襲わんとせり、○ペンシルハニア邦へも南部の散兵攻來り、所々に乱妨を為すニ付、北部人民大に之を畏れたり、○大統領ハ紐育邦より一万二千人、ペンシルハニア邦より一万二千人マワサキユセツツ邦五千人の兵士を募り、敵を追帰さんとせり、○ケンチュツキー邦も全く軍律を以て其政度を行ふに至れり、大尼日耳曼の戦争、○今日ウイーンナより告知す所にて

ハ、大尼国より普魯士及び澳地利国朝廷へ第七月三十一日まで休戦を願ふの使を送りしが、日耳曼の方にて之を承知せり、○又普澳兩國の方より大尼の使に告げて曰く、以前の如く互ニ永久に親睦するの和議条約を取結ハんとする事あれハ、再び大尼国より使を差送るへしと、仏郎西○比利時王はウエチイへ至り、四十八時の間仏国帝へ面会せり、○木曜日のモニートルと云へる新聞に、仏国の国内事件を預れる宰臣と米利堅役人ロウエツト、シモン、トロツトルの三名と相議し、仏蘭西と米利堅との間に伝信機を通する事を決定せる帝命を記せり、西斑第十四日のエボカと云へる新聞紙ニ左の事を載せたり、○当月六日に政府よりマトリツトにて騒動起らんとするに備るの用意を為せり、全く無用ならずして已ニ騒乱を好む者の方にては、マドリツトにて騒乱起りたる由を告知らせ、国中の所々に騒乱を始めんとする勢也、○又アドミラル、ピンソンより政府へ送りたる書翰を持ちたる飛脚、巴孛馬にて執へられ、其書翰を奪取られたるの評判あり、

(一の五)
日本貿易新聞第七十二号

西曆一千八百六十四年九月二十一日
我元治元年八月二十一日

第七月二十六日の英吉利新聞紙余に達したれとも、最大切要と称すへき事なし、

大尼人ハ務めて澳地利及び普魯士と和議を取結ハんとしたれハ、終ニ其意を達し得べし、○スレイスイツキとホルステインとの間に争論起り、又澳地利と普魯士との間に此兩地の事件に就き争論起り、已に戦争にも及ハんとする形勢なる由也、

米利堅戦争は未タ歇む事なく、当時は南部の方勝利多きの由也、

南部セネラル、リーか率ひたる大軍は、十一日に華盛頓より六里の所迄進ミしが、此府を攻むる事なく十四日に再びポトマツク河を渡り退きたる由也、然るに其後の第七月十六日の新聞紙には、南部の兵ステヘンと云へる城砦を攻め、数多の分取を成し、十四日に華盛頓近傍より退きたり、○大統領林逕は再び五十万余の兵士を募ら

んとし、又セクレタリー、ヘツセンデンは紐育へ趣き戦争の費用に供せんか為に、紐育替せ座より第九月一日までの約束にて五千万元を借入んとせり、○米利堅の南北部共に少しも和議を取繕んとするの心なければ、此度の戦何れの日に至て歇むへきや、未タ知り難し、

近頃印度に備へたる陸軍の将校の内にて大なる争論起り、已に英国議政堂ニ於て其吟味ありたる由也、

下の関海峡よりの告知にては、軍艦大に功を立てたる由なれとも、但し哀むへきハ死傷の者余程有之の一事也、

余ハ傷を蒙りたる者無難に全快せん事を希ふ、日本人ハ其炮を善く使用したりと雖も、我軍艦の為に速に打静められたり、○一の奇談あり、曰、大名並ニ役人ハ勇氣ある士を引連れ退きたる後、日本の商人及び農民等数多来りて、敵より奪取りたる大砲七八噸なる者を我砲艇へ運ひ入るゝを助けたり、之を以て考ふれハ、日本の下賤なる者ハ皆異国人を惡むの意なかるへし、○日本ニて異国人を仇敵なりと思ふは、役人及び大名の家来のミなり、○若し此度中国海の事件全く相済ミ、長州侯より下の関

を通行する異国船は皆打払ふへしと云へる大君の命を外国人へ示す事あらハ、軍艦直ニ江戸へ廻り、大君の外人へ対し信義なき事並ニ貿易に障碍を為すの過ちを糺問すへし、

◇第六八号 (子九月カ) 報告 (『玉里島津家史料三』一一四五ノ一)

(表紙)

肥後七左衛門差出

日本貿易新聞 第七十三号

西洋一千八百六十四年第九月廿八日
我元治元年甲子八月廿八日
九月十日訳成

一 日本貿易新聞 第七十三号

西曆一千八百六十四年第九月廿八日

我元治元年甲子八月廿八日 神奈川開版

大君政府所置の情偽に就て、疑惑を為す可き事あり、仮

令へバ、今度下ノ関へ向け軍艦の当港を発する前に、大君より提督へ告げられたる事の如き、是なり、其辞に、元来中国海の儀は、万国の人通航勝手次第たるべきに、若し暴戻なる諸侯ありて猥りに其船を砲撃する等の事、これあるに於てハ、直チに其船より十分打返して、以後其処に台場を築く事能はざる様に自から復讐をなす可しと云へり、然るに長門太守の趣意は、此意と大に齟齬せり、船隊下ノ関海峡へ乗入りたる時、諸台場には山の如く大砲を備へ、兵士夥しく集屯し、進ミ寄らバ打払はんと待ち構へたりしに、我か提督ハ此有様を見るや否ヤ、台場の前面江十分船を乗り寄せ、一斉に発砲せしめたり、是より激烈の攻戦始り、僅一時間^{我半時}にして全く諸台場を打すくめたり、此勝戦によりて、長門の太守は降参の白旗を揚げ、貌利太尼亞提督江誤状を差越すに至れり、其文曰、外国船を砲撃せしは、全く我存意より好て仕成したる業にあらず、只大君よりの令を奉じて斯く為せる而已、即今我是を悔悟嗟嘆する事、実に切なり、冀くは憫恕を垂玉わん事をと、且云く、日本の法則にて御

門の許容あらざる内ハ、太守たるもの提督江礼節を設け対面する事を得ず、若し以後対面の好期を得るに至らば、其節大君より太守江送られたる下関海峡を通船する諸船を砲撃せよとの合状^{令カ}を提督の面前へ捧げ示すべし、松平大膳大夫の言ふ所に拠れば、彼は進ミ抽でて能其働を為せりと言ふ可し、猶其事実を睨と突留たるに、大君政府の外国ミニストルを欺たる事共を嚴敷責問に及ぶべき也、茲に至て、一の六ヶ數箇条將に起らんとせり、我全權の威勢を張らしめ、十分に貿易の道を開き、江戸は勿語^{論カ}、其他の市街又ハ首府、或は政府より鎮台を置ける所へ相応の外国ミニストル館を建設せられん事を取計はん為に、軍艦帰港せし上へ、次て江戸へ進まん事、我輩の深く望む処なり、出格なるミニストルは、大君の城下へ公務によりて自由に入し、且日本帝国の人民と実に懇親なる交を為し、何処へも勝手次第に旅行す可き免許を得て、共に貿易繁盛の幸を受けん事、我等永く企て希ふ処なり、

大君へ薩州より建白せる書面の翻訳

長州は日本国と外国との事件、方今の形勢に相成候を彼一己の利と相歎ひ、攘夷は最緊要なる趣を以て

天子へ押て奏聞を遂げ、却て 大君の御所置を悪様に誣ひ申て讒奏し奉り、去年八月以来、引續(ツマ)き大事を為し(外国船を砲撃せし事なるへし)、遂に種々の騒乱を引起せし事訳者云、是は八月十八日七卿、脱走の事なるへし

我皇国は天威を尊奉する国なるに、今に方りて唯彼れ而已之に畏服せず、加之ならず重役の者共をして夥多の兵士を率ひ、軍装にして京都に欄入(欄)せしめ、傍若無人の所為を以て、天子へ対し自仄の願を要請し奉ると雖も、却て 朝廷に於ては堪忍被為在、只管慰諭の御意被為成候処、終に己か隠謀を陽はして、禁裏へ対し鬪戦に及へる条、真に我邦古今未曾有の朝敵なり、是事は全く正理に反裏せし惡逆無道の罪なれば、速に天下の人民へ布告せらる可き事、

彼は国民の為をも願ミず、又何の見留もあらざるに、独り攘夷を主張し、大君の威令を蔑にして、恣に外国船

を砲撃し、数度見るに堪べからざる恥辱の敗北を取り、

剩へ若し軍艦數艘渡来せば、直に其兵威に怯怖して、密に金銀を送りて和睦を願わんとせり、是実に我皇国へ対し最大なる恥辱を残たりと云フへきなり、是即ち彼の密謀にして、其他又京師に於て許多の逆謀を為せり、如此き惡逆を謀る者共を速に敵刑に所せずんば、自今又外国人の庇力を得るに至りて、如何なる大事と雖も企て為さざるへけん哉、彼の罪条如此く夥大なる上は、速に其一家を滅却し、外国人へ彼の為せる罪過を謝し給ふ可し、四国・九州・中国の大名、其命令を奉し行ふ期にいたらば、帝の詔書を得、且つ一橋を大将に任し給わん義、尤然る可し、

自ら其罪科を悔ひて降参を願ふ人々の如きは理に叶へりとす、故にケ様の輩に至りてハ、其本領に復する事を許し給ふ可し、

以上、

七月

大君より布告せらるゝ触書之由、翻訳

松平大膳大夫家来、猥りに干戈を以て 天子を劫し奉り、大虐の罪を犯せしに抛り、速に 大君御征伐可被為成候、依之万石以上の諸大名へ討手被仰付、大將として尾張前大納言、副將として松平越前守へ被為命候間、用意可有之候、

総御旗本來に於ては、各其支配へ属し、君の為に一命を抛ち候様、兼て覚悟可有之候、此君命を心中に勇ましく存可し、

右の命令は、軍務に關せる者而已にあらず、猶其事に關せざる者迄も速に触知ら令む可し、

上に記せる書付に、長州討手の大名廿一家の目録を添たり、此輩は九州・四国及び中国（長門の周圍にある国々）の大名なる由知られたり、

- 松平修理大夫 薩摩 立花飛彈守 筑後
- 松平隱岐守 伊予 有馬中務大輔 筑後
- 松平内蔵頭 肥前 伊達遠江守 伊予
- 亀井隱岐守 石見 松平右近將監 石見

- 松平肥前守 肥前 松平出羽守 出雲
- 松平美濃守 筑前 松平相模守 因幡
- 阿部主計頭 備後 小笠原大膳大夫豊前
- 松平阿波守 阿波 松平三河守 美作
- 奥平大膳大夫 豊前 脇坂淡路守 播磨
- 板倉周防守 備中 松平安芸守 安芸
- 細川越中守 肥後

以上、

廻状

神奈川貌利太尼亞コンシユル役所

横浜に於ける貌利太尼亞人惣体へ

下に名を記たる吾^レ日本在留貌利太尼亞女王殿下の公使全權なるミニストル、ロゼルホルトアールコック君より今日急廻状差越されたるに付、一同承知の為め相廻し申候、

一千八百六十四年第九月廿四日

(我八月廿四日)

大貌利太尼亞コンシユル

チャルレス、エ、ウキンチユストル

千八百六十四年九月廿四日 大貌利太尼亞の横浜全權

日本在留大貌利太尼亞のコンシユル江

我今汝の支配する貌利太尼亞人等に次件之趣を汝より触知すべき事を望む、

去る頃より長州太守の故障して、自由の通航を許さざりし中国海の海峡を、自今以後勝手次第商船等通行す可き事、

ロゼルホルトアールコック

神奈川在留貌利太尼亞国のコンシユル

チ、エ、ウインチユストル殿江

チャルレス、エ、ウキンチユストル花押

渡辺一郎訳

◇第六九号 (子九月カ) 報告 (『玉里島津家史料三』)

(表紙)

肥後七左衛門差出ス

日本貿易新聞 第七十四号

一 日本貿易新聞 第七十四号

西曆一千八百六十四年第十月五日

我元治元年九月五日

神奈川開版

我等下ノ関海峡を開く一条に付、左の如き書付訳文の写を得たり訳者按に、是れ八月十六日、に差出せる書付なり

第一款 以後下ノ関を通行する各国の船々を懇切に取扱ふ可し、且石炭・薪・水・食料等の物品を買入るゝ事を免許す可し、

此下ノ関の港ハ常に暴風・逆浪の多けれハ、若し此の如き天氣の折々、勝手次第に上陸するを差許す可し、

第二款 下ノ関の市街ハ、最初外国船に向ひ砲発したる地なれば、其復讐の為メに焼払はれん事勿論なれとも、幸にして焼け残りたれハ、今其欠金を差出す可し、其他

此度の戦争の費も亦償ふ可きなり、此兩事件に於てハ、江戸に在る各国ミニストルの決断に任せて、聊も違背する事なかる可し、

右の事件ハ、此度の戦争を止むる迄の約定にして、敢て日本政府と外国ミニストルと長州の事に付て、定議す可き事に聊も關係する事なきなり、

元治元年八月

松平大膳大夫

慶新^(親之)印

○

蒸気船船号カデイス、第八月十日^{我七月九日}までの英吉利報

告及び第七月三十日^{我六月廿七日}までの紐育報告載せて、当月

二日当港に到着せり、

右の報告中、格別必要なる事件なし、只左の一二件を猶

記す、

当今、^{オスマンカトイック}噠国と日耳曼の和議調ひたれども、未だ互に親睦

なるを得ず、尚不平の意を含めり、就中噠国人に於てハ

不快の由なり、

亜墨利加戦争未だ連続して、方今ハ南党の兵勢大に増加

して、北部領の所々へ攻め入り、何れも勝戦なる由、本国の報告に引続きて、左の略説を茲に記載する事、左の如し、

日本中国海より船隊の到着にて聞き得たるに、彼の諸船の渡海中、洋面或ハ海岸近き所にて度々暴風雨に出逢ひ、大に困苦し、就中和蘭船ハ頗る困難を受けたる由なり、過日到着せし船々の話にてハ、先頃十二日の間暴風雨引続きて、諸船皆日本の近海にて難儀せし由なり、

当港に於て疱瘡流行するにより、我等これを予防するの策を設くる事要す、

海軍兵士、昨日コンケール船より上陸して、上手の上^メに在る陣屋に趣きたり、彼船隊多くハ近日江戸に向て出帆せんとする様子なり、

江戸よりの告知にハ、目今 大君長州を征伐せんが為めに数多の兵器を用意し、これを大名及び其他の者に命じて京都に送る由なり、

長崎より近頃の報告にハ、下ノ関戦争以後ハ、当長崎港に於ても速に其貿易の仕法を改め、且其物品を充分に國

内より輸出せしめて、盛んに貿易せん事を望めり、然れども此報告の頃までハ、沢山に物品を輸出する事未だこれ無き由なり、又長崎港の入口に在る諸台場に数多の砲を備へたりしが、各国軍船の長州に於て大勝を得たる事を聞き、直ちにこれを退けたる由なり、

石橋鎗次郎 訳

附 当時横浜在留各国軍船々号表

英国軍船

イウリヤリユス 今月朔日、中国海より帰帆

コンケーロル 同

ペロルース 前月より以来 滞留

タルタル 今月朔日、中国海より帰帆

レオパルト 今月二日、中国海より帰帆

アルギユス 今月朔日、中国海より帰帆

ペルシウス 前月帰帆後 滞留

コルモラント 今月朔日、中国海より帰帆

オスプレイ 去月三十日、中国海より来着

仏国軍船

ケストレル 前月より以来 滞留

プンセル 今月朔日、中国海より帰帆

ハーホック 前月より以来 滞留

コロマンデル 同

セミラミ 前月帰帆後 滞留

ドブレイ 同

亞国軍船

ジャーメストウン 前月より以来 滞留

和蘭国軍船

メヂュサ 今月朔日、中国海より帰帆

メタリスコロイス 同

アムストルダム 今月二日、中国海より帰帆

以上

◇第七〇号

（子九月カ）報告『玉里島津家史料三』一四五ノ三

（表紙）

日本貿易新聞 第七十五号

九月廿三日訳成

西曆一千八百六十四年第十月十二日 神奈川開版
我元治元年甲子九月十二日

前週の新聞紙出版以後、記載す可き事件は、中国海より帰着せる各国船隊を護衛の爲めに引率して、外国權事務宰相の江戸に発途せし一事なり、是に於て、御老中と各国の事務宰相との會議穩かに相濟ミ、後來の爲めに甚た都合宜しき処置をなせり、扱諸国の事務宰相は一兩日江戸に滞留し、再び当港に帰帆せり、

總て障碍となる可き事件を除き、貿易は馴れたる路を續く可き旨を許諾せられたる由なり永久連続の、此応接に付ては未タ慥なる詳説を聞かざる故に、唯會議の穩に相濟たる由を承知して安堵をなすのミ、条約は此度改めて御門及び当今まで鎖港を主張せし大名の調印を受く可きなり、即今、長州侯は償金として二百萬元を出す可く、大君政府よりも百万円を出す可きなり、又和蘭のメヂュサ船は砲撃せられたる償金十三万円を請け取る可きなり、

吾等思ふに、右の如く成たる上は、此度の結局に於て、種々の混雜せる事件を十分満足の取扱にて仕負せられバ英国全權使臣の功勳亦大なりと謂フ可し、吾等亦此の如き好機會に依て貿易の再び隆盛に復するを祝す、

各国船隊の江戸海に入たるに由て、日本政府にては大に恐怖を懷きし様子に見へたり、其証拠は、政府の有司自ら其過を知り、貿易に關係する諸の障碍を除く可き旨、速に一致の返答をなせしに依て明なり、又英船バロッサの報告に依て、下ノ関を開きて外国貿易の場所となす事は、固より長州侯の素志なりし由、且彼ノ港は中国海に於て蒸氣船・帆船共に通航便宜の地なる故に、兼てより貿易の望ありし事を知れり、

按するに、諸国の軍船十艘、今月六日江戸海に乗込ミ、応接相濟ミて、其内八艘は八日、二艘は十日に横浜に歸れり、

○英吉利本國に於て、第七月十九日我六月十六日日本へ軍勢差向ケの評判を追録す、

ス、ヒツゼラルド、オントルセクレタリー官なる貴族某

に問て曰、此度リュゼルホル、ド、アールコック君の望に依て、香港より日本に進発を命せられたる一レジメントの兵は、戦争に用ふるが為メなりヤ、若し然らバ、如何なる目的にて、^(何脱カ)如なる時これを^カ用ふ可きヤ、

ハルチングトン侯曰、此度の進発はゼネラルブrounの請持にて、香港在留第廿番のレジメントの第二大隊の内^{バタイロン}の残りの中隊を日本に送る可き旨、アールコック君の望に依て^{コムベテ}同人に命ぜられたり、ブrounの言ふ所に拠れば、アールコック君の望ミは、此軍卒到着せバ直に満足に及ぶ可しと云へり、

ス、ヒツゼラルド曰、何等の目的にて此人数を日本に送らる可きヤ、請ふ其説を聞かん、

ハルチングトン侯曰、アールコック君は唯当時日本に於て差起りたる事件に付て、入用の趣を申越したり、

ジ、ペキンントン問曰、幾何の人数進発す可きヤ、

ハルチングトン侯曰、^(膝脱カ)六中、

ロルドナースは日本の処置に付ての会議を第廿二日^我月十日^十九まで延引する事を上政府の人々に相談し、且政府の目

的如何と問へり、

コブラン曰、幾多の人数を横浜に送る可き欵、詳に知る事能わす、

ハルチングトン侯も亦人数の多少を細密に説話する事能わすと雖も、彼レは横浜に既に二中隊の兵ある事を知り、且残りの軍勢は六中隊にして、蓋し八百余人なる可きを察せり、

ス、ヒツゼラルド、又水師提督附属のセクレタリーに問て曰、著き海軍兵の日本へ進発すべき由を命ぜられたるは実事なりヤ、

ジ、パゼットは答ふる事無かりしが、蓋し廿一日^我月十八日^月を俟ちて答んとの意なるべし、

廿一日、ヒツゼラルド不在の時、ロルドナース、右のセクレタリーに問て曰、我国より日本に海軍隊は送られしヤ、且其人数は幾何なりしヤ、

ラヤルト曰、去年第十二月廿一日^我十一月^月に、官船コン

ケーロール定人数乗組の外、五百の海軍兵卒を載せて日本に発向し、横浜警衛の為メに彼地に滞留せり、

按に、コンケーロルは螺旋蒸気第二等の大軍船にして八百馬力の蒸機を用ひ、左の如き砲を備ふ、

下層 砲三十六門 各口径八寸 重サ六千五百斤 長九尺

中層 砲三十六門 各口径三十二斤 重五千八百斤 或五千六百斤

長九尺半

上層 砲廿八門 各口径三十二斤 重四千二百斤 長八尺

又一門 口径六十八斤 重九千五百斤 長一丈

通計砲一百零一門・乗組人数九百五十人と云へり、

近來横浜に入津せる英船にては、是を其大なる者と

す、ユウリヤリュス船は砲五十一門・組五百四十人

(乗船カ)

にして第四等の船なり、レオバルド船は砲十八門・

乗組三百十人にして第五等の船なり、偶英^{レオバルド}国軍艦表

を閲す、其見るに随て付記し、以て看官の参考に備

ふるのミ、

ロルドル、モンタグ曰、海陸二軍の兵士を日本に送りし

は誰の所為なるや、吾これを問はんと欲す、若し政院の

命令に出すと云はゞ、令を出す者固より事理を明弁す可

し、若し否すんば、下等官員の命に依て送りし者なるヤ、

且戦争をなし、兵威を以て土地を掠略する事は、正理に叶ふや否や、又ゼネラルプロウンの進発は慥なる見込ありての事なるやを知らんと欲す、

ロルドバルメルトン曰、兵士を香港より日本に送りしは全くアールコック君の望に依ての事なれハ、最早今頃は彼レも望ミを達して満足なる可しと云ひて、莞爾として笑を發せり、

訳者曰、此一段過去の事にして、問答の終其意分明ならずと雖も、前七十号・七十一号に倫敦會議厅の評論を載せたる余波と見ゆれば、鶏肋捨て難きの意あり、看官宜く之を酌量せよ、

附録

英船レオバルト

今月五日往江戸一八日帰横浜

同 ペロリュス ^{英国} ^{乗込} ミニストル // 六日 // 八日 //

同 アルギュス ^{亞国} ^{乗込} ミニストル // // //

同 ベルシウス // // //

同 タルタル // // //

同 ハーホック " " " "

仏船セミラミ 仏国ミニストル及
アドミラル乗込 " " " "

同 ドブレイ " " " "

蘭船アムスト和蘭ミニストル
ルダム 乗込 " " 十日帰横濱

同 メタリスコロイス 今月九日下ノ関ヨリ帰帆

仏船タンクレード " 十日中国海より帰帆

英船バロッサ

蘭船ヂヤンビ " " 中国海より帰帆

其他商船の出入、之を略す、

右に挙たる諸船は、中国海戦争に關係せし者にして、

出帆・入津の日附を前月以来の新聞紙に屢々掲出せ

し故に、爰にも亦之を抄訳するのミ、

蘭 鑑三郎 訳稿

柳河春三 校閲

献本 扣本 浄書 小林

◇第七一号 (子九月カ) 報告 [『玉里島津家史料三』 一一五]

八月廿七日

封廻状

神奈川奉行支配
組頭

改揚座敷へ差遣ス 脇屋卯三郎

毛利大膳家来

下通尋之上
揚り屋江差遣ス 同

奥平数馬 年四十八
遠藤太市郎 年四十九

右、昨日於評定所寺社奉行酒井若狭守・水野出羽守、
町奉行松平石見守・池田播磨守、御勘定奉行根岸肥前
守・有馬出雲守、御目付小笠原刑部立合、出羽守申渡之、

二 右一条風聞左ニ、

右卯三郎は、元寄合跡部甲斐守小侍相勤、御徒之株式
を買請組ニ入、夫より御徒目付相勤、夫より当時五拾

俵高・御役料貳百俵・御役金七拾兩、生国長州之者ニ而、攘夷之儀ニ付而は此者長州江手引致し、賄路(略)を受納いたし、此度密状を長州江飛脚ヲ以送り候処、御不審之儀有之、関門ニ而飛脚之者被召捕候由、宿所牛込御徒町横、家内諸書付類御取上ケ封印宅番付有之趣、

但、当番ニ罷出候節御召捕相成候由、書物惣而

御取上ケ、

又一説ニは、

麻布龍土長州屋敷御取上ニ相成候節、諸書物等も御調相成候処、右之内へ手紙等も有之候付、早々御召捕相成、右ニ付長州家来貳人も於評定所一ト通御吟味之所、脇屋卯三郎儀証拠之内有之故、成行相分り、揚座敷へ被差遣候由御座候、

三 (一)

八月十九日御達

一

松平周防守

野州辺ニ屯集浮浪之徒、当節水戸殿領分潮来村江相集居、近村及暴行候ニ付、為追討其方人数明日中出立、

小金より府中辺江為出張、右討取方嚴重可被取計候、右ニ付為取締御目付戸田五介、歩兵頭河野伊予守并ニ役々差添被遣候間、得其意、委細之儀は五介・伊予守江可被談候、依之御府内昼夜廻りは 御免被成候、

八月

(三)の二
一河野伊予守始役々、小炮組并歩兵共ノ四百人余、同廿日昼後より夕方迄ニ江戸出立いたし申候、

四

八月廿七日小笠原様より長州外国戦争御届

一 去四日昼九ツ時頃、異国蒸気船十八艘上筋より乗来候ニ付、物見船差出候処、領内白之江村太刀之浦沖江為乗込、相糺候処英仏亞蘭四ヶ国之船ニ而、昨年已来之為復仇長州へ軍艦差向候段、仏国提督より申立候旨申聞候ニ付、一ト通相有候得共不致承引、委細は政府へ申立置候間、明朝より及炮発、赤間関破却、諸台場之機器・土地共ニ政府へ御返し不申上候而は、国威難相立段申張、承服之躰も無之候ニ付、役人共無余儀引取

申候、

一翌五日夜八時過頃、右異船領内田之浦沖へ乗込、長州前田台場ニ向致砲発候処、彼方よりも砲発、互ニ砲発仕、台場々々相崩、陣屋をも焼立、異人上陸之様子相見得、猶又檀之浦台場へ為致放発、暫く鬪戦、及薄暮異人本船江引取、直ニ沖合ニ立戻、其低致碇泊候、

一六日九ツ時過、異船又々前田村江乗込、同所台場江向砲発、双方討合、頓而異人共端船ニ乗組、右台場江上陸、据置候右砲不殘奪取、本船へ引取、外ニ異船老艘同所沖瀬へ乗懸、相傾進退不叶様子御座候、外ニ異船老艘亦間関八軒屋前へ乗込、同所へ向ケ致砲発出火候、其節異人両三人端舟ニ乗亦間関引辺之方へ流居候処、長藩之者船式艘ニ而追懸、竹洲之方へ漕返し候様子御座候、且又元田浦ニも異船式艘繫船、頻ニ砲発致し、彼方よりも少々砲発、今夕七半時頃陸地より小銃致発打掛ケ、異人共海陸三方より敵敷砲発、追々陸地より押寄候処、同所台場より地雷火相発し、異人少々損し候様子相見得、同刻過異人数百人以上陸、烈敷砲発、加

之者と申陣屋辺ニおゐて接戦之様子ニ候得共、山陰ニ而睨と難相分、炮声之響のミ相聞、無程同所陣屋ニも候哉燃立、夫より前田村人家六七軒燃立、及暮近上陸之異人共夫々本船へ引取、右本船は領内田之浦沖・雨ケ久保沖等へ碇泊、前田へ尚終夜折々砲発火矢相揚等致候、

一同七日異船其低繫船、前田・檀之浦等へ折々致砲発候、上陸前より沖瀬へ乗掛、頻リニ本船浮方致候様子有之、同日九ツ時頃異人端船ニ乗組、領内楠原村・楠・大久保村領田と申所へ山際ヲ掘穿、死骸埋葬致置、右相建即刻元船江引取申候、

一同八日朝、領内門司浦沖江繫船之異船より長州弟子松と申所へ台場を向大炮打始、夫々追々瀬戸之方江乘廻し、亦間関辺繫、又々弟子松へ乘戻候得共、於彼方砲一向無之、尤近辺据付置候大炮最早取片付候様子ニ付、砲発無之義可有之、右異船之内三艘昼九ツ時前頃、領内大懸川沖迄乗下り申候、且亦最寄前田沖瀬江乘掛ケ候異船、外船ニ而致救援浮申候、弟子松浦辺迄繫船

之異船之内より異人共端船ニ而三艘程も乗寄致上陸、
今以折々大炮打掛候段、追々注進申出候、

右之通諸蛮襲来不容易形勢ニ候得共、最前御差図之趣
も御座候間、卒爾之儀精々相制し、兼而手当之人數穩
便ニ用意仕浦々江差出候様指揮仕置候、此段不取敢御
届申上候、以上、

八月十八日

小笠原左京大夫

◇第七二号 (子九月カ) 報告〔『玉里島津家史料三』〕

(付箋) 「第九十一号」

日本貿易新聞六十四年第十月十二日七十五号

諸艦此港ニ到着ノ後、日アラスシテ外国全権官等艦數隻
ヲ率ヒテ江戸ニ抵リ、「ミニストル」等御老中ト議シ、
諸事論判ノ後、親切ニ結尾シ、以来ノ事マテモ十分ニ
相談整フタリ、故ニ「ミニストル」等江戸ニ暫時留ッ
テ横浜ニ帰レリ、

右ノ如ク談判十分ニ整頓セルカ故ニ、貿易ニハ此後妨ケ
ナカルヘシ、

条約ニハ「ミカド」及議論一致セサル數員ノ大名ノ花押
ヲ加フヘキコト、ナル、又長州大守ハ償金二百萬元^ト
出シ、大君政府ハ一百萬元ヲ出スコト、ナル、又荷蘭
ハ「メヂュサ」名^トニ発砲ノ償金トシテ十三萬元ヲ受取
ルコト、ナレリ、此ノ如クニ談判十分穩ニ済ミタルハ
英全権カ功ナリ、再ヒ貿易ノ興ランコト近日ニ在リ、

数国ノ艦隊江戸ノ湾中ニ在リタルヲ以テ、日本政府是カ
為ニ最モ駭キタリト見ユ、其故ハ総テ望ミタルコトヲ
允諾シ、貿易ノ障碍ヲ除カント云ヘリ、○「バロッサ」
名中ノ話ニ、長州ハ外国貿易ノ為ニ下関ヲ開カンコト
ヲ願ヘリ、此処ハ船碇泊ノ便アレハ、我等最モ宜シカ
ラント思ヘリ、

◇第七三号 (子九月カ) 報告〔風説書〕

(表紙)
(付箋) 「第三百十三号」

風説書

常州一揆ニ付小筒組差図役下役木村友輔より之文通
写

一前略、扱古河表ニ而差出候書状、其表江相届候哉、其
後古河宿より結城宿、右之二宿より元次郎之方は下館
表へ出張、私方は大宝宿江出張、是ニ而落合、夫より
元次郎方は洞下より筑波山江攻登り、ナン峠より水戸
下町江攻出候積、私方は夫より廿二日下館表より笠間
宿江、八月廿五日常州水戸御城内弘道館と申江戸ニ而
講武所同様之場所江、歩兵頭城織部・松平左門・万年
真三郎、御目付高木宮内・小出順之助、其外歩兵大隊
小筒方一中隊大炮六門、御作事方・御勘定方其外役々、
都合千八百人入込申候、道中よりして野陣同様ニ而一
疊ニ三人位之手当ニ候、誠混雑筆紙ニ尽しかたく候、
敵方は殊之外はびこり、水戸城下上町・下町、右下町

不殘敵地ニ而、毎日之戰大炮打合、町数は御城か漸七
八町位ニ而、実ニ御城危く相見得、接戦之様子ニ候、
其後廿七日ニも下町江出張戦有之、怪我人無御座、又々
唯今出張と申候付差急キ候間、又々可申上候、中々急
ニは帰りも相成間敷奉存候、敵茂咄よりは余程大ニ候、
略ス、

八月廿八日

二 九月二日常州鹿島郡鉾田村浮浪追討首級并分捕之品々

且討死手負、左之通、

頭取

一首級五 佐橋乱之助

分捕之品 差図役

一鎗一筋 坂井八太郎

一刀二腰 坂井恒蔵

一脇差一腰 同下役

一馬一疋 相原吉太郎

一鉢鉄一ツ 狩野金三郎

一金式分式朱

山田銀次郎

一硝石鉄炮二挺

八田篤藏

×

中西錦次郎

一鉄弾数不知

差図役

杉野半三郎

一合薬三箱

河東愛之助

小川町中隊歩兵

一鉄砲製造道具

宇都野鉄之助

八拾人

一高瀬船壹艘

横田勝之助

右之手ニ而討取分捕之品々

内品々
但器械・武器、其外
数多ニ而未調由

池田峯藏

差図役

白井耕作

竹内半一郎

同下役

沢木勇次郎

同下役

五味鉄太郎

笹河鐘之進

松田由次郎

撤兵中隊

斥候番外歩兵組

八拾人

拾貳人

右八田手江分捕之事

五番小隊歩兵

太助

一首級一

。矢四筋

。陣馬織

。馬舌疋

一鉢鉄一ツ

。陣笠一ツ

。刀身一本

。脇差身二本

深手

仁兵衛

一明荷一ツ

但中二種々有之、未品数
相改不申候、

(射之) 死死

六番小隊歩兵

右之通、白井手江討取分捕之事

(射之) 死死

善五郎

頭取

二番歩兵

右之通御座候

討死

藤七

九月

三

九月四日常州江罷越居候京橋鉄炮師新兵衛弟子

乙次郎より之書状写

一前略、私義一同無事罷在候付、御安事被下間敷候、扱去ル廿四日水戸様御城内弘道館江着仕、廿五日下午町新町二丁目ニ而接戦、廿六日同断、廿七日同断、廿八日二丁目より押寄、五丁目ニ而夕方炮戦甚敷、廿九日早朝より彼地へ押掛、同五時少過神勢館ト申所を乗取、天狗組は不残祝町辺江走り候趣、敵方百人余茂死人有之よし、味方ニは相知レ不申、炮戦真最中は玉之音ニ而生居候心地無之、御推察可被下候、神勢館とハ天狗組之潛所ニ而御座候、湊辺江は二里半も有之由、尤大議兩三日中御出陣被為在候趣ニ而、今日御用便之御座候、時候御見舞旁申上候、当月中ニは帰府ニも相成へく之由ニ御座候、外略ス、

九月四日

四

一九月二日夜、佐倉様佐原出張之御人数、同夜八ツ時頃より沢之宮江出陣、夫より船手之人数を揃へ、曉七ツ時頃、潮来加藤渡と申処迄乗入、大砲打掛候処、人家之者共此火を消候様子、又々老筒放候処、同様相見得、天狗組共更ニ見当り不申、其内二葉屋・松本屋杯目掛老筒ツ、放し候処、天狗組共二拾人計相見へ候処、是を目懸打放候処、此玉先へ当り人数不洩即死、又々外へ目懸打込候処、天狗組人多く怪我等可有之相分り兼、夫より船ニ而廻り見致し候処、館等は老人も居不申、大勢鹿島浦之方へ船ニ而立退候由、六日頃ニは潮来館等不残焼払候風聞有之由、

本文、堀田相模守様御人数ニ而下総潮来館へ出張之風聞書、

五

八月十日御用番備前守様江豊後守様より御届御調書(五の1)一拙者在所奥州白川郡於白坂宿、去五日撫付髪ニ而怪敷

躰之者罷通候ニ付、家来共相改候上、同所本陣江召連、
 身分柄相尋候処、水戸殿元家来内匠次男ニ而阿久津秀
 雄と申、当子廿才罷成、当六月上旬筑波集屯之内、同
 藩花房庄三郎・葉山太郎・大和米三郎・増山茂外一人
 并福島藩加藤十蔵、都合七人ニ而、去月三日筑波山を
 下り、水戸殿領分高浜ト申所より乗船、京都を志し罷
 登候積り之処、船都合不宜候ニ付、無拠仙台江罷越、
 船を頼候心得ニ而罷下り候途中、十蔵儀は福島家来よ
 り懸合有之、無余儀指置、跡六人ニ而仙台伊達右京知
 行所荒浜江到着致候処、同所江茂追々、公辺より之御
 制度敵敷、何分乗船相成兼、無是非立戻、宿城四ヶ谷
 ト申所江立帰り、北越江罷越候心組ニ而一同申談、秀
 雄は同所近辺湯之沢と申温泉江兩日入湯、外五人之者
 は同所ニ而相分れ、夫より須加川宿江一泊、今泉ト申
 所迄罷越候得共、会津領茂旅人改方敵敷、不能其儀ト
 存、一ト先水戸表江罷帰り、手寄を求め、筑波山同盟
 変約を右徒之内江詫し、再び登山之心組ニ而白坂宿通
 り懸候処、改を請厄介ニ相成候段、猶此上厄介成候而

は氣之毒ニ付、右領分迄送り出し候様申出候得共、
 右取計は相成兼、且白坂宿は城下より手遠ニ付、白川
 宿江召連手当申付候、右等之儀ニ付被 仰出之趣茂有
 之、其上疑敷様子も有之候間、右秀雄は在所より江戸
 屋敷江家来共附添差越候段、在所役人共より申越候、
 右同人到着之積ニ付、着之上は如何取計可申哉、此段
 相伺申候、以上、

八月廿日

阿部豊後守

(五の2)

御付札

町奉行江引渡候様可被致候事、

六

八月廿八日野州より差越候書付写

一 府中へ操込

(續)

戸田越前守

壬生一大隊

松平周防守

土浦より府中へ操込

御目付

戸田五助

笠間先陣

「歩兵一大隊

鳥居丹波守

田沼玄藩頭

歩兵一大隊

御目付

「設楽 弾正

丹羽左京大夫

御目付

水戸御城内江線込

宮木 宮内

歩兵一番隊

松平右京亮

堀田相模守

御目付

小幡梯沼辺

日根野藤之助

歩兵一大隊

板倉内膳正

石川若狭守

筑波固メ

一 九月朔日、南部美濃守様御人数廿七人、江戸出立常州

行、

一 御代官木村董平様手付山黒直之進・松村忠四郎外ニ手代其外、常州江兵糧方として出立、

一 田沼玄蕃頭様并御人数、八月廿七八日頃結城表より水戸御城内へ御操込ニ相成候由、

右之通申上候、以上、

七

八月晦日野州風聞書写

一天狗組飯田総藏・渡辺半助、当月廿日水戸町戦之節、

市川三左衛門方江生捕ニ相成、水戸城下ニ而入牢致居

候由風聞仕候、

一 武田魁助、当月廿二日頃水戸下町おゐて市川方ニ而打

殺候由風聞、

一 常州染谷村ニ有之候本堂内膳様御陣屋、当月廿五日頃天狗組之者共火を掛候由、

一 水戸黒沢善助・樽善吉・山川源吾・和知藤三郎・山川

市藏、外ニ名前不知忒人、去ル廿四日より新宿町藤屋

方ニ致逗留居候処、水戸殿小石川屋敷より廿九日夜五

ツ時頃、金錢交リニ而右五人之者江為手当筵包卷ツ被
差送候由、事柄相分り不申由風聞、

一南浦美濃守様・平岡石見守様御人数大勢、長持其外野
州追討為御用今日出立、

八

野州風説書写

一八月十日八半時頃、敵方台町坂下迄人数全千五百人計
も罷越候ニ付、書生方より使番老人・目付大井某老人
敵方へ罷出居、列士三十人藤尾迄出候処、敵方之者台
町近江やニ扣居候者ハ大炊頭ニ有之候間、鉄炮打候儀
は不成旨申之手振致し候ニ付、列士進ミ出間近く相
成候処、敵方より鉄炮打出し候ニ付、列士方よりも打
掛候処、味方之者ニは手負四人、外式人は少々之疵、
跡式人も命ニ拘り候程ニは無之由、敵方之大将老人討
取、書生方にて大筒砲挺打候処、怪我人無之、猶又大
砲打、即死九人・手負式拾人計有之候、

一敵方ニ而は、小砲百挺程も明神森より打掛ケ申候、
一書生市川三左衛門は七軒町江出陣、人数七拾人位、戦

之節荒神橋迄操^(總)出し候由、

一書生天野伊豆、十日朝より大炊頭様為見届吉田村迄罷
出候処、打合ニ相成候ニ付、供方之者七八人は逃去候
得共、伊豆も被逃候ニ付、明神森ニ隠れ居、十二日夜
評定所へ引取候、

一敵方吉田明神并八光院江引取、十日之戦は是迄之儀ニ
御座候趣、八月十一日休、

一同十二日、六百五拾人北郷より列士罷出、新道通り
武尊之近所ニ而夜四ツ時頃時之声を揚候ニ付、敵勢驚
逃去候、是は敵方ニ而は夜討ニ逢候哉ト心得候哉、其
場ニ捨置候品、左之通、

一玉 九俵 玉目百目 二百目 五百目

一長棒駕籠 五挺但内巻挺は兼も黒く有之、是ハ
大炊頭様之乗物ニ可有之由

一切棒駕籠 九挺 銚 三荷

一雜兵鎧 式荷但竹鎧ニ而通し、式人ツ、ニ而かつき候ニ付、
右数不分

一小筒 拾挺計

一大小類其外合羽籠乗下之類数不知、馬ニ而七拾駄も有
之候、

右之品捨、八百人位ニ而、台町・岩井町・磯之浜道・

塩ヶ崎と申所ニ而、書士方三拾人程ニ而打合、其節も

敵方ニ而大炊頭ニ有之候間、鉄炮打なと声懸ヶ、先方

より打懸、味方之内式人即死、敵方之内生捕式人、首

一ツ打取、評定所江差出、夫より島田村ト申所ニ而女

を頼ミ船を出し、無職本ノマ浜江上り、其日ハ終る、

一鈴木石見は御城詰、佐藤図書并朝比奈弥太郎、当十五

日湊江操出しニ相成、

一市川は書生之頭ニ有之、家中之内ニ而切米取少高取之

者并在方之者を右書生ト相唱候由、

一大高取衆は某書生ト相唱候由、

一八月十三日、磯之浜江押寄書生方は五人、外ニ百姓勢

三拾人程も有之、大炮老ツ放候処、雲へ打上ヶ、又一

ツ横を打、猶一ツハ敵へ打込ミ、其節は手負等数不知、

夫より陣破れ候ニ付、書生伊藤辰蔵・川上兄弟

弟ハ富之助右三人ニ而多人数切破り、敵方岩井町之湊江

引取申し候、

一同十四日は敵方之内式人甲冑・兜ニ而川越し罷在候ニ

付、川上富之助耆人ニ而右両人を切取、討取し候ニ而

評定所江相送り、此式人は大將分ニ有之旨風聞、

一書生湊御殿江詰居、只今双方より小鉄炮計打居候、御

殿詰当時三百人計も有之由、

一八月十五日、鯉淵勢小鶴ニ而首一ツ討取、陣羽織之紋

笹輪どふ之紋、高張式ツ同様、其外挑灯桐油も数不知、

是は千葉小太郎ニも可有之哉之由、外ニ首一ツ討取候

由、早々鯉淵江注進有之候、

一落人日々召捕候儀数不知、是ハ百姓等之由、

一長岡宿々江天狗組百五拾人程も有之候由、昨日鯉淵勢

ニ而追討罷在候由、向川限根之二十四ヶ村打寄、

一小鶴橋際少々火ヲ懸、是も天狗組、奥の谷も焼候由、

一十二日、宿井町岩松山願入寺を焼払候由、是も天狗組、

右寺ニ而買入置候米百俵奪取、外ニ磯之御台場ニ而五

拾俵程取られ候由、

一天狗組ニ而岩井町御台場ニ而鉄炮三挺取候由、

一武田は磯ニ罷在候由、其外マツ国山喜八郎も罷在候由、

一書生方江は、村々より致加勢度旨申出候、

一書生、おしかつ村其外より兵糧・塩・味噌等多分相送り候由、

一天狗組ニ而かん屋村并島田村より兵糧を取出し候由、

是ハ北条新蔵・曾我五郎左衛門江入念之村方ニ有之、

此村方を固メ候ハ、兵糧差支候由、

一大炊頭ニは松川へ出張ニ相成候風聞も有之、又は松川

江は出張無之風聞も有之、相分り不申候、

子八月十日夜

歩兵組

九

九月二日御用番因幡守様江鳥居丹波守様より被差出

候届書

一先達而御届申上候丹波守人数、常州洞下田中江差出候

処、場所替相成、筑波山へ相登り宿陣罷在候処、脱山

仕候浮浪輩、府中其外所々江屯集仕居候ニ付、右為追

討田沼玄蕃頭様笠間迄出張、時宜ニ寄水戸様御領分

迄茂可被成御越候間、右人数も笠間迄操込候様可仕旨、

去月廿三日田沼玄蕃頭様より出張家来之者江以書付被

仰達候ニ付、則下山出立仕候、猶追々御届可申上候得

共、此段御届可申上旨、在所表より申越候、以上、

九月二日

鳥居丹波守家来

野崎仙右衛門

一〇

九月四日

酒井但馬守

野州辺江被差遣候付、御使番池田鎗三郎并関東取締出役兩人為附添被差遣候間、可被得其意候、

一一

同日御用番様江被差出候届書

(一)のし

一今般浮浪之徒為追討私人数差出、去月廿九日府中へ向

戦争之心得ニ而出張仕候処、其以前同所屯所罷在候者

共逃去候付、市中探索仕、潜伏罷在候徒党之内、矢口

平右衛門・山本吉蔵・同吉三郎・鈴木勇斎等捕押、御

目付戸田五助差図を以、関東取締役木村樹蔵へ引渡申

候、其後当月朔日小川村江押寄、私家来先陣ニ相進ミ、

大砲打掛候之処、右発砲ニ而小川館焼失仕候、尤相残

居候賊徒も有之候趣は御座候得共、是又逃去行衛相知

不申候、其節取残し置候書類其外品々、別紙之通火中より取出し申候、右相濟、直ニ三兵隊先陣ニ而玉造村江押寄、是亦発炮ニ而玉造館も焼失仕候、其節は私人數後援仕候、右之趣出張家来之者より申越候ニ付、此段御届申上候、以上、

九月四日

松平周防守

(1102)
別紙

- 一 葵御紋付箱 一 ○弘道館御筆掛物 一
- 一 葉簞笥 一 ○書物箱 三拾八
- 一 医師道具箱 一 ○稽医館額 一
- 一 至誠之文字有之簾 一 ○西洋太鼓 二
- 一 陣笠 一 ○挑灯 五 ○木炮 三挺
- 一 短刀 一 ○三ツ道具 一式 ○薫口 七本
- 一 蓮座 一枚 ○判木板 五 ○火鉢 二
- 一 掛物 四 ○木綿風呂色 二 ○雨傘 四本
- 一 雜物入箱 一

右之通御座候、以上、

二

九月五日

(1101)

松平周防守

今般野州刃浮浪之徒追討被

仰付候処、早速人数差出格別相働候段、達

御聽候処、常々申付方宜故、一同不惜生命相働候条、

一段之事ニ候、此由可申聞旨、

御沙汰ニ候、

(1102)

一 当八月中旬頃筑波山根五十三ヶ村申合、浮浪之徒討取

可申上旨ニ而、農兵凡三千人程常州新治郡柿岡村辺江

相集、竹罫其外用意蜂起仕候、浪徒押来候ハ、加勢相

願度、殊ニ多人数相集候得共区々故、内膳家来之内卷

人為指揮出張之儀、右村々總代之者より願出候処、指

揮役差出候儀ハ難及挨拶、其村々御領主御地頭江可申

出、自然浮浪共押行候ハ、兼而手配いたし置候間、

喰留可申旨申論候処、一同承知仕引取、同十九日頃よ

り右人数字松下ト申所江一組、浅間山江一組、竜神山

江一組、村々合印を付、雨中ニも簑笠之俣昼夜屯仕候
処、同廿日朝、浮浪老人士兵共生捕、翌廿一日、浮浪
斥候三騎徘徊仕候ニ付、追駈候処、三騎共漸逃帰り候
趣相聞申候、右模様内膳領分栗田村江急而人数一隊差
出置候得共、猶又増人数も出張為仕候処、弥氣勢宜御
座候、且又当六月、御用番牧野備前守様江申上置候領
分下稻吉村組頭弥五右衛門、用弁罷在候途中ニ而浮浪
之手へ捕押連行、其後行衛相知不申候処、此程は弥五
右衛門逃帰申候旨、村役人申出候、前書五十三ヶ村之
者多人数相集不容易儀ニ付、一応此段申上候様申付越
候、以上、

九月五日 本堂内膳家来
田辺叶

(二)の3
一 当月廿四日夕七時頃、野州真岡御代官山内源七郎様、
字松平ト申所筑波山根村々土兵屯衛江、常州柿岡村よ
り御出張、夫より浮浪共相集罷在候府中宿江御討入被
成候付、内膳より茂援兵人数差出候様、領分栗田村江

兼而出張仕候人数屯所江被仰越、早速人数可差出候処、
府中表は内膳領分江は極間近ニ付、乍少人数領内手配
仕、陣屋内固メ人数も差置、自衛之手配ニも差支当惑
仕候間、迎茂他領迄人数差出候義難行届断申上、尤領
内手配嚴重仕置候旨申上候処、被成御承知、直ニ御同
人様御人数并鳥居丹波守様御人数、府中へ御出張之処、
大雨ニ而御引返シ相成、内膳領分上志筑村・中志筑村
等江御旅宿、翌廿五日夕源七郎様御人数御引率御出立、
廿七日朝鳥居丹波守様御人数出立仕候、右府中宿近領
ニ而、領内手当方無余儀援兵御断申上候、此段申上置
候様申付越候、以上、

九月五日 本堂内膳家来
田辺叶

一三
一 八月十三日常州岩間より申来ル風聞書
一小川館本陣二重門、外は木炮式挺・同小筒三拾挺、大
將は田丸稻之右衛門、日々所々江使番出ス由、

黒沢甚三郎

守護

栗田新十郎

熊谷誠一郎

金山某

使番

川崎新平

朝倉友信

竹内青雨

書記

平尾桃雲齋

服部平兵衛

凡人数式百人程

一小幡出張

三橋半六

人数五拾人程

一府中出張

宇都宮左衛門

人数右同断

一水戸江之先陣卷番手林忠左衛門・武田伊賀守、小川館・

潮来館戦後吉田明神へ陣ヲ取、

一先陣即死式拾人、怪我人三十人余、武田三人之内一人

大炮ニ而怪我有之、名前不相当、合戦場より小川館江

注進有之由、

一十二日朝四半時頃大炊頭様密々薬王院御出立、松川御

陣屋へ御入、同日八ツ時頃武田勢ト書生ト異軍有之、
本ノマ、

格別之事ニも無之、小川館へ申来ル、

一筑波勢は百人程ト申候、昨日小川館より使番筑波山江

登り、今十三日追々引払候旨小川館へ申来ル、

一筑波山下椎尾固として牧野越中守様御人数式百人、外

真壁町江茂百人余固として詰居候、

一此度松平大炊頭様水府御越ニ付、水戸御家来方々先

触有之候処、小幡宿より三度迄^(折カ)三度迄差戻、大炊頭様

分ハ無滞継送、其内浪人共府中より片倉迄之内充滿致

し、凡七千人ト流言致し勢ひ盛ニ相成候、然ル処是迄

片倉ト小幡ト之間にて、山中薬師ト申所江百性^(姓)大勢相

集、片倉を押居候得共、浪人之勢ニ恐懼之体ニ而百性

共引払、往還並木切倒、松杉を取片付、小鶴橋を切落

シ候ヲ掛、通行差支無之模様、併宿々人足継立不申ニ

付、宍戸領村々より人足式百人被仰付、十日晝大炊頭

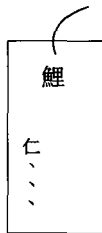
様片倉御発駕、水府御入城之積ニ而、既ニ御先触有之、

竹田三人を始小川館之者御先へ操出、小幡^(驛)迄罷越候

処、同所ニ而問屋役人小前迄も老人も不出、御茶一ツも差上候様ニも不相成、夫々ニ而長岡御通行、水戸台町迄御出、一番小川館・二番武田・三番大炊頭様・四番小金詰是ハ水戸郷、百性共也、小荷駄を挟み五番三木、其後小川館右大砲ヲ引、尋常之支度ニ無之趣、夕七半時過大炊頭様吉田明神前御通行之節、先は余程台町を過候処、大砲相響、先勢戦ニ相成候ニ付、大炊頭様直様薬玉院江御入駕、同所ニ而御備ヲ被立候得共、更ニ御発炮等ハ不被成、小川勢・武田勢死人・手負夥敷趣ニ候得共不相分、大砲之音のミ人足共ハ恐怖ニ而諸所へ逃來候由、大炊頭様并御人教兵糧ニ差支、宍戸御陣屋より前日附送り候干飯ニ而御凌御滞留有之趣御座候、右大砲之響岩間迄相聞得候、追々此事件探索之上可申上候、一鯉洲勢と申ハ、是迄水戸郡奉行より御内沙汰有之、小金詰粮米手当等被仰付、積米致し置、其外相応ニ相暮候者は無抛調達金も可致趣之処、右奉行川和田某・高倉与八郎江文通、玉葉之事より内密相願、書生組ニ殺害被致、其後書生より奉行出来候間、先御内沙汰相止、

此度浪人之儀ニ付而は、村々及候丈は取始未致し可申旨被仰達、夫故鯉洲村貳千石、小前は迄難渋ニ不忍折柄ニ付一騒いたし、早速五七村申談ニ相成居候処、田中愿藏欵、府中宿へ通行之浪人貳人召捕、水戸評定所江差出候所、鯉勢殊之外称美被致、鉄炮・玉葉御下ケ相成候付、力を得、夫より追々御領内申合、五拾ヶ村余組致し、其内ハ宍戸御領村々も大凡組入ニ相成、御主人様御大變ニ付、敵重人足被仰付候へ共、難渋ニ而村々申合人足不相勤旨ニ相聞得候、

一又酒治川筋宍戸より小鶴迄之間ニ橋五ツ有之候得共、不残引落歩行渡不相成場所、柵を構ひ、其所ニ百姓五拾人三十人ツ、伏居、大砲貳三挺ツ、居置候、百姓共合印は如此袖ニ付、又旗ニも用ひ申候、



飯令ハ仁古田村之百姓如斯、
 村之小印へ頭字ヲ認ル、

一高倉与八郎・鯉洲与十・同清光院・同久五郎是ハサツマ東禪寺乱入之者也江百性共押込居家打倒、其後愿藏野口館七月

廿九日立、中妻郷之内角来耕地へ通り懸候処、鯉勢凡
 式千計ニ而愿蔵勢耕地ニ取巻、遠寄ニ致し八方へ手配
 候ニ付、愿蔵玉葉打切、昼飯も不致夕刻迄対陣之処、
 宍人逃忒人逃散々に相成、逃去行衛見失候趣、然ル処
 宍戸江罷越候者ハ鯉勢不存居、其夜探索相付、晦日宍
 戸表愿蔵出立府中へ通行之節、宍戸湯崎より酒治川を
 渡り、土師村江鯉勢罷越、手取ニも可致勢之所、前日
 角来ニて封切候玉葉如何いたし候哉、用意出来案内之
 事故打洩候由、就夫宍戸町岡田屋忠次郎・柏屋三右衛
 門・亀や等、鯉勢より意趣相含、宍戸領百姓相交、町
 役人案内ニ而前三人宅へ乱妨致シ、其上千種太郎館打
 破、其旨御陣屋へ相届引取候旨、右之次第ニ而鯉勢百
 姓共ト乍申勢盛ニ御座候、且又水戸御領之内石崎ト申
 東郷ニ候哉、六拾八ヶ村申合、鯉勢之如く浪人取始末
 いたし候趣、追々天狗組ニ出居候宅ニ乱妨破壊いたし
 候由ニ御座候、

一 今般浮浪之徒ニ付而は御達茂御座候ニ付、私在所下野
 国那須郡黒羽領取締向は勿論、居所下町々へ茂見張番

所補理、家来差出警衛向無油断申付置候処、当二日、
 番所脇浮浪体之者忍通候ニ付、早速追駈差留置、相尋
 候処、全誠心組ニ相加り居隅川記鼎ト申者之由、此度
 奸諸生組増長ニ而、召捕方人数差向られ候由、窃ニ忍
 出候旨申立、其外甚怪敷儀茂有之、捕押可申之処、追々
 不法申募候上致手當候ニ付、無抛打留申候、右死骸最
 寄寺院へ仮埋申付置候、尚取締向之儀は精々申付候、
 此段御届申上候、以上、

八月六日

大関肥後守

一四

八月十七日御用番牧野備前守様へ御届書写

(一四の1)

一 松平大炊頭儀、水戸殿為御名代家老其外致出府居候者
 共召連、水戸表へ罷下り候旨ニ而、去六日私在所土浦
 城下止宿仕候処、此節柄故申談度儀茂御座候付、於城
 下面会仕候、此段御届申上候、以上、

八月八日

土屋采女正

(一四の2)
 一 私儀、水戸殿為名代家老其外致出府居候者共召連、水

戸表へ罷下候ニ付、去六日常州土浦城下江致止宿候処、土屋采女正より此節柄差当申談度儀も御座候趣ニ付、

於城下面会仕候、此段御届以使者申進候、以上、

八月八日

松平大炊頭

一五

堀田相模守

浮浪之徒、水戸殿領分潮来村江屯集致し居、最寄村々金銀其外強談等致候趣ニ付、佐原村江差出置候人数出張、右浮浪共暴行有無ニ不拘見掛次第打取、尤水戸殿領分且館内等迄も附入、無斟酌十分ニ打取候様可被致候、

右之趣、近領諸家へも田沼玄蕃頭より相達候筈ニ有之、并水戸殿江も相達候間、可得其意候、且又野州辺へ出張罷在候御目付御使番之内、被差遣追討方等諸事見分致候儀も有之候間、是又可被得其意候、松平右京亮江も同様相達候間可被申合候、

松平右京亮江

同文言

一六

探索書写

一 当節府中表ニ多分人数止宿、尤小川館・猪倉・府中等

ニ立込候由、

一 潮来館人数、去ル廿一日頃凡式百五拾人位集、

一 水門館之義は不相分、但多分は人数無之由、

覚

元水戸殿家老

同人粹

惣大将

同人孫

元水戸町奉行

三館取締り

同人組下

武田伊賀守 七十位

同 彦右衛門 五十位

同 万千代 年不知

田丸稻之右衛門 七十位

林五郎三郎

国分新太郎 二十位

岡部貞一郎 四十才位

米川 米吉 三十五

鹿島社人

常州富田村百姓、前齒二本無之

水戸出

笹島庄 五十位

前木六三郎 三十四五

常州桑名宿越後屋
ト申菓子や

三館客分

小荷駄奉行

打死

相原庄助
四十八位

林忠右衛門
五十四五

小林幸八
四十才位

長谷川庄七

田中愿藏
三十八才位

宮内主馬介

岩谷徳一郎

竹内百太郎

水橋半六郎

田巻葉藏

畑筑山
五十位

千種太郎

木内久之丞
三十二位

小沢辰之助

下総国神崎村南宿
百性長右衛門次男
水戸侍元名遠藤辰五郎、
改名樋山小次郎組桜田、
并高輪東禅寺一件・下
総国新貝右三ヶ所ニ而
働候者、手ニ玉疵有之

木戸村軍藏

太宰清左衛門

奥州浪人之由、劍
術者

千葉小太郎

畑筑山組下

高田外記

右凡頭分之由、

一大炮八九挺。木大炮五拾挺。張子中炮三百挺程

一小筒五百挺。鑓余程有之。其外武器人数より
余程不足

一馬百疋程、内乘馬二十疋程。兵粮千石程

一金沢山ニ有之、尤小川館等ニ有之由

一弓百張程、右之外武器類無之由

惣人数不相知

右凡右之通り御座候由風聞、

十七

常州より来状之写

一水戸様為御名代松平大炊頭様御下り、去六日夜土浦御

泊り、同七日稻吉宿御通行ニ付、尤小金詰人数凡三千

人程附添、前後三日程御通行、大混雑致し候得共、先

無滞相済申候、外ニ浮浪組之内為御迎府中宿辺江罷出、

同日片倉宿御泊、同八日九日同所御逗留、同十日水戸

御城下外台町迄御着之節、書生組大勢出迎、小金組并浮浪組ト一戦ニ相成、大炊頭様ニも水戸御入城相成兼、同所兼王院ト申大寺へ御旅宿、尤右之一戦は書生組勝利ニ而小金組敗軍、手負・死人有之由、同十一日も大炊頭様同寺ニ御逗留、同十二日大炊頭様磯之浜陣屋へ御移り之積、其節途中大野村塩ヶ崎村辺之所ニ而、小金詰ト書生組と合戦ニ相成、大野村寺々を焼払、塩ヶ崎長福寺へ御宿陣、同十三日大炊頭様大貫村へ御移り、惣勢は大貫村磯之浜村^(税)江押行、同日関戸の渡し辺ニて一戦有之、小金詰浪士組手負死人有之候由、同十四日同十五日小金詰ト書生方ト所々ニ而度々合戦、每度浮浪組敗軍之由、同十六日浮浪組必死を極め、祝町より那河湊江押行、書生組ト血戦ニ及、浮浪組大勢討死有之候得共、遂に那河湊を乗取書生組ト入替り候由、此那河湊ト申は水戸下町より式里余之場所ニ而、諸国入船之大湊、水戸様之御殿も有之、大砲・玉葉其外金穀沢山ニ而肝要之場所ニ有之候処、何分書生組毎度合戦ニは打勝候得共、所々之堅め都合十式ヶ所ニ而、人

数引足不申右之場所被乗取、残念ニ有之由ニ御座候、一水戸領鯉淵村最寄三十ヶ村程申合、田中愿蔵組追撃いたし、其節大炊頭様御領上土師村焼打いたし、村々申合、浮浪見掛ヶ次第打払可申旨ニ而、凡二千人程も柿岡村辺江相集り、大工二拾人程ニ而日夜木炮柵居、其外竹罫大小類銘々所持いたし、大騒動ニ而御座候、一今日府中ニおゐて浮浪組評議一決之上、此辺屯集之人數大半水戸へ相向き進発いたし、府中ニは赤誠組隊拾五人ニ而人數式百人余致屯集申候由、尤赤誠組と申は、上州辺之死生不知無頼之悪徒共ニ而御座候、一公辺より追討之御人數段々近寄候ニ付、筑波山残兵百人程去ル十六日尽く引払、竹原宿へ引移申候、官軍之様子は追々水戸表へ御出張相成趣ニ御座候、一官軍此節烈敷被取詰有之候得は、浮浪組水戸より之取合并山根辺之士兵ニ而、迷惑致し居候間、必定忽滅亡ニ可及と、近領之風聞ニ御座候、一前頭之通、水戸那河湊乗取浮浪組見込之通相成、此上書生組悉く根を断葉を枯し退治可致ト申居候、此節之

体段々ニ承り候得は、小金組浮浪組合戦致し、書生組柳組トハ別派ニ而、柳組は只々御城ヲ守り見物致し居候迄ニ候、左候得は水戸御家中三ツニ分れ候ニ付、官軍追討御延日相成候ハ、浮浪組勝利之程も難計、取々風説仕居申候、

一 八月廿二日夜より 公辺御追討之御人数、其外諸家人数水戸表へ出張之先触参り、皆々大悦ニ御座候、後便申上候様可仕候、

八月廿二日

一八

九月三日日附来状之写

一 七月廿五日より合戦相始、水戸城下富士河原と申所有之、味方水戸勢江戸より高五百石市川三左衛門諸生組三百五拾人、沓番手真先へ三百石富田彦右衛門貳百人、惣軍大将鈴木石見守千五百石、敵天狗方大将松平大炊頭・軍師武田耕雲斎・島田勘兵衛悴木村又藏・千葉小太郎・鯉淵与十其外、廿五日昼八ツ時より始り、廿六日ニ木村又藏・高山隼人鉄砲先勢之百匁玉を請討死、

千葉小太郎は手負逃去、鯉淵与十討死其外、廿七日迄合戦、手負死人未相知、夫より廿八日朝、武田勢吉田山ト申所より鉄砲打立、味方敗北、夫より卅日軍勢塩ヶ崎合戦、武田勢ト取合、其時味方六百石朝比奈弥太郎貳百人、佐藤助十郎貳百人、其外多人数、敵方武田始福地政右衛門・山国助太夫・岡田新之丞其外合戦、首沓ツ梅沢卯右衛門打取、即死八人、手負八拾人、味方水戸横目方壱人打死、外不知、夫より磯之浜岩井町湊江操込、八月朔日、二日、三日、四日、五日合戦、武田伊賀守次男源八郎討死、夫より十三日、湊御殿敵方ニ押とられ、尤敵は南郡奉行荒井源八・北奉行牧数之助・東奉行佐々木頓八、皆敵方へ付、八百石三木軍八、三百石三木源之助、筑波大将田丸稻之右衛門、此人水戸ニ而町奉行相勤申候、右人数沓度ニ押寄、御浜御殿打取り、十三日ニ右之勢押出し、大炊頭様大将ニ而水戸城下へ押寄、五時矢場新製館へ敵方操込、御城下十五六町へ五百人、枝川へ敵方二百人、青柳へ三百人、廿三日大合戦ニ相成、青柳ニ而武田勢打取手負十

四人、即死貳人、廿四日合戦、水戸方打負、下町九丁目迄敵方押懸りあやうき所、廿四日夕六半時分、江戸方官軍勢先陣操込、直様大砲方御持小筒組一手ハ下町七丁目ニ操込合戦ニ相成、此手敵方老丁計り引退き、一手ハ御杉山へ操出し、夫より大砲打懸ケ仕切なく責戦、廿五日朝より双方打合、矢玉之音烈敷、水戸町中屯人も家ニ居候者無之、誠ニ前代未聞之大合戦ニ御座候、廿八日小筒組鉄炮鑓せり合ニ相成り、其時奥州二本松丹羽様御勢青柳ト申所へ操込、敵味方双方戦最中ニ中山備前守様人数より大砲打懸ケ、其時敵方へ当り死人有之由、下町九丁目合戦ニ小筒せり合歩兵勝利、敵方ハ討死手負数不知、其夜不残逃去候事、軍暫く休ニ相成、九月二日より磯ヶ浜湊江操出し、亦々合戦ニ相成申候、取急ぎ右迄、余は重便ニ可申上候、以上

九月三日

一九

紀伊殿より御使を以被差出候写

(一九の1)

一征長之儀ニ付、不肖之私江惣督可被 仰出御沙汰有之、

実ニ其任ニ不堪候得共、家臣ニおゐてハ一統奮勵致報国之秋と相期シ候処、此度尾張前大納言へ右惣督被仰出候段、同人儀は齡徳相備り候儀ニ付、誠ニ御至当之御事ト大慶仕候、右ニ付、此上浪華守衛之儀は、第一ニ尽力仕候心得ニは御座候得共、

公方様ニも 御進発可被 遊旨被 仰出候事ニ付、宜敷守衛而已致罷在、此度之御大拏ニ相洩候而は、武門之身ニ取不安次第、就而は家中之銳氣も相挫ケ、藩職^{本ノマ}と奉し候ニも差障、甚以残念之至ニ御座候付、何卒右御親討被為 遊候節は、摂海守衛は敵重ニ備置、不腆之弊賦を相尽し御供仕、御先鋒をも奉畏度、若御親討無之候共、一隊人数を差出し相応之任ニ相当り、三百年来之鴻恩ニ奉報度、滴溢之志願ニ御座候間、肝胆を吐露し俯而奉懇願候、以上、

八月

紀伊中納言

(一九の2)

御用人

松平大膳大夫為御征伐

御進発之節、中納言殿ニは御旗本後備御心得相成候様被、仰出候間、格別被究忠勤候様ニト之上意候、

八月廿一日

二〇
一私儀、当春

御上洛御留守中出府罷在、太儀被

思召候得共、松平大膳大夫家来共、兵器を以奉却

朝廷不届至極ニ付、追討之儀諸家へ被仰付候得共、猶

引統為御征伐

御進発も可被、遊旨被、仰出候ニ付而は、御用之儀も

有之候間、早々出府可仕由被、仰出候付、来月九日国

許発足出府可仕候、此段致御届候、以上、

八月

松平陸奥守

右之通風聞書等承合申候間、此段申上候、以上

子九月

◇第七四号（子九月カ）報告〔風説書〕

〔表紙〕
〔付箋〕「第三百二十一号」

風説

一 元治元子年八月二日田沼玄蕃頭様御出張先被、仰渡之写

一 水戸殿家老江相達候書付

御上洛御留守中、野州大平山江浮浪之徒相集、其後常州筑波山江楯籠、民家江押入財を奪ひ、種々横行之致方有之、且小金ヶ原江多人数屯集致し、右之者ハ浮浪之一味ニ而有之間敷候得共、不穩模様ニ相聞、就中筑波山之ものは水戸殿家来ニ而、浪人致し候もの多くは主謀と相成、攘夷之儀未成功ニ至らざるを心外ニいたし候との儀ニもあるへく候得共、遠大之思慮無之、遂

ニ無謀之攘夷ニ陥り候而は、

急速本文之趣行届候様可被致候、

勅命ニ背き恐多事ニ候、今ニ急務武備更張之外無之候
処、其儀ニ難堪屯集致し候は、是又可憎ニ無之候得共、

二
常州より之来状之抜書

水戸殿家来浮浪と等敷暴行有之候而は、水戸家之御名
儀不相立而已ならず、其儀被差置おゐてハ幕府之御
職掌茂難相立儀ニ付、無抛御人数御差向ニ相成候条、
其意味篤と相弁へ、官兵と俱ニ暴行之ものを討滅致し、
常野人民之害を除き、報国之赤心ヲ顕し

政府ト一致ニ尽力社御親藩之臣と可申候、且又長藩之
者共京師へ押入、恐多茂

御所近江乱入炮発致し、

引上ル、此時賊徒首拾弍・生捕四人、

朝敵之賊等退時ニ過半誅戮ニおよひ、凡

皇国ニ生るゝもの誰か

但鍮太刀討之勝負なし、鉄炮之打合而已、暫時之間
ニして戦止む、此時陣中ニ而は鉄炮玉頭上を飛事幾
度なり、眼にハ見ス、只ピウと音のするのミ、恐事

尊王之道不知者ハ有之間敷、然ニ長州人之暴行之如き
ハ甚可惡之、依之長州一藩討取可申段、京師より被

ニ御座候、

仰出候間、是等之儀茂篤と相弁へ心得違無之様、精々
御申論被成候様可被申上候事、

但本藩之家来は勿論、末家并他出罷在候者ニ至る迄、

賊去て戦地を見ルに、首なき死骸十三、血ハ夥シ、手
負数多と見ゆ、首なきは姓名を隠すにや、味方ニは幸
ひニて怪我なし、先手同心者人疵、分捕も多し、

一廿五日・晦日迄事無ニ似たれとも、日々流言多く有之候、

一晦日、城下より四五里上八手村辺ニ賊徒出たるを、最寄百性^(マヤ)ニ拾ヶ村程打寄、賊ニ向には大炮あり、土兵ニハ小筒計にて戦ふ、戦六ツヶ敷なれとも大勢故ニ賊を追崩ス、賊徒遂ニ引取、此時百姓即死四人・手負不知、賊八人討取由、村へ放火いたし引取、此時追々城下へ注進有之、兵を出ス、再注進有之、賊は諸所へ引揚不相知由、

一八月朔日、湊村ニ小船三艘見へ、一艘着岸之処、諸生組居合戦、船中乗合八人討取、宍人召捕候由、宇都宮家老戸田某男之よし、

一武田伊賀守慎隠居ニ而水戸江下タルに出奔し賊徒ニ加わり候、此時牢を開、罪人の丈夫なるものを撰て連立郡奉行四人同意して、御領分村々江舐させ、百姓を引出シ小金へ出張、百性は何之意といふ事を不知、只郡奉行の催促に随ふのみ、此節百姓之内にも発明して逃帰り候もの多し、小金ニ残りたるもの武田股肱の賊而

已、然るに遠き筑波ヲ 公辺ニ而御討被成、御府内近き小金を被差置、水府之藩人又は百姓のミにて、筑波とハ異なる事ニ思召候半もやと思ふ、是却而筑波の本根なり、水戸勢是を討事を昼夜思ふといへとも、途中竹原・府中・稻吉等の賊有、速ニ討事不相成、種々評儀之由、

一去ル十日、松平大炊頭殿被相下候ニ付、小幡村より追々注進有之、御同勢千人余御座候趣、余り多人数故目付差出候処、又々注進之趣は小川館・湊館等先ニ相見得且旗大炮も有之、人家等も打破候由、実事ニ而は不容易候間、物見式人差出候、

一大炊頭殿ニは、御目代武田伊賀守等追々^(總)操込候様子旁右等之儀尙御迎として、若老天野伊内・目付土井幹三郎・使番渡辺伊右衛門・松平内蔵助・小十人目付組頭鈴木八右衛門・右筆大木善之進、台町薬王院迄出張仕、追々人数操込、無程大炊頭殿も着、已後御談判ニ怪敷人物数多相見候間、諸生ニ組差遣候様、松平内蔵助を以申来候間、人数差出シ申候処、吉田明神山上何

者とも不知三十人余り登り居候而、白刃ニ而草木を刳取、鉄炮ニ而備候様子相見候間、此段市川某へ申通し候処、炮発は有之間敷候間、早々相詰候様達御座候間、相詰候処、右山上より大炊頭殿御加勢故早々御懸り相成候様声々ニ呼候間、承り罷越候処、大炊頭殿御出張場へ鉄炮得物等持参致し、不屈至極ニ付、打払候様下知御座候所、三四拾挺炮発ニ及、案外之振舞ニ而一同驚引取申候、相進ミ候者ハ後より打懸ケ候間、不得止炮発及候もの共故、追々人数引上候処、怪我人五人、猶又御迎ニ参り候もの鈴木八右衛門眼前ニ被取込、天野伊内・大木善之進如何相成候哉、未タ更ニ相分り不申候、全大炊頭殿ニは御存知無之、筑波等之賊兵共之致し候事と存申候、此方よりも大炮打掛ケ、夕暮ニ相成候間、互ニ相止申候、

右之通承及候丈申上候、以上、

三

九月九日常州志筑本堂内膳様衆より之来状之内書抜
一八月廿四日染谷村炮戦後ハ、水戸御領中へ相集候処、

官軍多人数ニ而追々御取詰ニ相成、当月二日、松平周防守様御人数并歩兵組、玉造村より鉢田村迄御越、於同土夕刻浮浪一戦、浮浪大敗軍、歩兵三組へ首五ツ、尤待分計之由、其外余程討取候由、委細之儀は相分不申候、

一当月二日頃より府中ニ而土兵起り立、凡千人余も相集り、是迄浮浪之旅宿致し又は懇意之者共之家相崩、近所之山林へ浮浪隠れ居候哉、天狗符と号し小鉄炮又は木炮杯相発、銘々竹鍬杯持参、旗押立、太鼓・鉦打ならし、昼夜大騒動、同五日頃より土兵共相鎮り、府中方ニ而も追々見世を開、賈ひ仕初申候、

一当御領分ニ而も、最早浮浪之氣遣茂有之間敷候、追々鎮静之姿ニ而御領民共少々も安心致候由ニ候得共、御領内賊徒一兩人或は三四人位も落武者隠れ忍候由、風聞有之候間、当方ニ而は先今暫之内夫々御手当、殊ニ一組宛先頃より之通廻村茂為致候得共、差して賊徒見掛不申由日々申立有之候、右之通次第二而、先鎮静ニ御座候、

一右之通追々鎮靜ニ相成候処、一昨七日夜九時頃、府中ニ而大砲六七発、早鐘・太鼓相聞候ニ付、遠見いたし候処、東北之方ニ当り、三四里も先ニ火之手相見候付、早速物見差出候処、夜明頃皆々帰り、右之手は片倉村賊徒百五拾人程一飯之支度申付候を及断候ニ付、賊徒立腹いたし放火致候由、府中ニ而は、賊徒おどしの為メ早半鐘ニ而土兵相集用心致候由、右ニ付於此方茂八日早朝よりは御領内弥敵數手当、増人数も操出し置用心いたし、其上府中ニ而又々大砲折々相発、早鐘・太鼓ニて騒立、五半時頃ニ至、大砲烈敷相聞候ニ付、若取合ニ相成候哉と遠見致候得共、折節大雨ニ而遠見一切相弁不申候、某内小銃之音相聞、時々声も相聞候ニ付、弥取合ニ相成候半、勝敗如何ト心配いたし候内、四時位ト茂覚候頃、府中へ差遣置候物見之内三人、大汗ニ相成馳帰り、府中杉並木ニ而取合相始候間、直様罷帰り注進申候、跡五人は勝敗見届罷帰り候趣申立候、無程五人共罷帰り、勝敗之次第申立、和泉町へ放火相始メ候を見届候段申立、其内府中町方之者抔懇意之方

ヲ求め、志筑領へ逃来り、近処大混雜ニ御座候、府中一戦之様子は、賊徒六七拾人、府中御陣屋より凡八九拾人程馳向、土兵千人余於杉並木大小砲打合、夫より接戦ニ相成、府中御陣屋勢之内ニ而小林政次郎賊徒三人討取、其身も即死いたし候、足輕者人即死、侍分三人程手負、賊徒之方ハ七八人即死、双方共崩立候頃、賊徒府中町へ乱入、家毎ニ致放火候得共、折節大雨ニ而町方三分一程茂焼失いたし候由、町方ニ而兩人程即死有之由、

一所々より追々注進有之、府中より相始め志筑并土浦等焼討可致ト申風聞ニ付、夫々手配いたし候処、栗田村・下志筑村より注進有之、右之口々氣遣ニ付、新規両村江一隊ツ、差向候処、賊徒共市川村之方へ向ひ候由、下志筑村より注進有之、無程茂土田村罷通候由、同村ニ而は折柄神事ニ而、にこり酒・甘酒・赤飯等有之候を押喰ひ、早足ニ而罷通り候由注進有之候付、土田村之方一隊差向申候、無程下佐谷村より賊徒四五拾人早足ニ而罷通り、阿波之村江向罷通候段注進有之候ニ付、

下佐谷村へも一隊差向、御陣屋内も無油断相固メ置候、
一最初府中戦争相始候付、勝敗不定候得共、土浦表へ急
便を以爲知申遣、双方ニ而挾討ニ可致ト当方よりも精々

差急候得共、何分賊共早足ニ而逃去、殊ニ大雨中討不
自由、阿波之村迄追駈候得共間ニ合不申、尤途中ニ而
残賊老人討取、其外品々取上申候、此時八時頃ニ有之
候由、夫より山本村之境猿ヶ峯ト申処へ廻り、同処へ
陣取扣居、夜ニ入下佐谷村ニ而一宿、今朝俄ニ操出候、
御人数は其固メ俄分計、是又今朝無異ニ引揚申候、

其後土浦勢様子承り合候処、昨夕七半時頃ニも有之候
哉、田都辺之渡ニ而追詰、兼而渡し船は引上ケ置候ニ
付、大雨ニ而水増候得共、賊皆々川へ飛入逃去候故、
土浦勢は待受居候者も有之、又船老艘相求メ六七人ツ、
相渡り、最初ニ渡候者早々追駈ケ挾討ニ、或は栗原村
前後ニ而追付五人打取、猶又其先ニ而討取、都合首数
十一首打取候由、此ニ而も少々早く候得は、多分不残
打取可申処、何分道悪敷、大筒車之輪土中へ三分計め
り込、進退自由不相成、人足も七八寸位ツ、土中へ入

りはか取不申、追後レ申、一同甚残念之事ニ御座候、
一下佐谷村江は当月朔日頃より

公儀御人数兵糧米式百石并三四百駄位も継立有之、鬼
奴川宗道河岸より岡付ニ而、下佐谷村より府中へ継立
相成候処、馬之都合も有之哉、村役人の方へ山之如く
積置候間、万一右之兵糧へ放火も難計心配ニ付、急速
御人数差向置申候処、一同大切ニ固メ居、先別条無御
座、今昼後一同引取申候、

一府中よりも援兵申越候間、人数銃隊共一組差出候
一此度御領中無異ニ相濟、賊徒当方之追手を恐れ、別而
村方人少之処、通行極取急候と相見得、所持之品々取
落申候、今少し早く候得は取逃し候共、五ツ哉十ヲの
首ハ取可申処、残念之次第ニ御座候、

一此時之大将名前不相分候得共、土浦領敷之内へ逃入、
金子入候箱を前ニ置、金之采幣を乗せ候而、其身は自
殺致候を土浦勢首打取候趣ニ風聞御座候、寢とは不致
候、

一府中へ差出候援兵人数茂無異今日罷帰り候、

一 当方人数、何れの組茂戦争無之、一組之方残賊忝人打取候迄ニ而、怪我無之相濟候事ニ御座候、

九月九日

四

同月十一日同所より之来状之内

一 一昨九日御領分下佐谷村より注進ニ而、猿ヶ峯近辺ニ而浪賊忝人討取、熊谷四郎組下ニ而大久保倉藏ト名乗申候、懷中ニ金貳両三步三朱有之候、

一 成井村注進ニ而御人数出張、浮浪共遠方ニ而見掛ヶ駄向候得共、所々へ逃散相知不申、取落物品々取上ヶ置申候、

一 府中三村真家其外土兵共、所々ニ而浮浪取押、勝は首打落し候趣、是等後ニ如何可有之哉、相分不申候、

一 九日夕より 公辺御人数府中宿へ追々操^(練)込ニ相成候由、先昨今少々穩ニ相成申候、

五

九月廿三日御用番因幡守様へ

一 助川辺屯集之者共、平最寄江可立入も難計候間、有合

之人数を以兼而用意致し置、若立入候ハ、速ニ討取候

様相達候処、賊徒助川陣屋ニ打入、山野辺主水正家来

茂同意致し、既ニ主水正官中中江逃入候次第ニ至り、

不容易形勢ニ付、官軍を以敵敷及追討候間、有合之人

数を以手綱近辺迄急速人数差向、助川脱走之者共一人

茂不洩討取候様可仕候、

右之趣常州笠間宿陣田沼玄蕃頭より私在所家来之者江

去ル十八日夜達御座候付、兼而御届申上置候領分植田

村へ差出置候人数、直様操出し、植田村江ハ城内より

猶又人数差出候旨、家来之者より申越候、此段御届申

上候、以上

九月廿三日

安藤理三郎

六

一日ヶ窪毛利左京亮・今井谷毛利淡路守・吉川監物、右

三ヶ屋敷共当時閉門中、諸家様方御固メ等は無之、且

御家来之者御預ヶ被 仰付候義ニも無御座由、慎罷在

候趣、御家中人数等何分離見定候得共、毛利両家之分、

女子・小もの迄不残下屋敷ニ而凡五拾人程宛も有之候

由、吉川家ハ不殘勤番之ものニ而女子等は無之由、是
又人数凡三拾人余も有之趣ニ御座候、右之外相替候儀
相聞不申、其筋近辺ニ而承り糺候由ニ御座候、

九月十日

七

九月廿二日御用番諏訪因幡守様へ銘々家来呼御達之
覚

加藤出羽守
土屋采女正江
脇坂淡路守

毛利左京

本家毛利大膳家来共、先達而迫

禁闕発炮候条、不恐

天朝次第、殊ニ父子之軍令条家来へ遣候始末、重々
不屈之至ニ候、依之其方官位被 召放、居屋敷始被

召上候旨被 仰出之、

右之通可被申通候、

右三人へ

毛利左京居屋敷始被 召上候条、右屋敷内住居罷在
候家来并家族共一同申合、屋敷内へ引取、是迄之通
為慎置候様可被致候、尤途中警衛を始敷重可被申付
候、委細之儀は御目付可被承合候、且又右上屋敷之
義は御目付方立合、御作事奉行へ引渡候様可被致候、
尤抱屋敷之分は御勘定奉行へ引渡候様可被致候、

右三人へ

麻布北日ヶ窪毛利左京上屋敷、同所同人元抱屋敷并
白銀今里村同人上り屋敷、同所同人元抱屋敷共御預
被成候、

秋元但馬守
関民部少輔江
板倉主計頭

毛利淡路

本家毛利大膳家来共、先達而迫

禁闕発炮候条、不恐

天朝次第、殊ニ父子之軍令条家来へ遣候始末、重々
不屈之至ニ候、依之其方官位被 召放、居屋敷始被

召上候旨被 仰出之、

右之通可被申通候、

右三人江

毛利淡路居屋敷始被 召上候ニ付、右屋敷内ニ住居罷在候家来并家族共一同申合、屋敷内へ引取、是迄之通為慎置候様可致候、前同文言、
右、九月廿四日引取候由、

右三人江

麻布今井村毛利淡路上り屋敷并高輪二本榎・赤坂今井村上り屋敷、且白銀今里村入会同人元抱屋敷御預被成候、

木下飛騨守江
堀田摂津守

毛利讃岐

本家毛利大膳家来共、先達而迫
禁闕発炮候条、不恐

天朝次第、殊ニ父子軍令状家来へ遣候始末、重々不届之至ニ候、依之其方官位被召放、下屋敷被 召上候旨被 仰出之、

右之通可被申通候、

右兩人へ

下屋敷被召上候ニ付、右屋敷住居之者茂有之候ハ、一同申合屋敷内へ引取、是迄之通為慎置候様可致候、前同文言、

右兩人へ

麻布古川町毛利讃岐上り屋敷御預被成候、

伊達遠江守江

毛利大膳

先達而家来共押而上京、迫
禁闕発炮候条、不恐

天朝次第、殊ニ父子軍令条家来へ遣候始末、重々不届之至ニ候、依之吉川監物所持之屋敷をも被 召上候旨被 仰出之、

右之通可被申通候、

松平相模守
松平土佐守
伊達遠江守江

宗对馬守
水野出羽守

吉川監物屋敷被 召上候ニ付、右屋敷内ニ住居罷在候家来共家族一同申合、屋敷内へ是迄之通為慎置候様可致候、前同文言、

右五人へ

赤坂今井村元吉川監物抱屋敷共御預被成候、

竹腰龍若へ

毛利左京居屋敷始被 召上候条、右屋敷内住居罷在候家来并家族一同、加藤出羽守・脇坂淡路守申合、屋敷内へ引取、是迄之通為慎置候様可被致候、前同文言、

右同人、

麻布日ヶ窪毛利左京上り屋敷・右同所同人抱屋敷并白銀今里村同人上り屋敷・同所同人元抱屋敷共御預被成候、加藤出羽守江も同様相達候間可被申合候、

加藤出羽守江
脇坂淡路守

毛利左京屋敷被召上候ニ付、右屋敷内住居罷在候家

来并家族共、屋敷内へ引取置候儀、且途中警衛上り屋敷御預共、土屋采女正申合候様相達候処、同人義被成御免、竹腰龍若へ相達候間可被申合候、

松平相模守
松平土佐守
伊達遠江守
宗对馬守

水野出羽守同様相動候様達候処、同人被成御免候間、為心得申達候、

毛利左京家来之分

十三人

脇坂様へ

拾五人

加藤様へ

十一人

竹腰様へ

毛利淡路家来之分

貳拾五人

秋元様へ

十七人

板倉様へ

拾壹人

関 様へ

毛利讃岐家来之分

貳拾人

木下様へ

人数無之由 堀田様へ

吉川家来之分、未相知不申候、

八

九月八日御用番諏訪因幡守様へ

一長防追討之儀、從

御所被 仰出候ニ付、大坂表御固被 仰付候間、軍備

敵重相立、松平大膳大夫以下罷登候者共御座候ハ、

速ニ誅伐可仕様被 仰付奉畏候、然ハ私妻右大膳大夫

養女ニ御座候処、於其身無罪者ニ而も可有之哉ニ候得

共、此度之就

御沙汰ニ、其仮差置候而ハ、奉対

公辺深恐入候次第ニ付、速ニ令離別城下住居為致置候、

此上ハ所置如何可仕哉奉伺候、以上、

八月十五日

松平土佐守

九

九月八日御同所様へ

一今般長州御征伐就被 仰出候、長大隅守儀山陰道討手

被 仰付、先以忝仕合奉存候、夫々用意申付、尽精力

格別相勤候様厚申渡、大隅守へ差添候人数、追々国許

発足為仕候、然ル処右討手之儀、江戸表より御達之儀

も有之候間、於京都山陰道討手之儀は取消候様、稻葉

美濃守殿より被 仰渡候趣承知致し、猶引統牧野備前

守殿江家来之者被招呼、長大隅守儀先出張不及旨、御

達御書付之趣致承知候、就而は御沙汰之趣も有之候間、

支度相整次第国許発途、無程出府之上委細可申上候得

共、朝敵追討之儀、於京都大隅守儀一旦被 仰付、附

属之者ハ不及申一統奮発致罷在候処、万一此仮御差省

ニ相成候而ハ、如何ニも武門之面目を失ひ候儀ハ勿論、

大隅守へ申含置候次第も有之候ニ付、此後ニ至り御沙

汰無御座候而ハ、何分ニも更張之土氣挫不本意之至り

奉存候、是等之趣厚御汲取、熟之御手江成共討手御差

加被成下候様仕度、此段速ニ御許容之儀、偏ニ奉願候、

以上、

八月

加賀中納言

一〇

九月十四日右御同所様へ

一去ル十四日、毛利大膳使者在所表網干ト申地へ着船仕、
私江面会之儀申入候ニ付、在府中之旨申聞候処、然は
重役之者へ面会致し度旨申入候間、重役たり共

朝敵之名を蒙候大膳使者ト有之候而は、奉対

朝廷并公儀恐入候間、面会之儀相断候段申聞候処、猶
又宥通之書面差出、大膳心底丈ヶ聞置呉様申聞候得共、
書面共差戻堅及断、右之段復命可致旨、段々致説諭、
直様帰帆為致候段、在所表より申越候、此節柄之儀ニ
付御届申上候、以上、

八月廿四日

脇坂淡路守

一一
九月九日同所へ

(一)の1
毛利大膳・毛利長門并末家方吉川監物、急度慎之儀被
仰出候ニ付而は、長州家へ右達方差支ニ付、遠江守方
より相達候様可取計旨被仰渡候ニ付、去月三日、外桜
田毛利大膳上り屋敷江重役之者罷越、大膳重役へ引合
御書付写請取方相濟候ニ付、直様早便差遣候処、同十

四日、防州宮市迄罷越、彼方出役人請取候ニ付相渡、
兩日被差留、同十六日返書差出候ニ付請取、持参仕、
唯今帰着仕候、此段御届申上候、以上、

九月九日
伊達遠江守内
八木志津馬

(二)の2
別紙

一御札致拜見候、然は今度此方始末家方へ從
公辺被 仰出候趣有之候処、其元御家来中より慎之儀
ニ付達方差支候ニ付、其御許様より以御書付被 仰渡
候間、詰合御家来遠藤太市郎へ御引合之上、別封被相
渡候ニ付、早便を以被差越致落手候、御取計之儀差配
御手数ニ相成候段、本ノマ、難御惚次第二御座候、右御答為可
得御意如斯ニ御座候、恐惶謹言、

八月十六日

根来上総
親行判
浦鞆負
元襄判

信田李左衛門様

猶以御慎方居屋敷始被召上等之儀ニ付、御請被差出

筋ニ可有御座候得共、右様之先例相知不申候ニ付、
何分御不都合無御座候様御取計相願候、以上、

二
八月廿四日御用番牧野様へ

一 此度毛利大膳御追討、陸路芸州路へ御先鋒松平安芸守
様御始へ被 仰付、備後守儀は大坂表より帰府旅中ニ
御座候処、以御奉書右之応援被 仰付候段、武門之冥
加難有仕合奉存候、右ニ付旅中より直様引戻、精々差
急在所表へ罷越、夫々出張之手配は勿論領内取締方等
差凶仕置、出陣仕候心得ニ御座候、然ル処国家来共人
少之上、昨年来同氏玄蕃頭在府罷在候付而は相応家来
共為相詰、当節柄之儀、備も相立置事ニ而、何分東西
へ分配仕置候而は、此度出張之節人少不都合ニ而当惑
苦心仕候、乍併格別之御用筋ニ御座候得は、如何様ニ
も操合相応之人数は召連候心得ニ御座候得共、右之次
第二而出張は在所表至而手薄ニ相成、諸事行届兼可申
候、深心痛仕候間、可相成義ニ御座候得は、玄蕃頭義
在所江之御暇被下置候様仕度、左候得は当時在府之家

来共可成丈召連急速罷越、領内取締向嚴重所置為仕、
尚増人数操出方等之儀精々指揮仕、時宜次第出陣も為
仕度奉存候、願之趣

御聽届ニも相成候得は、士氣層相振、区々之微忠相尽、
奉報御高恩度志願之階梯ニも可相成ト、重々難有仕合
奉存候、依之此節御暇奉願候而も不苦儀ニ御座候哉、
此段御内慮奉伺候様、備後守旅中より申付越候、以上、

八月廿四日
三浦備後守家来
神谷喜右衛門

御書取

表立相願不苦事、

三
長藩村岡伊助より申立候書面
(二三の一)

一 長州之事情申立候儀は、臣下之身取難忍候得共、始終
奸臣之邪計に依て、異心無之自家父子大逆之罪名を蒙
り、殊ニ元就以来連綿之家系断絶ニ可至儀を悲歎、憂
苦之余り一分之節儀を棄、国内之実情を具ニ申頭、主

家のため愁訴致度由ニ而、落涙致し申聞候条々、左之通、

一益田右衛門介始奸臣共ハ、表ニ正義を飾り攘夷を主張致し、主家父子を誠忠正義と称し、懸算致し、政権ヲ司り、粗暴之臣・浮浪之徒を懐け攘夷家ト唱、国家を憂建言致し候者は俗説因循家ト唱、忠直之臣を寛罪ニ当、又は暴威を以言語を塞ぎ、我意を恣ニ致し、去亥八月以来此度之事件共、皆々奸臣共之所為ニ而、父子ニおゐてハ渠之倭弁ニ被欺、深き趣意は存申間敷候由、

奸臣之内巨魁

益田右衛門介

宋戸九郎兵衛

周布
須藤政之助事変名

浅田孝助

政事方

奈良崎弥八

永峯藏太

中村九郎

高橋直記作共アリ

桂小五郎

長門守附出頭

森登

右衛門介本ノマ、雷同

国司信濃

福原越後

今度之謀臣

玄瑞事

日下茂助義助ともアリ

佐久間佐兵衛事変名

(亦) 称村左門

太田市之丞

一奸臣新法を妨げ候を厭、長州元祖より之国典書籍等、

去々戊年悉く焼捨候由、

一先達而以来浮浪之徒を扣(抑カ) 攘夷之魁可為致趣ヲ以凡三

千人計奇兵隊ト唱屯集為致、実は忠直之者奸徒を可規

付を恐れ、子隊(ママ)として重立候奸臣、平常途中菅人ニ凡

式百人計ツ、引連罷在候由、

一 奸臣共奇兵隊を以忠直之士を殺害致し、御使をも隊中之内より為致暗殺候様及承候由、

一 長州社稷之臣は一老穴戸備前、次ニ山口与一兵衛・小倉源右衛門・椋梨藤太・中川卯右衛門、右ニ同志伊助・

父村岡伊右衛門、其余譜代恩顧之士之内凡三百人計、備前は先年来度々及忠諫、国家之頹廢匡救を専務ニ致し、吉川監物へ志を通し候儀を、奸徒共倭弁を以離間致し、或は奇兵隊ヲ以通路を絶切、去八月京師變動之節、防州山口国主父子之屋形ニ而備前右衛門介ト及議論、遂ニ右衛門介ニ被言伏、備前退出後奸徒忽父子を説附、備前忠諫を言消、蜜々奇兵隊を指揮致し、大銃を携備前之居邸へ押寄、暴発之形勢を示シ、其後之忠諫を塞候由、

一去八月、萩在藩忠志之聞有之候者を大半罪名を付、前文与一兵衛・源右衛門は遠流、藤太・卯右衛門・伊右衛門は幽閉、其外格録を削、又は退身等為致、奸邪及跋扈候ニ付、伊助山口江至り大膳大夫ニ及面会、公武

よりは粗暴之唱を以御不興を蒙り、終ニ列国ニは悉く

追討之被向、五大洲を敵ニ受、何ヲ以攘夷之功可相立、却而亡家、名家断絶之禍を扣候儀顯然之次第申述及諫

争候内、稍微心致し候廉ニも有之、奸邪之徒不義ニ導候儀を悔悟之体ニ相見得候場合ニ至、昵近之奸臣他事ニ託し伊助を遠け候ニ付、不得止事引退候節、疾ニ奇兵隊を以伊助を殘害可致手立有之由、詰合同志之者蜜ニ申聞候ニ付、致微行萩へ罷歸候処、統て閉門之沙汰有之、蟄居致し候内、京師ニて乱行之罪名を以追討之諸家被向候哉之噂ニ付、国主父子出陣之設有之由及承候より、前文藤太・卯右衛門・伊右衛門一室之内ニ致痛心、伊助始萩在藩忠志之者一同、萩城下明倫館ト唱候学校江集会為致、国危急を救候儀を及談判候上、速ニ奸臣共を討取、若大膳大夫出張いたし候ハ、與ニ縋り引止、討手之惣督ニ就て国主父子異心無之儀申披

同志一同其場ニ致切腹、死ヲ以大膳大夫家系断絶不致義を可致歎願ト盟約之上、藤太・卯右衛門・伊右衛門ハ居殘、伊助始凡三百人山口へ至候処、奸徒疾ニ相察

し、国主居邸へ四方ニ奇兵隊を以陣列を立防禦之備有之候ニ付、及暴発候而は逆賊之汚名を請候儀と相屈し、本意を不達其恨秋へ引退候由、

一吉川監物は、其道を弁へ国事を憂、将長之職量有之、屢主家父子を諫候由、

一毛利淡路守・左京亮ハ、右衛門介始奸徒之權勢ニ恐れ、随從致し居候体ニ候得共、両将共凡庸之人ニ付差而邪正剛弱等之評論無之由、

一清末は吉川監物ニ依頼之体ニ候得共、何分小藩之義、是又是非之風説無之由、

一去八月十六日後、主家父子へ讃岐守以下御糺問被仰出候御書付類は、不残奸臣共手元へ埋メ、大膳大夫披見不致候由、

一脱走七卿、同月以来防州三田尻ニ寄居、元沢主水正、同十月中野銀山ニ而乱妨、三田尻江忍帰り、當時も一同ニ致潜居候由、

一元中山侍従、同十月頃船路三田尻江落来、一旦七卿之居邸江寓居、其後長防激行所々転居致し、近頃長府ニ

罷在候由、尤七卿侍従共此度之一挙ニ登京之否は不及承候由、

一山口城郭無之旨、去々戊年以來長州父子屋形ヲ構在居、當時新城築造中ニ候得共、未成功ニ不相成由、

一楨和泉ハ先年より度々長州へ立入、奸徒ニ交を結、去八月国主出張上京をも勸メ、独立攘夷之議論も和泉并平野二郎両凶賊発言頭之由、今般京地乱妨之節、和泉山崎天王山ニ立寄候趣、後ニ及承、其後成行不相弁候由、

一浮浪人并脱藩人を重立致指揮候は、三田尻ニ罷在候長州藩木島又兵衛事、变名木島(虫損)十郎之由、

一大膳大夫は暗直、長門守は粗暴ニ而、臣民帰向不致趣之風評及承候儀茂有之由、

一奇兵隊を組候後は、忠臣始下賤之者ヲも恣ニ暗殺致し、暴行甚敷候ニ付、邸内一円国主を怨ミ、人心離散致し、追討を望候程之事ニ相成有之候由、

一長州藩戦士凡四五万ニ茂可有之、全ハ精兵一万トは不滿、其余増隊・角力隊杯之新兵組立候得共、万一之節

は瓦解致、不用立儀顕然之事ト被存候由、

一岩国藩士は大平武術に達、精兵老万も可有之、一体長州藩よりは勇武遙ニ勝レ候由、

一去八月科を請候萩在藩前文与一兵衛外重立候四人は其俣ニ而、伊助始其余幽閉之者共ハ追々赦免有之、併主家目通り不為致候由、

一今般之一挙、大膳大夫ニおいては不弁候儀ニは候得共、重臣及暴発乱妨候上ハ御追討は難免儀ニ可有之、仮令一郡半地ニ而茂降し賜り、家系之不滅儀ヲ只願奉歎願候由、

一福原越後儀致出府候ニ付、差添可罷登旨、伊助并同志前文藤太悴椋梨甲太郎・同卯右衛門悴亀之丞外譜代之藩臣共江主命有之、趣意柄は不弁候得共、先年来之御不興を奉謝候儀可出来、左すれハ国家之為ニ可有之候ト、伊助始附屬之者之内ニも存誤、追而伏見街道放発之節驚歎致し、自殺を決候得共、奸臣逆賊と并へ屍を肆候は無念之義ト存、直ニ山崎ニ至り、越後ニ謁し始而巧之次第及承、此上は国内之実情申立、主家之為ニ

可致歎訴ト決心致し、終ニ被召捕候儀(有カ)之、且長州御追討茂有之候ハ、御道案内致し、国体之忠臣ト合体奸臣共を及誅戮度、是生前之志願ニ候得共、一旦朝敵乱妨之徒ニ加り候上は、此俣極刑ニ被行候とも素より覚悟之儀、聊未練之心底無之由、

(一三の二) 伊助窄内ニ而自作之由

国家累々日多難進退報君碎胸肝

二十四年我事終身途襟錮夢始安

荒いそのわれつくたけつ乱る月の

ひとつになしてかへせ白浪

(一三の三)

以剪紙啓上仕候、秋冷相成候処、各様弥御堅勝被成御勤仕、珍重御儀奉存候、然は長州藩土村岡伊助申立候次第書取、松平大隅守より差出候間、写一冊為御心得差上申候、以上、

八月廿二日

松平伊豆守

松平肥後守様

松平越中守様

稻葉美濃守様

一四

元治元年八月廿二日三条河原於高札(虫撰)□□ニ認め有

之候写

中川宮

先年幽閉被為居候処、一昨年薩長上京、攘夷之儀ニ付被召出、其上婦俗之奉勅命、御親征之先鋒可勤之処、却而奸賊会津之舌頭ニ被惑、忠臣を退候人を引立、剩御殿内ニ売婦ヲ呼入淫酒恣シ、上ハ奉蔑尊王、中ハ諸侯を惑し、下ハ万民を苦候逆罪、不容天地也、

薩州

薩長土之三藩と迄言触し、速ニ攘夷可有之思居候処、昨年来奸賊中川宮・会津等心を合せ、正義を不義ニ落入、剩此度長藩屯所ニ相成候逆、恐多茂

後醍醐天皇之御廟を放火する事、朝敵ニ不有而何者そや、其外天龍・神利等之家財を盗取屋敷へ持帰事、大盜賊ニ不有や、

恐多茂京都守護職被 仰付

松平肥後守

輦下を鎮静可致之処、此度長藩僅千人不足之人數相登候逆、是を弘ニ洛を焼捨候事、身之微力とは乍申、実ニ皇土之悪ム所也、剩山崎 応神天皇御廟致放火事、朝敵之罪不免者也、

井伊掃部頭

父掃部頭天誅絶家ニも可相成候所、於幕府は格別之家柄ニ候故、厚以 御憐愍被為立置候得は、天朝へ忠を尽、万民撫父之逆罪可滅之処、却而奸賊会津之先手ニ被遣、昨年来正義之士を悩し候事、其罪不遑枚挙、実ニ神人共ニ悪ム所也、

右之外一橋・越前・藤堂・桑名之徒ニ至迄、長藩追討、尽忠報国之儀をなひかし、浪華迄漸々至候而已、汚れ可醜也、右之徒は実ニアメリカ江忠義之者ニ而、今日迄天誅遁れ来事、天幸之甚敷ト言つへし、雖然不有之天下之勇士、大挙して不日に於三条河原可令梟首者也、

子八月

日本義士

一五

此度英国より幕府へ差出候五箇条之写

一 幕府不征長哉、

一 何為不開兵庫港、

一 備横浜及神奈川地為英戦士屯場、

一 伝聞、幕府受攘英詔、何以不攘夷、

一 幕府何建私議、拒市人々貿易乎、

右之通御座候、以上、

子九月

◇第七五号 子十月三日報告〔風説書〕

〔表紙〕

風 説 書

子九月中

南部弥八郎

一 開席料理三者論 儒者 医者 芸者

予此頃久しく他行せず、独り世上の騷擾をうれひ、鬱々として樂します、殆と病を醸すにより、一日独歩して郊外に遊び、或る酒店の表札を見るに、開席料理と記してあり、そも看板かきの誤り歟、亦是頃世上に於て開国・鎖国の議論あれば、もしやそれ等の会所にや、幸ひ腹もへりたれハ、支度かてらに容子を見んと路次より入て見まはせは、座敷いく間かありて客もまた多し、涼しけなる小座敷の明たるあれは、にちり込汗おし拭ひ打くつろき、婢を呼て酒飯を命し、隣座敷を窺へは、年の路三十にたらす惣髪にして鬢いと長く、襦高袴に生平の羽おり同し紋付かたひらを着し、柄と鐙とに袋をきせたる三尺許のなか刀、鉄扇斜に構えたるはいはねて儒者と知られたり、亦一人は医者と覺しく坊主あたまたに紗の羽織、根付時計を腰より取て屢時をはかり見るは、病家の見舞怠らしと心懸るにやあらん、

今一人は酌人にて此あたりなる芸者と覚し、身形風俗は略していはす、さえつ押えつ杯の数重りて酔に乘し
□鄭声の淫なる先哲の憎む所、後世恐るへし、僕敢て悪まず、嗚呼世の中は開けたる哉と懐中より出して両一はつミ、サア〜ひけ〜○チ、チン〜、もしとなたそ御唄ひなはいな□唐音も三絃に合ふ哉○知りません△ラット不佞うとふへし、サア曳な○チャ〜チヤン〜△とでもするなら開国しやれ、世界付合するがよい、コリヤ〜□ア、暫く絃を弾く事をやめて、僕か説を聞け足下の唄に開国の意あり、方今宇内の人氣を量るに、奸説紛々、將に開国に帰せんとす、足下元來漢科相伝三世家に在りなから、近頃妄りに西洋家を主張し、舶來の薬にあらねハ能ありとせず、シラク捨血の暴療を施し、父母の貴体を傷て妙なりとす、彼西洋と唱ふるものは禽獸のとき醜夷にして、夫か邪法を取用ひ

皇国人の病を治す、是僕か容さる所なり、足下に限らず近来は追々洋法流行し、奸民之を信用し、頭痛・肩

癖・齒痛のとき蛭を用ひて手料に治し、下直のシャリエン大黃に勝れりとし、人参の為に首縊る者なく、牛痘類に行はれて疱瘡神産業を失ひ、ミツチャ面の婦人世に乏しく、持參付の嫁を得る事難し、蒸気船千里を遠しとせず、遠州灘を小便しなから越す、銃法日に新に開けて、反賊多く命を失ふ、筒袖を不斷着として、一反の布より妻の下帯を残す、或は偏鄙山間の貧民、不毛の地をおこして茶・桑を植え、横浜へ廻して高金を貪り、水吞百姓賃徳するに至る、甚しきに至ては、神仏に願ふて必ず鎖港なからん事をいひのる。斯る奸賊国内に充滿し、攘夷の民情日を過て消散し、赤心報国正義有志の僕か如きを却て侮り、狹隘頑固と誹る由、或は儒官書生中にも口には立派に鎖論をとえ、内心開国を欲する者あり、幕府の姦吏因循にして夷狄を和親する者、豈彼を恐怖するのミならんや、五洲を敵とし連年の戦国に費弊し、人勞れ幕府の力尽るに及て、列藩中彼と密に通し、彼か力をかりて兵を揚なは、幕府の権忽ちに奪はるへしと遠謀を以て拒絶すること能

はす、奸吏か因循切齒にたへず、我徒の希望する所は、社稷はもとより六拾余州、仮令焦土と為りとも、我等元来疲身代いとふ心なし、抑我

皇国は 天孫統を継て数千年ニおよひ、外夷の侮り受るなく神武英敏独立の国なり、奸吏因循して攘夷せずんは群雄割拠の変を生せん、吾いやしくも傍観にたえず一命を捨て醜夷と血戦し、掃蕩して以て年来の素願を果し、身を殺して国に報すへき也、此志のなき者は人にあらず禽獸に等し○猪口を取、盃もし先生さんくもしくなんてあり升、目に角を立て額に筋を出してさ、ばからしい、マアひとつおあがんはいよ、なにサッキから聞て居升よ、攘夷の鎖港のとふるめかしい、そんな事はわちき共も知ており升よ、此事は小石川の隠居さんに山か有て言出したのか事の起り、尻かわれて騒動を起し、今となつては家中の内われ、又長印も山かはつれて熱くなり、むせうに騒ひて今てはあのさま、本を糺せは夷人を出して金ひらきつて、京の親玉おだてまはして、御為こかしの尊 王攘夷復古のと我

田江引込水の奸計、よいうは汁を周防くも長門くつかす、ばれて朝敵□エ、だまれ、婦の長舌なる妃難の晨する、甚害あり、抑水・長の二藩に於て国家の為に大周旋し、其言の聞れざる故、過激の余りの暴行にて押借強談武士の習ひ、汝無学文盲の賤妓猥りに舌を動して人を惑はす事なかれ○もし先生さんは学者であらふ、ハイわたいは無学でありますか、ちつとだまつてわたいか言事を御聞なはいよ、遠ひ唐の事よりも近ひ咄を致しませふ、昔はむかし今はいま、人も替り世も替り、世界も次第に聞けて来て夷狄も昔のいてきてなく、唐もむかしの唐ならず、日本もむかしの日本と違ひ、神風沙汰は子供すら百も承知の世の中なれば、攘夷の論をなさるなら、先第一に六十余州の人氣をはかり、器械を見積り、兵食足るや否を考え、諸国海岸備向から運輸弁利の善悪まで、爰はかふして彼所はさうと大凡積り、筋道の立派に立た御論なら、イヨ先生とも養ませふ、御先まつくら向ふ見す、因循家のそしりがいやさに当座のかれの攘夷論、御耳か痛ひか知ら

なひか、おまはんかたか一命を捨て夷人にかゝつたとしても、夫てこわかるものでもなし、一度条約破るゝ時は、為になる御客の様に細ふく長く来るならば、あすこの港・爰の浦と固め騒ぎに日をくらし、むだ骨折て、身すり切、費弊たおれの其時に西の方から山師が出て、ぬれ手て粟のつかミ取、そこでどっこい公義でもおまはん方のおだてにのらす、無謀の攘夷をなさらぬは、権現様から御相伝の天下を大事に遊はすゆえと、わたいでさへも思ひます、因循とも姑息とも人は何ともいはゝいえ、六十余州の御政事を三百年來遊はして、公義江敵対ふ御大名は潰して仕舞ふかあたりまへ、是等は内輪の事にして、一旦条約済したを今更破約とする時は、世界へ信義を御失ひ遊ハすと申もの、日本国の御恥辱は之に過たる事あらし、何もあらふとお前さん方も三百年來の御恩を受た徳川様か、水・長や浪人にいぢめられて御苦勞成さるを余所目に、攘夷くくとおいゝなはるは三絃チ、チンく〜チャンそりや聞えません、伝兵衛さん、御詞無理とは思はねと、そも亜米利

加のはしめより、末のすえ迄云かはし、チャンもし今更交替なりませふか、毒を喰ハ、皿迄も、公義の御所置に随てゆく所迄往て見て、時節を待て兎も角も忠義の仕様はいくらも有升、悪く致すと先生方に見当連の忠義か有から、何かなんても御恩のある徳川様江身を打込、忠義を御尽しなさるのが先今日の早学問、マアく〜野暮はやめにして、わつさり一盃お上んないよ△如何様婦へか言所は、幕府の為の清涼剤、一体世上の形勢を愚老が診察する所、外邪さかんにして追ふに術なく、奸邪裡ウラに入て頻に私激を起す、水・長既に発毒して悪奸の症を顕す、主治内を整るを先とし、大王の威をかり暴勝米を以て奸邪を速に下し、内整て而後に外邪の事をいはん、さすが婦人も江戸ッ子て世間を広く渡るゆえ、腹も大きく心もひらけ、信義のすちも弁へたるは扱々感心、またしても世間のせまいけつつの穴ひらけぬ人は、日本にまた沢山あるなるへし、孔子登東山而小魯登大山而小天下不佞蒸艦に乗て外国に航海せば、日本を小也とせん、亦世界を遊歴せば世界も

大とするに足らず、人生僅五十歳迎もするなら大な事
しやれサ□にが笑ひを
しなから 嗚呼女子と小人とは養ひかたし△
イヤモ先生、ベケ〜、時に日は西山にかたむぎ、鳥
はねくらをもとむ、隣座敷の長議論におもはずも長居
をせしと、足

を早めて帰る所は、横港ノ通語、不可用事ヲ称シテベケト云フ
東都の城西陰弁慶堀の傍にすミテ迷惑なから清貧を
樂しむ、

因循堂主人、破行灯のもとに書す、

一一

大坂警衛紀州の合印、白地に赤玉の由ニ而、
赤玉城て白を預り黒苦勞ふする青い顔し黄紀伊の守との

紀州和歌山城に新規馬出し出来之由にて、

名城のどに紀州の穴をあけ内はこてつく外はとてつ

く

○

井伊きミだ会津もなしに飛ていで美濃程しらぬ恥を大

垣

一三

諸国名産見立

万人に替りて命捨る身は長州ものゝ外はあるまい

名古屋味噌

ベツタリ

薩摩上布丈夫

天晴

会津金物

存之外手強し

小倉帯地

昔は丈夫なれ共、今はよはし

津文字布

手薄にして見場よし、冬は不用

松代あんべら

本夷国より来る故、胡乱に思はる

桑名時雨蛤

暑気故一夜の内に腐敗る

長州縮

男には不似合なり

肥後象眼

一目高し

土佐武士

本ノマ、物実高にて小さくなる

仙台平

さつま上布にすれ合ては破れそふな

加賀落雁

かた田の方江落る

大垣枝柿

此度初て御酒の御肴ニ相成候処、
存外風味よし、併少々花美臭し

越前雲丹

名はかりにて一向うまミなし

江戸の初纏 太平には賞美すれ共、今は風味なし

○

三度目の十八日で長亡ひ

○巷譚変体

毛利な事すりゃ長門はもたぬ、萩よどふて命は、ノフ
千代さん、死ぬ事は在所く、

一四 長藩村岡伊助申立候趣

(四の1)

長州之事情申立候儀は、臣下之身ニ取難忍候得共、始
終奸臣之邪計ニ依り異心無之自家父子大逆之罪名を蒙
り、殊に元就以來連綿之家系断絶ニ可至儀を悲歎憂苦
之余り、一分之節義を捨、国内之実情を具ニ申願、主
家之為愁訴致度由ニ而落涙いたし申聞候条々左之通、

一益田右衛門介始奸臣共は、表に正義を飾攘夷を主張い
たし、自家父子を誠忠正義と称し愚弄いたし、政權を
司り、粗暴之臣浮浪之徒を懐け攘夷家と唱、国家を憂
建言致し候者は俗説因循家となへ、忠直之臣を冤罪
に当、又は暴威を以言語をふさぎ、我意を恣にいたし、

去亥八月以來此度の事件共皆々奸臣共所為にて、父子
に於ては彼等の佞弁に被欺、深き趣意は存申間敷よし、

奸臣之内巨魁

益田右衛門介

宍戸九郎兵衛

周布政之助事

浅田孝助

政事方

奈良崎弥八

永峰藏太

中村九郎

高橋直記

桂小五郎

長門守付出頭

森 登

右衛門介雷同

国司信濃

福原越後

今度之謀主

玄瑞事

日下茂助

佐久間作兵衛事

称村左門

太田市之丞

一 姦臣新法を妨らるを厭ひ、長州元祖より之国典・書籍を去々戊年悉焼捨候由、

一 先達而以来浮浪之徒を招、攘夷之魁可為致趣を以、凡三千人計奇兵隊と唱屯集為致、実は忠直之者奸徒を可付覘をおそれ、予防として重立候奸臣、平常途中一人ニ凡二百人計ツ、也引連罷在候由、

一 奸臣共奇兵隊を以忠直之士を殺害いたし、御使をも隊中之内より為致暗殺候様ニ及承候由、

一 長州社稷之臣は一老宍戸備前、次ニ山口弥一兵衛・小倉源右衛門・棕梨藤太・中川卯右衛門・右ニ同志伊助・父村岡伊右衛門、其余譜代恩顧之士之内凡三百人計、備前は先年来度々及忠諫、国家之類廢匡救を専務ニいたし、吉川監物へ志を通し候儀を、奸臣は倭弁を以難間致し、或は奇兵隊を以通路を絶切、去八月 京師變動之節、防州山口国主父子之屋形ニ而備前右衛門介と

及論議、遂ニ右衛門介ニ被言伏、備前退出後奸徒忽父子を説付、備前忠諫を言消、密々奇兵隊を指揮いたし、大銃を携備前之屋敷江押寄、暴発之形勢を示し、其後に忠諫塞候由、

一 去八月萩在藩忠者之聞有之者を大半罪名を付、前文与一兵衛・源右衛門は遠流、藤太・卯右衛門・伊右衛門は幽閉、其外格録を削り、亦是退身等為致、奸邪益及跋扈候付、伊助山口ニ至り大膳大夫に及面会 公武よりは粗暴之唱を以御不興を蒙り、終に列国ニは悉く追討ニ被向、其上五大洲を敵ニ受、何を以攘夷之功可相立、却而亡家名家断絶之禍を招候儀顯然之次第申述及諫争候内、稍微心いたし候廉も有之、奸邪之徒不義に辱候儀を悔悟之体ニ相見候場合ニ至、昵近之奸臣他事ニ託し伊助を遠け候付、不得止事引退候節、疾ニ奇兵隊ヲ以伊助を殘害可致手立有之由、詰合同志之者密々申聞候付、致微行萩江罷帰候処、続て閉門之沙汰有之、蟄居致し候内、京師ニ而乱行之罪名ヲ以追討之諸家被向哉之噂ニ付、国主父子出陣之設有之由及承候より、

前文藤太・卯右衛門・伊右衛門一室之内ニ致痛心、伊助始萩在藩忠志之者一同、萩城下明倫館と唱候学校江集會為致、国之危急を救候儀を及談判候上、速ニ奸臣共を討取、若大膳大夫出張いたし候ハ、輿に縋り引止、討手之惣督に就て国主父子異心無之儀申披、同志

一統其場ニ致切腹、死を以大膳大夫家系断絶不致儀を可致歎願と盟約之上、藤太・卯右衛門・伊右衛門は居残り、伊助始凡三百人山口へ至候処、奸徒疾に相察し、国主居邸四方に奇兵隊を以陣列を立防禦之備有之候ニ付、(以下、脱字・脱文アリ、ママ)及発候而は

一吉川監物は、其道を弁え国事を憂ひ、将長之識量有之、屢主家父子を諫候由、

一毛利淡路守・左京亮は、右衛門介始奸徒之權勢に恐れ、随従いたし居候体ニ候得共、凡備之人ニ付差而邪正剛弱之評論無之由、

一清末は吉川監物ニ依頼之体ニ候得共、何分小藩之儀是亦是非之風説無之由、

一去八月十八日後、主家父子江讚岐守ヲ以て御札問被仰

出候御書付類は、不残奸臣共手元ニ埋、大膳大夫披見不致候由、

一脱走七卿、同月以来防州三田尻ニ寄居、元沢主水正、同十月中野銀山ニ而乱妨、三田尻江忍婦り、当時ニ一同も致潜居居候由、

一元中山侍従、同十月頃船路三田尻江落来、一旦七卿之居邸江寓居、其後長坊(助)微行所々江転居致し、近頃は長府ニ罷在候由、尤七卿侍従共此度之一拳ニ登京之否は不及承候由、

一山口新郭無之、去々戊年以来長州父子屋敷を構罷在、当時新城(マ)築造中ニ候得共、未成功ニ不相成候由、

一楨和泉は先年より度々長州江立入、奸徒に交を結び、去八月国主出陣上京をも勧め、独立攘夷之議論も和泉并平野二郎両凶賊発言頭之由、今般京地乱妨之節、和泉山崎天王山ニ立寄候趣、後ニ及承、其後成行不相弁候由、

一浮浪人并脱藩人を重立致指揮候は、三田尻ニ罷在候長州藩木島又兵衛事、変名木島鬼十郎之由、

一大膳大夫は暗直、長門守ハ粗暴にて、臣民帰向不致趣之風評及承候儀も有之由、

一奇兵隊を組候後は、忠臣始下賤之者をも恣に暗殺いたし、暴行甚敷候ニ付、邦内一円国主をうらミ、人心離散致し、追討を望ミ候程之事ニ相成候由、

一長州藩戦士凡四五万も可有之、全は精兵一万とは不満、其余増隊・角力隊坏之新兵組立候得共、万二之節ハ瓦解いたし、不用立儀顯然之事と被存候由、

一岩国藩士は大半武術ニ達、精兵一万可有之、一体長州藩より勇武遙に勝れ候由、

一去八月罪を請候萩在藩前文与一兵衛外重立候四人は其一俣ニ而、伊助始其余幽閉之者共は追々赦免有之、併主家目通りは不為致候由、

一今般之一挙、大膳大夫に於ては不弁候儀ニは候得共、重臣及暴発乱妨候上は御追討は難免儀ニ可有之、仮令一郡半地にても降し賜り、家系之不滅儀を只管奉歎願候由、

一福原越後儀致出府候ニ付、差添可罷登旨、伊助并同志

前文藤太梓椋梨甲太郎・卯右衛門伴龜之丞外譜代之藩臣共江主命有之、趣意柄は不弁候得共、先年之御不興を奉謝候儀可出来、さすれハ国家之為ニ可有之と伊助始付属之者之内ニも存誤、追而伏見街道放発之節、驚歎いたし自殺を決し候得共、奸臣逆賊と并ひ屍を肆候は無念之儀と存し、直に山崎にいたり、越後に謁し巧之次第及承、此上は国内之実情を申立、主家之為ニ可致歎訴と決心いたし、終に被召捕候儀ニ有之、且長州御追討も有之候ハ、御道案内いたし、国許之忠臣と合体奸臣共を及誅戮度、是生前之志願に候得共、一旦朝敵乱妨之徒ニ加ハリ候上は、此俣極刑に被行候とも素より覚悟之儀、聊未練之心底無之由、

（四の二）

伊助牢内にて自作之詩歌

国家累々日多難進退報君碎胸肝

二十四年我事終身途禁錮夢始安

荒磯のわれつくたけつ乱る月のひとつになしてかえせ

白浪

(四の3)
一以剪紙啓上仕候、秋候相成候処、各様弥御堅勝被成御

勤仕、珍重之御儀奉存候、然は長州藩土村岡伊助申立候次第書取、松平大隅守より差出候間、写一冊為御心

得差上申候、以上、

八月廿二日

松平伊豆守

松平肥後守様

松平越中守様

稲葉美濃守様

五

兩國小景

長水茫茫兩國流、一橋高掛筑波抽、

想看天漢神仙会、無教白鷗浮浪遊、

筑波山水気のこもる村雲は

ふらふ浮浪徒費用意して

握たる金のこふしも破裂玉

それにへをたる鷹司殿

一六
一長州之家作を府下の風呂屋に与へしに付て

萩の湯て皆御府内の垢か落

一長州侯父子先達而官位被召放、江戸屋敷取揚相成候処、

九月廿二日、長府・徳山・清末之三家も同様被仰出、

且亦吉川監物屋敷をも取上相成候、

一九月廿九日、外国奉行手付通詞立石得十郎江途中にて

行逢候処、外夷と長州之事件、償金等は惣而幕府之引

請ニ相成員数確と不存候得共、凡二、十方ドルラル位と承候由、且長州は種々罪状も

有之、不日征伐ニ相成候旨達しに相成候、且亦浪華港

江異舶相越候儀も、幕府より右等之廉を以差止ニ相成

候間、多分差越申間敷被考、已に今日も彼是之応接有

之、神奈川江相越候之由申聞候長藩七人異船中ニ乗組居候付、引渡し方之談判有之候

処、異人も今更愛憐之情ニ而いまた決し兼候、其内ニ毛利出雲、加へり候風聞有之候得共、此儀は虚実相分り不申候由ニ御座候

一此度列侯関東参暇本之通、家族も元之通江戸居住候様

被 仰出候処、右は全く水野泉州之取計ニ而、二三之

幕吏も同意之者有之哉ニ相聞得、既ニ令発之前閣老觀

訪因州江水野より咄有之、末席之事ニ而議論ニ不及、大樹公御前江罷出候処、泉州より斯々の書付差上候、如何相考候哉と御尋に付、因州御答被申候は、余り事急ニ而諸侯其他之氣請ニ拘り可申欵と被申上候得は、大樹公ニも左様ニ思召候間、右之趣泉州江篤と相談候様と之御沙汰ニ而相下り、其由細々泉州江談し候処、當時之好機会を失ひいづれの時ニ復古之策被行可申哉、更に取敢不被申、直に御達し相成候由相聞得、幕吏之内ニも其時之不可なるを議し候者不少由ニ御座候、

一兩三日以前ニも候哉、松前志摩侯より細川侯江末家之細川を以て内々被通候は、其御家之儀は幕府に対し格別之訳柄も有之、御并家之例ニかゝハラす此度之令条直ニ御守り、早々御家族方を江戸江御戻し被成度被存候旨被相誘候得共、肥後重役はしめ藩中一般に不承知にて、以而之外之事ニ候旨、内々議論有之候由ニ御座候、

一長岡良之助殿上京之儀、只管御断之処、尚亦頻ニ催促

有之、若哉会津之養子ニ被仰出候ニ而は無之欵之趣承申候、

一七

子八月廿二日三条河原高札場江捨札之趣

中川宮

先年幽閉被為居候処、一昨年薩長上京攘夷之儀ニ付被召出、其上帰俗之奉勅命

御親征之先鋒可勤之処、却而奸賊会津之舌頭ニ被惑、忠臣を退候人を引立、剩御殿内江売婦を呼入淫酒を恣し、上は君主を奉蔑、中は諸侯を惑し、下は万民を苦め候逆罪不容天地也、

薩州

薩長土之三藩と迄言触し、速ニ攘夷可有之思居候処、昨年来奸賊中川宮・会津等と心を合せ、正義を不義に落し入、剩此度長藩屯所に相成候迎、恐多も後醍醐天皇之御廟を放火する事、朝敵ニ不有而何者をや、其外天龍神利等之家財を盗取屋敷江持帰事、大盜賊ニ不有也、

松平肥後守

恐多も 京都守護職被 仰付、

輦下を鎮靜可致之処、此度長藩僅千人不足之人數相登候進、之を扨に洛を焼捨候事、身の微力とは乍申、実

に
皇土之惡ム所也、剩山崎

応神天皇御廟致放火事、朝敵之罪不免者也、

井伊掃部頭

父掃部頭天誅、絶家ニも可相成候所、於幕府は格別之家柄故、厚以 御憐愍被為立置候得は、

天朝江忠を尽し万民を撫、父之逆罪可滅処、却而奸賊会津之先手ニ被遣、昨年来正義之士を悩し候事、其罪不違枚挙、実ニ神人共ニ惡む所也、

右之外一橋・越前・藤堂・桑名之徒ニ至迄、長藩追討尽忠報國之策をなひかし浪華迄漸々至而已、汚れ可醜也、右之徒は実ニアメリカ江忠義のものニ而、今日迄天誅遁れ来る事天幸之甚敷と言つへし、雖然不宥之天下之勇士大挙して、不日に於三条河原可令梟首者也、

一八 此度英国より幕府江差出候五箇条之写

一 幕府不征長杖之、

一 何為不開兵庫港、

一 備横浜及神奈川地為英戰士屯場、

一 伝聞、幕府受攘夷詔、何以不攘夷、

一 幕府何建私議、拒市人之貿易乎、

右は九月十九日帰府之後見聞仕申候間、此段申上候、

以上、

子 十月三日

南部弥八郎

◇第七六号 子十月三日報告〔維新前後諸書付20〕

(付箋) 「第三百十八号」

一 此度列侯関東参暇、本之通家族も江戸居住候様被仰出

候処、右は全く水野泉州之取計ニ而、二三之幕吏も同意之者有之哉ニ相聞得、既ニ令発之前閣老諏訪因州江水野より咄有之、末席之事ニ而議論ニ不及、大樹公御前江罷出候処、泉州より斯々之書付差上候、如何考候哉と御尋ニ付、因州御答被申候は、余り事急ニ而諸候其他之氣請ニ拘り可申欵と被申上候得は、大樹公ニも左様ニ思召候間、右之趣泉州江篤と相談候様と之御沙汰にて相下り、細々申談候処、当時之好機会を失ひ何れ之時復古之策被行可申哉逆、更に取敢不被申、直ニ御達し相成候由、幕吏之内ニも其時之不可なるを議し候者不少由に御座候、

一 兩三日以前にも候哉、松前志摩侯より細川侯江末家之細川を以て内々被通候は、其家之儀は幕府ニ対し格別之訳柄ニも有之、御并家之例ニかゝはらず此度之令条直ニ御守り、早々御家族を江戸江御戻し被成度被存候旨被相誘候へ共、肥後重役初藩中一般ニ不承知ニ而、以之外之事ニ候旨内々議論有之候由ニ御座候、
一 長岡良之助殿上京只管御断之処、尚亦頗ニ催促有之、

若哉会津之養子ニ被仰出候には無之欵と之趣承申候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

子 十月三日 南部弥八郎

◇第七七号 子十月報告〔維新前後諸書付21〕

〔付巻〕「第三百二十七号」

一 甲子九月六日閣老牧野侯江英仏亞蘭之ミニストル

始都合十人罷出応接之大意△牧野
○異人

○長州より償金可差出旨申聞候、右金子は長州より可受取哉、政府より御差出可相成哉、

△兼而噂いたし置候通、長防征伐可致候ニ付、金子は政府より可相渡候、

○下の関開港ニ可相成哉、

△いつれ征伐之上は開港可致候、

○弥ニ候哉、

△弥之儀は 京都江 奏聞之上ならては弥とは難申候、

○元来各国と条約為取替、委細之儀是迄

京都江 奏問無之儀(マヤ)と奉存候付、人心不折合と存候間、

此後委細奏聞相成候欵、弥開国ニ治定可致、左候は下之関開港之儀も尤御治定ニ可相成と存候、

△右之趣此節豊後守上京ニ而委細 奏問いたし候ニ付、

同人帰府之上ならては決答難相成候、長州海軍艦は早々引払相成度候、

○償金政府より御渡ニ相成候段儘ニ書翰申請度、尤明日

一統罷出可申候間、其節右書翰受取可申候、

右相済退座ニ而、一昨七日ニケ国ツ、刻限違ニ罷出

候得共、矢張四ヶ国一同ニ相成、夷人都合三拾二人

罷出、前条之書翰御渡相成候、尤員数はいまた取極

不申由、其節彼申候は、弥下之関開港ニ相成候ハ、

償金受取不申候而も宜敷旨申出候、右相済、夷人一

と先横港江引取、尤長州海之軍船も早々引払可申積

ニ候由、右等之御用ニも可有之哉、塚原但馬守上京

被仰付、今朝亞国汽船江便船ニ而上京有之、阿部豊

後候ニも廿日頃ニは御歸りに可相成模様之由云々、

右或藩人九月九日聞込之趣ニ御座候、

一横浜在留士官并商人共之内議論之趣は、長州にて暴発

之節、応接之上事済ニ相成候得は、其償を可取は勿論

ニ候得共、既ニ其報を為し候上は、償金を可取筋柄に

無之、右は最初仏之ミニストル存付相談有之、他之ミ

ニストル同意せしめ、畢竟利を貪り候不吟味ニ候由に

て、各国政府江告訴いたし遣し候徒数多有之由ニ御座

候、

右之通承申候間、此段申上候、以上、

子
十月

南部弥八郎

◇第七八号 子十月廿九日報告(維新前後諸書付22)

(付箋) 「第三百十九号」

○

京都見廻役組頭佐々木只三郎より養父佐々木矢太夫江差越候書状之趣左ニ記ス、只三郎は当時御番格、武芸ニ達し候人ニ而実家は会藩也と云、

(一)

一筆啓上仕候、……当七月十五日付ニ而委細申上候積相認置候処、兵火にて書状焼失仕候付、誠御無音仕候様罷成申候、巨細之儀は何分此節日夜多端ニ而申上候儀未相叶、大異変之事のミ奉申上候、扱六月廿二日より長州勢凡二千人程八幡山崎・伏見・嵯峨天龍寺・龜尾山迄都合四ヶ所江陣取、大砲・小砲如山、兵糧・器械夫ニ准し候、頻ニ

天朝江奉迫、兵威を以 京師を畏縮せしめ、大逆を企、恐多くも

主上を奪ひ奉るへき勢にて、諸侯大方長州江同意いたし候、京・大坂之商民悉く長賊を慕ひ、天下之危事実ニ累卵の如く、彼か先陣は益田右衛門介・国司信濃、伏見ニは福原越後、八幡山崎ニは牧和泉等ニ而、日夜甲を冠り鎗を提往来いたし候付、近国之諸侯江御固被仰付候得共、十人に九人迄は畏縮いたし、人数而已數

百人出張仕候得共、更ニ御実備不相立、因循して七月十八日迄大目付・御目付三度之御諭有之、又諸侯よりも諭候得共、愈以逆意を振ひ候付、百方江御手を被尽候而も更ニ其詮無之ニ付、無抛十九日早天より御征伐と相成、私杯も頭相模守一同竹田街道山崎を志し出張仕候処、夜七半時頃より頻に発砲声、何方欵不分明ニ付、持場江押寄候処、其砲声は恐多も長賊大勢

御所江攻寄、一手は新在家御固藤堂和泉守を攻破り、一手は勸修寺宮を押破り、三方より鷹司家・有栖川家・日野家江潜ミ、内外より數多之大小砲雨霰と打掛候得共、

御所之外ニは島津勢殊ニ苦戦し、中立売・下立売辺は味方・敵之死人如山、御所内は逆賊共中川宮・関白殿下江懸り、殊之外賊勢盛にして、藤堂^{敗軍無功}・井伊^{數度}・越前同断・郡山大腰拔等散々敗軍し、悉会津を目標懸四方より打候、大小砲実二百千之雷一時ニ落懸る形勢、彼は具足相整、器械も十分、会津は不意をうたれ素肌ニ而股立之間も無之、頻りに防戦し、明六時より

昼四時頃ニ至る迄砲戦、夫より短兵と相成候得は、暫時ニ賊徒大敗と相成、鷹司家江一同籠り、尚鉄炮敵敷打懸候付、御伺相成候処、何方ニ而も不相構賊之籠候処打破り不苦旨 御沙汰ニ付、鷹司家焼打ニ相成、賊大半は、(頭注「脱字」)夫ニ而自害いたし、或は遂電、夕七時頃漸砲声も不聞相成候得共、洛中洛外一時ニ火勢盛にして、恐多くも何共可申様無之、会津一手ニ而 御所内は相固、外は薩州一手ニ而防之、且亦其同晚伏見街道江進ミたる賊福原越後、七百計之勢ニ而彦根を打破り、戸田采女正之手ニ勝ほこり打掛り候処、戸田勢戦士百人計・雑兵式百人計ニ而大敵を引受、少も不驚勢猛ニ防戦し、遂ニ福原越後を鉄砲ニ而打候由、大将被討、残党不全忽及敗軍、此朝六時頃竹田街道を引揚、頭相模守并高久・速水・坂本・私主従九人ニ而頭之備之先ニ立、五条通江参候処、金剛隊と相書付長賊之旗相見、其勢六七十人 御所江向急ける所江行逢、同役高久一同大音に長賊打取れと呼はり、私・高久第一ニ鎗を入、大に進ミ候処、長賊不意を討たれ忽左右江敗走、纏・

馬印・旗・大砲・小砲・長柄等道も塞る計打捨、散々ニ走り候付、此時高久敵敷多斬る、高久・私左右二分、従者三人と式丁計追候得共、味方之勢不統候間、引戻し列を直し又進ミ候処、是は外之手と相見、大砲ニ挺先ニ立、小砲を組合、此方之勢を目懸居候付、此度は頭之足輕を指揮し、一同ニ鉄砲を為打、其煙の下より鎗を入候処、是亦直ニ敗走し候付、余程追伐候得共、頻に走候付、又々列を直し 御所江参候処、敵味方欵、此方を見懸頻ニ大砲打懸進ミ兼候ニ付、二条御城江入、兵糧を用ひ、蛤御門より 御所江入、終夜御固相勤、廿日は山崎為征伐進発、伏見ニ而夜を明し、松晚歌焼払山崎江打懸候処、会津之手四五十人ニ而大物見と唱諸手を越二人三人位ツ、四方より攻上り、彼か砲を奪ひ、直ニ彼方を打、難なく昼四時迄ニ山崎を悉火攻いたし、不残打取、其日嵯峨天龍寺江は薩州打向ひ、是も程なく打破り、夫より伏見・大坂賊之屋敷悉く御壞ニ相成申候、廿日ニは長門守一万人計を引率し、播州室津迄参候処、大敗を聞及び引返し候趣ニ御座候、

先は一時ニ御勝利と相成、天下恐悅至極奉存候、

一天龍寺焼伐後、兵糧五百石程薩州ニ而取、直ニ京師焼原江施ス、

一山崎落去後、兵糧弐千石余会津ニ而取、山崎近郷江施ス、

一大坂表賊之屋敷より兵糧六万俵御取上相成、洛中洛外江被下之、

一大凡賊之器械打捨走候付、御取揚ニ相成候品、大砲五六十挺、小砲三四百挺彈藥准之、

一鎗二三百本、甲冑三百具程、賊討死二百人程、生捕百人余、本ノマ、国司信濃戸田之手ニ而討取、牧和泉会津手ニ而討取、官軍之討死手負も沢山ニ御座候、会津杯ニ而懇意之者余程討死手負御座候、戰場之習とは乍申氣之毒

ニも奉存候、

一御所内土塀丸跡蛤御門爾如此よりも甚敷、物ニたとへ様も無御座候、出陣跡も大火故、品物過半焼候得共、同役之中ニ而は先私之道具一番出候様ニ奉存候、先ニ少しは用ニも可相成品も御座候間、仕合之方ニ御座候、

跡之始末は一統之事ニ御座候間、何と欵御案事被下間敷候、七日之間甲冑御免にて、今以疲勞仕居候得共、

騒動之節は一步も人ニ後れ候事無御座候間、此段御喜

ひ被下度奉存候、兄兩人源四郎何れも無異ニ御座候間、此段御安心被下度奉存候、谷より遣し呉候冑、戦之後

ニ相届、残念奉存候、谷江は是非此度書状可差出筈御座候得共、日夜之繁勤故、何分不能其儀、宜御伝声奉願候、合戦後、江戸より私共一統江御役料二百俵被下

候趣申来、難有奉存候、

一大乱後、方々よりは御救米被下、米価一升弐百五拾文ニ御座候、諸品准之、手拭弐百五六十文位、はな紙一帖弐百文、乍併難有事は一昨日迄兵糧上下分被下候間、今迄は何も不自由無御座候、此度之大変ニ付而は又々

御上洛可有御座候哉と、頻ニ評判仕候、如何御座候哉、

一大変以前、谷のは不参、侍のは一ツも無之、甲冑無御座候ニ付、上より拝借九拾兩余相願、合戦之二日前迄ニ私着用を始侍三人分相求、代金四人前ニ而八十三兩、且又侍之鍮杯迄悉全備仕候、総而御案思被下間敷奉存

候、余は後便追々可申上候云々、

八月十日

只三郎

御父上様

御母上様

(1) 常州屯集之逆徒為追討參政田沼侯被差越、近隣之諸家

より人数差出、或は幕府よりも歩兵其外差出、是迄漸々に生捕討取も有之、當時は二千内外之人数要地ニ抛りて防戦いたし、大小礮銃も相応ニ貯居、夜討其他之策略ニ而寄手敗北も不少、元来小諸侯ニ而一手纔之人数

ニは候得共、銘々の戦を為し、号令不被行、味方苦戦之体見請候而も傍看いたし居候故欵と申風聞も有之、近頃寄手惣敗軍ニ及候も、右之訳柄之様ニ相聞得申候、兎角賊は歩兵隊江は取懸り不申諸家之手江向ひ候由、右は全く鉄砲之多少ニ寄難易御座候由相聞得申候、

一 英国之ミニストル館之通弁官シーボルト江出会之席、

亦々長州江參候哉と相尋候処、彼答候は、償金を政府より差出候積ニつき、最早長州江は相越不申段承申候、

一 長州は貴国に比すれば甚た軍は下手ニ候、其証は此度

軍船拾八艘之内台場とせり合之間ニ、船中之死傷僅に四五人ニ候、其余之死傷は台場江攻上り陸地接戦之事ニ候旨、同人申聞候、

一 亜人ウエンリート申候ニは、長州と条約を結び一千坪之地を亜人に与へ、下関ニ而貿易之積儲ニ取極候由、且亦長州一件之償金三百万ドルラル、英仏亞蘭江相渡候儀と、条約書江

日本皇帝之奥印相願候事と大君より伺ニ相成候処、兩条共不相成之旨

朝廷より御達之由、此節政府より申聞候間、必此一件容易ニ治り申間敷、英ミニストル近々帰国之事も専ら夫ニ就而之儀と被察、条約各国と相談之上、只今より凡一ケ年中ニは各国之船艦浪華江入津、

皇帝江右之条々申立候手續ニ可相成と、内々物語候由承申候、

一 十月廿二日、鎌倉八幡辺ニ而英国陸隊之士官二人被切殺、相手は行衛相知不申候、右ニ付分而外国人一同混

雜之様子ニ相見え申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、

子
十月廿九日

南部弥八郎

◇第七九号 子十月廿九日報告〔風説書〕

〔表紙〕
〔付箋〕「第三百二十号」

風 説 書 子十月中

南部弥八郎

一一 甲子九月六日閣老牧野侯江英仏亞蘭之ミニストル

始都合十人罷出応接之大意△牧野
○夷人

○長州より償金可差出旨申候、右金子は長州より可受

取哉、政府より御差出可相成哉、

△兼而噂いたし置候通、長防征伐可致候ニ付、金子は政

府より可相渡候、

○下之関開港ニ可相成哉、

△いつれ征伐之上は開港可致候、

○弥ニ候哉、

△弥之儀は 京都江 奏聞之上ならては難申候、

○元来各国と条約為取替委細之儀、是迄

京師江 奏聞無之儀と奉存候付、人心不折合と存候間、

此後委細 奏聞相成候欤、弥開国ニ治定可致、左候は

下之関開港之儀も尤御治定可相成と存候、

△右之趣此節豊後守上京ニ而委細 奏問いたし候ニ付、

同人帰府の上ならては決答難相成候、長州海軍艦は早々

引払相成度候、

○償金政府より御渡ニ相成候段、慥ニ書翰申請度、尤明

日一統罷出可申候間、其節右書翰受取可申候、

右相濟退座ニ而、一昨七日ニケ国ツ、刻限連ニ罷出

候へ共、矢張四ヶ国一同ニ相成、夷人都合三拾式人

罷出、前条之書翰御渡相成、尤員数はいまた取極不

申候由、其節彼申候は、弥下ノ関開港ニ相成候ハ、

償金受取不申候而も宜旨申出候、右相濟一ト先横浜

江引取、尤長州海之軍艦も早々引払可申積ニ候由、

右等之御用ニも可有之哉、御目付塚原但馬守上京被

仰付、今朝亞国汽船江便船ニ而上京有之、阿部豊後

侯ニも廿日頃ニは御帰り可相成模様之由、

右或藩人九月九日聞込之趣ニ御座候、

二 横浜在留士官并商人共之内にて議論之趣は、長州にて

暴発之節応接之上事濟ニ相成候得は、其償を可受取は

勿論ニ候得共、既に其報を為し候上は償金を可取筋柄

ニ無之、右は最初仏之ミニストル存付相談有之、他之

ミニストル同意せしめ畢竟利を貪り候不吟味ニ候よし

にて、各国政府江告訴いたし遣し候徒数多有之由ニ御

座候、

一 水藩浮浪之勢追々衰微之趣、近頃風聞御座候処、十月

十日之戦争ニ討手之面々頗る敗軍ニおよび死傷不少、

其内幕府より差越候三番頭之内老人其外、行衛相知れ

不申、彼か為に生捕せられ候哉之説相聞得候旨、十月

十九日陸軍所付之者より承申候、

三 会津侯より子八月朔日家臣江申渡

(三の1) 去月十九日晚長州藩多人數

御所辺江入込致暴発候ニ付、御家御人數・諸藩之人數

ニ而速ニ鬪戦、忽ち敗走鎮靜、同廿一日天王山同家本

營追討、尚亦御家御人數一手ニ而巢屈迄乘取不殘致攘

掃候儀共、別紙之通 京都表より申來候、此旨得其意

仲間并に支配江も可被申聞候事、

(二の2)

右ニ添別紙

以手紙申達候、爰元形勢当十七日申遣候後、十八日夕

方有栖川宮様激家之公卿等参 内いたし候由相聞候間

心得候様、夜ニ入尹宮様より倉沢右兵衛を以被仰進候

付、即刻公用人手別いたし、関白様始一橋様迄相廻、

何れも直様御参

内、引統長州家来川端龜之助と申者、松平肥後守

天子を要し奉移 鳳輦陰謀罪状不容易儀ニ付加誅罰候

由書面所司代様江差出候ニ付、直ニ差戻候得は、同人

申候は、山崎表より最早踏出候半と申聞候間、其御心得ニ而御警衛御座候様ニと急使を以被仰進候間、急々

御人数配被仰付、蛤御門江一瀬山内隊唐御門前ニ二番組隊ニ而警衛、其余諸家之人数御門前江相固居候処、

下立禿御門辺より潜入候哉、同所内公卿屋敷ニ罷在、十九日晝七半時頃不意ニ蛤御門御警衛場江鉄砲打懸候

付、不取敢一瀬隊ニ而大小砲打懸、直ニ中将様ニは御駕ニ而御参 内

天氣御伺被成御守護被遊候処、長州脱藩士等挙動頗る差迫り、既ニ兵端を開き候由相聞、速ニ総督以下在京諸藩兵士等尽力征伐弥可輝

朝權と之 勅命相下候処、蛤御門之合戦三時余も打合候得共退散不致、賊徒中立禿御門黒田家江取懸、潜ニ唐御門前日野殿屋敷内より門を開、不意ニ三番組固場

江打懸候付、此方より敵敷打立候得共、玉葉打尽候ニ付、真しくらに鏑を入五六人打斃申候ニ付、賊徒敗走候しほに一ト先引揚、二ノ見

薩州ニ而打すくめ候処、

御所内ニ茂頼ニ炮声轟き飛玉も参り候付、混雜難申計、堂上方

主上 御立退と触廻り、万一御動揺被遊候而は一大事成儀に付、御側廻り之者堂上方引留、

主上 御座所案内為致御次之間迄御参入、天顔を被為 拜不慮之変事嘸以被惱

御慮候ニ而可有御座候得共、不及なから粉骨を尽し奉守護候間、被安 宸襟決而御動揺不被為 遊様御直ニ

被仰上、御落付被遊候処、堺町御門鷹司殿屋敷より亦々鉄砲打出候ニ付、生駒隊・薩州・井伊之手ニ而三方より大砲打懸焼討ニ致し候付、同所より九条殿江火移、

夫より洛中一円火焰と相成、賊徒中散々敗走いたし、残少なに討取擲取候ニ付、先以洛中靜謐ニ及候付、尚亦

鳳輩之下不慮紛擾之処、一同出勢抽丹誠候段 叙感不斜、大儀ニ 思召候と 勅書被成下、恐悦之事ニ候、中将様ニは御所司代様御

一同

玉座近き御椽上り段ニ御守護被遊、御近習并御供方迄御庭内ニ相詰御警衛罷在候儀ニ而、前文之通賊徒不意

ニ

禁闕を犯候事故、竹田口よりも御人数被引戻討罪被仰付候得共、御家之御人数ニも別紙之通手負死人有之、

是のミ残念之事ニ候、

一 右之通賊徒散乱、破竹之勢ニ而天龍寺・八幡・山崎辺

巢穴掃攘不被仰付候而は不相成儀故、御家^{一番部下}四ノ隊井

伊・藤堂・松山・薩州等の御人数差向られ、伏見之方

は井伊・戸田之手ニ而喰留、長州屋敷を焼払候間、追々

鎮静之様子可申遣候得共、今日迄之次第為可申遣、会

津迄安藤彦五郎、江戸迄諏訪常吉早打被仰付差下候ニ

付、細々之儀は同人江御尋候様存候、以上、

七月廿日

尚々本文御家御組合之他家ニ而は彼地江着不致も有之、相濟候後着致し候も有之、御家一手に而本文之

通乗取候儀ニ候、

一 本文陣営乗取候後割腹死去之者共書置書面有之、右

書面之趣は、姦賊会津征伐可致処、期節ニ不至故歎

機会取失ひ不能其儀、甚残念ながら進退爰ニ迫り一

同割腹死去いたし候趣、連名之由ニ候、

一 嵯峨之方江向ひ候薩州勢追々攻寄候由候処、是は蛤御門之方江押出し候事と相見え、一人も残兵不罷在由ニ

候、

一 本文帰陣之面々御慰勞被成下、焼酎・白砂糖被下之、

(三の三)

一 ○

態と 御所内屯所より以急飛脚申達候、過ル十九日長

州勢蛤御門江襲来放発及接戦候次第は、昨廿日諏訪常

吉・安藤彦五郎江申含、早打ニ而申遣候通之処、同日

曉尚亦長州勢為追討山崎表天王山江御家并彦根・桑名・

郡山勢、嵯峨天龍寺江薩州・松山・若州・小田原・膳

所勢被差向候趣御達ニ相成候、先手ニ而陣将内藏助始

部下一陣江御軍事奉行林権助・同添役鈴木佐左衛門、

大砲隊并新撰組一同ニ差添、御普請方・武具方・御勘

定・兵糧方付属、賊徒一人も不洩可打取之勢ニ而、諸手一同勇ミ進んで出陣いたし、翌廿一日彼地着、昼四時より合戦取懸、大砲方山之半辺迄攻寄、石の燈籠等^有之処迄参り候処、敵山上ニ而扇子を開き合図いたし発砲候ニ付、右大石の影ニ扣居数発致砲戦、追々攻登候得は、賊徒迎も不叶と覚悟いたし候哉、絶頂宮江火を懸候様子ニ付、なおも攻登乗入候得は、大凡弍拾人余何れも割腹、血ニ染ミ屍を並へて死亡罷在候、中ニは火ニ懸り焼候も相見え、右はいつれも歩卒等ニは無之、全く将長ニも可有之哉と相見、夫より巢穴不殘惣人数ニ而致吟味候処、残兵一人も無之、分取之品為致吟味候処、兵器類数多有之、同所室寺と申は本陣ニ致置候様子、大砲二挺、其余乘馬二疋、玉薬数々、其中ニ益田右衛門介名前之長持数多相見、中々難尽筆紙不容易企と相見候、同所巢穴は勿論、近辺之様子何之怪敷儀無之候付、分取之品々取始末旁取締方林権助罷殘候付、昨廿二日昼四時頃より内蔵助始惣人数取纏引揚、夜五時頃

御所内屯所ニ帰着致し候、直様 御前江被召出、委細ニ及言上、畢而大目付永井主水正殿江公用人案内ニ而前条之次第及御届候次第御座候、引統将長之面々 御前江被召出候、右之趣其表御老中様江御届等之儀宜被取計候、先以御人数一同此度之合戦ニは死傷も無之、十分勝利を得凱陣ニ相成恐悦之事ニ候、為其熊蔵差立可申処、御所司代様より次飛脚被差越候付、同所江差出申遣候、以上、

七月廿三日

一四

九月十三日諏訪因州より越前侯江達ス

周防・長門国絵図面御貸渡相成候間、越前守方江早々差越候様可取計候、尤毛利大膳父子始追討相濟候ハ、返上可仕旨、越前守重役之家来呼相達、絵図面可渡候事、

一五

九月十四日御同所様江出ス

此度防長御征伐ニ付、出勢日限之儀御惣督様江相伺候

様御達ニ相成居申候、然ニ尾張中納言様いまた御惣督
之御請不被仰上候由、其上当時御在国之趣ニも有之、

只今名古屋表江相伺候而も御差図之処如何可被為在哉、
左候ハ、御出張之御場所之儀伺居、其上ニ而相伺候様
ニ而は遠境殊に長州領相隔、往復手間取手違も可有御
座哉と心配仕候、右ニ付御惣督様自然大坂表江一旦御
滞陣ニも可被為成御儀ニ御座候ハ、同所詰家来之者
より相伺、国許江相達候様仕候而は如何可有御座候哉、
此段御内慮奉伺候、以上、

松平肥前守内

九月十四日

佐藤文平

一六

閨老諏訪侯江差出ス

(六の1)
麻布今井谷并高輪二本榎屋敷ニ罷在候毛利淡路家来之
内、別紙之通唯今深川海辺新田組馬守下屋敷江引取申
候、上ヶ屋敷之儀は被仰渡候通、其御筋より請取番人
付置申候、此段御届申上候、以上、

秋元但馬守家来

九月廿四日

押田六兵衛

(六の2)
別紙
覚

勝光院

右之者召仕女八人
同 下男 三人

淡路家来
留守居助役

吉田志津馬

厩役
石井泰藏

煮方
松村藤藏

目付役
浅海浪右衛門

徒士
山辺謙之進

小倉孫左衛門

毛利讚岐
小者 六人

但兼而毛利淡路江御預相成家
来同様召仕候様御達御座候分

右之通御座候、以上、

一七

御同所江届

(七の1)
麻布今井谷屋敷并高輪二本榎罷在候毛利淡路家来之内、

別紙之通只今一橋御門外私居屋敷江引取申候、且上ヶ

屋敷云々、前同文故略ス、

九月廿四日

板倉主計頭

(七の2)
別紙

毛利淡路家来

用人

林

中小姓

田村時藏

徒士

小林幾太郎

山本市之丞

足輕四人

并足輕四人

林 麓家来

松田鹿藏

同 下屋敷より

妻 右人

右同人

小者三人

右之通御座候、以上、

(七の3)

○

一麻布今井谷屋敷并高輪二本榎屋敷江罷在候毛利淡路家
来之内、別紙之通只今民部少輔芝大門前屋敷江引取申
候、後文前同断、略ス、

九月廿四日

関民部少輔家来

今村 統

(七の4)

別紙

覚

毛利淡路家来

取締役

豊原衛士

祐筆

宇賀宇兵衛

徒

山本清藏

小膳部役

石田文五郎

并足輕二人

林 麓家来

藤谷震作

豊原衛士家来

野村栄七

小者二人

吉田志津馬

小者一人

右之通御座候、

(七の五) ○

一毛利左京家来、別紙之通今日御目付方支配向立会ニ而

私家来江被引渡、居屋敷江途中無異議引取申候、此段

御届申上候、以上、

九月廿四日

竹腰龍若

(七の六)

別紙

覚

毛利左京家来

平番福原幾江

平番中川退蔵

足輕三人

小者三人

馬 卷正

右之分脇坂淡路守江御預ケ之処、歎願之趣も有之

候ニ付、当分之内私方江引取申候、

右同人家来

平番小林蔵太

医師福田泰庵

足輕一人

小者一人

右之通御座候、以上、

(七の七)

一加藤羽州候より留守居を以御届書面、前同案ニ付略ス、

別紙

覚

毛利左京家来

諸都合人

津田市郎平

医師

笹山勝意

母一人

倅一人

女子一人

右之分脇坂淡路守江云々、前二同、

足輕四人
小者六人

毛利左京家来

留守居助役

内藤重三郎

祐筆

田 庫太

用方

正樹喜三郎

足輕四人

小者三人

馬一疋

右之通御座候、以上、

八

○

一此度吉川監物家来御預被仰付候処、兼而申上候通、當時土佐守留守中、殊ニ御改革後当表差置家来別而人少罷在、精々差繰候得共、士分以下足輕迄五拾人之外相整不申、当惑至極仕候、依之右人数ニ而警衛方行届候様御預ケ被仰付度、其余相成候而は国許より人数呼寄

候上ニ無御座候而は所詮相整不申、実以無余儀次第ニ付、何分ニも宜御聞濟被成下候様奉願候、以上、

松平土佐守内

九月廿五日

広瀬伝太夫

九

○

子九月十二日月番閣老并松前侯江御届

一潮来村浮浪追討之儀ニ付、新庄駿河守内田衛一郎松平大藏少輔江兼而打合之上、去ル三日早朝佐原村出帆、潮来村下北利根川迄人数くり出、大砲小銃を以責掛候処、何分地利不宜上陸仕兼候内、追々時刻打過、一ト先引揚、尚亦同五日牛堀北利根川潮来村堺加藤洩江右三ヶ所手分仕、衛一人数は岡栖と小見川之間相固、大藏少輔人数は後援にて前書三ヶ所より取懸候処、前々日致出勢候ニ驚候哉、浮浪之徒悉く散乱いたし、駿河守人数ニ而裏手より館陣屋焼払候ニ付、御代官小笠原甫三郎江申談之上、浮浪足溜ニ可相成場所不残取潰候上、前書加藤洩村江人数残置、時々潮来村・牛堀村辺

新庄駿河侯御届

見廻り取締申付、且又鹿島屯集之賊徒川筋脱走之者も有之哉ニ付、同六日晧佐原村江引揚、川筋大倉村辺手分人数差出置相固、同昼過浮浪三百人程延方村辺より罷越、房総之方江罷越候哉之趣、加藤洲村辺廻り方より注進申越候処、芝宿村長谷寺江屯集いたし候趣ニ付、早速出勢、同七日晧同寺江くり詰候処、浮浪共出勢之模様見受、夜半頃賊徒共諸方散乱いたし候趣、同寺留守居之者并村役人共申達候、依之右口々辺追駈、脱走之者夫々ニ而召捕候者も有之、自殺之者も有之、其外はいつれ江欵逃去申候、右脱走之内麻生陣屋江向ひ候者も有之由、同家より援兵申越候付、出勢人数之内より致手分、直様差向未引取不申候、前書長谷村江繰詰候節、同寺江有之候武器類は取上置候趣御座候、右品々之儀は取調之上追々可申上候得共、先不取敢此段御届申上候、以上、

九月十日

堀田相模守

一水戸殿御領分潮来村江相集居候浮浪之者之儀ニ付被仰渡之趣も御座候間、去ル五日私人数を追討潮来村迄罷越候処、いつれ江逃去候哉相見不申候ニ付、潮来館焼払申付候、然処翌六日松平周防守人数江

公辺御人数被相加追討被仕候趣ニ而、鹿島寺院宮中等ニ屯集いたし居候者は、鹿島大船津より水戸殿御領分延方村江相渡、夫より芝宿村長谷寺江凡百人余相集、私陣屋江押寄候趣専ら風聞も御座候趣ニ付、探索之者差出候処、相違も無御座、同七日夜半過用意之人數くり出し、領分境迄出張為仕候処、浮浪之者共富田村江屯罷在、双方より致砲発及戰爭候処、浮浪之者共追々逃去、尚亦粗毛原通ニ而別手之者ニ出会、再度及戰爭候処、亦々逃去候ニ付、追討可仕処、未明ニ付いつれ江逃去候哉、行衛相知不申候、其節討留之者并分捕之品々も御座候得共、急速ニ付混雜罷在候間、委細之儀は取調之上可申上候、尤家来元田房五郎并足輕老人・人足耆人死亡仕、外ニ怪我等無御座候、先不取敢此段

御届申上候、以上、

九月八日

新庄駿河守

一

○

一 京都見廻役組頭佐々木只三郎より養父矢太夫江

さし越候書状之趣、左ニ記ス、但只三郎は御番格、武芸ニ達せし人ニ而元会津藩也と云、

一筆啓上仕候、……当七月十五日付ニ而委細申上候積相認候処、兵火にて書状焼失仕候付、誠ニ御無音仕候様罷成申候、何分此節日夜多端ニ而申上候儀未相叶、大異変之事のミ奉申上候、偕六月廿二日より長州勢凡二千人程八幡山崎・伏見・嵯峨天龍寺・亀尾山迄都合四ヶ所江陣取、大砲小砲如山、兵糧器械夫ニ准し、頻に

天朝江奉迫、兵威を以 京師を畏縮せしめ、大逆を企、恐多くも

主上を奪ひ奉るへき勢にて、諸侯大方長州江同意いたし、京・大坂之商民悉く長賊を慕ひ、天下之危き事実

に累卵のごとく、彼か先陣は益田右衛門介・国司信濃・

福原越後、八幡山崎ニは牧和泉等ニ而、日夜甲を冠り

鎗を提往来いたし候付、近国之諸侯江御固被仰付候得

共、十人に九人迄は畏縮いたし、人数のミ数百人出張

仕候得共、更に御実備不相立、因循して七月十八日迄

大目付御目付三度之御諭有之、又諸侯よりも諭候得共、

弥以逆意を振ひ候付、百方江御手を被尽候而も更に其

詮無之ニ付、無抛十九日早天より御征伐と相成、私抔

も頭相模守一同竹田街道山崎を志し出張仕候処、夜七

半時頃より頻に砲声発し、何方欵不分明ニ付持場江押

寄候処、其砲声は恐多くも長賊大勢

御所江攻寄、一手は新在家御固藤堂和泉守を攻破り、

一手は勧修寺宮を押破り、三方より鷹司家・有栖川家・

日野家江潜ミ、数多之大小砲雨霰と打掛候得共、

御所之外ニは島津勢殊ニ苦戦し、中立壳・下立壳辺は

味方・敵之死人如山、

御所内は逆賊共中川宮・関白殿下江懸り、殊之外賊勢

盛にして藤堂敗軍・井伊有度・越前同断・郡山大腰拔等散々

敗軍し、悉く会津を目懸四方より打候大小砲、実に百千の雷一時に落かゝる形勢、彼は具足相整、器械も十分、会津は不意をうたれ、素肌ニ而股立之間も無之類ニ防戦し、明六時より昼四時頃ニ至る迄砲戦、夫より短兵と相成候得は暫時ニ賊徒大敗と相成、鷹司家江一同籠り、尚鉄砲敵敷打掛候ニ付、御伺相成候処、何方ニ而も不相構賊之籠候処は打破り不苦旨 御沙汰ニ付、鷹司家焼打ニ相成、賊大半夫ニ而自害いたし、或は遂電、夕七時頃漸砲声も不聞相成候得共、洛中洛外一時火勢盛にして、恐多く共何共可申様無之、会津一手ニ而

御所内は相固、外は薩州一手ニ而防之、且亦其同晚伏見街道江進ミたる賊、福原越後七百はかりの勢ニ而彦根を打破り、戸田采女正之手江勝ほこり打かゝり候処、戸田勢戦士百人計・雑兵六百人計ニ而大敵を引受、少も不驚勢猛ニ防戦し、遂ニ福原越後を鉄砲ニ而打果候由、大将被討、残党不全忽及敗軍、此朝六時頃竹田街道を引揚、頭相模守并高久・速水・坂本・私主従九人

ニ而頭之備之先ニ立、五条通江参候処、金剛隊と相書付候長賊之旗相見、其勢六七十人

御所江向いそける所江行逢、同役高久一同大音ニ長賊打とれと呼はり、私・高久第一に鎗を入、大にすゞみ候処、長賊不意を討れ忽左右江敗走、纏・馬印・旗・大砲・小銃・長柄等道も塞る計打捨、散々ニ走り候付、此時高久敵数多斬る、高久・私左右ニ分れ従者三人と二町計追候得共、味方之勢不統候間引戻し、列を直し又進ミ候処、是は外之手と相見え、大砲二挺先ニ立、小砲を組合此方之勢を目懸居候付、此度は頭の足輕を指揮し一同ニ鉄砲を為打、其烟の下より鎗を入候処、是亦直ニ敗走し候付、余程追伐候得共頻ニ走候付、又々列を直し

御所江参り候処、敵欵味方欵、此方を見懸、頻ニ大砲打掛進ミ兼候付、二条御城江入、兵糧を用ひ、蛤御門より

御所江入、終夜御固相勤、廿日は山崎為征伐進発、伏見ニ而夜を明し、払曉山崎江打掛り候処、会津之手四

五十人ニ而大物見と唱諸手を越え、二人三人位ツ、四方より攻上り、彼か砲を奪、直ニ彼方を打ち、難なく昼四時迄ニ山崎を悉く火攻いたし不殘討取、其日嵯峨天龍寺江は薩州打向ひ、是も程なく打破り、夫より伏見・大坂賊之屋敷悉く御壞ニ相成申候、廿日ニは長門守一万人計を引率し播州室津迄參候処、大敗を聞及び引返し候趣ニ御座候、先は一時ニ御勝利と相成、天下恐悅至極奉存候、

一天龍寺焼伐後、兵糧五百石余薩州ニ而取、直ニ京師焼原江施ス、

一山崎落去後、兵糧貳千石余会津ニ而取、山崎近郷江施ス、

一大坂表賊之屋敷より兵糧六万俵御取上相成、洛中洛外江被下之、

一大凡賊之器械打捨走候付、御取揚ニ相成候品大砲五六十挺・小銃三四百挺彈藥准之、

一鎗二三百本・甲冑三百具程、賊討死二百人程、生捕百人余、本ノ、国司信濃戸田之手ニ而討取、牧和泉会津手ニ而

討取、官軍之討死手負も沢山ニ御座候、会津杯ニ而懸意之者余程討死手負御座候、戰場之習とは乍申氣之毒ニも奉存候、

一御所内土塀丸跡蛤御門蛤如此よりも甚敷、物ニたとへ様も無御座候、出陣跡も大火故品物過半焼候得共、同役之中ニ而は先ツ私之道具一番出候様ニ奉存候、先々少々は用ニも可相成品も御座候間、仕合之方ニ御座候跡之始末は一統之事ニ御座候間、何と欲可相成候間御案事被下間敷候、七日之間甲冑詰ニて今以疲勞仕居候得共、騒動之節は一步も人に後れ候事無御座候間、此段御喜ひ被下度奉存候、兄兩人源四郎も無異ニ御座候間御安心被下度奉存候、谷より遣し呉候冑、戦之後ニ相届残念奉存候、谷江は是非此度書状可差出答御座候得共、日夜之繁勤故何分不能其儀、宜御伝声奉願候、合戦後江戸より私共一統江御役料二百俵被下候趣申来、難有奉存候、

一大乱後、方々よりは御救米被下、米価一升貳百五拾文ニ御座候、諸品准之、手拭式百五六十文位、はな紙一

帖式百文、乍併難有事は一昨日迄兵糧上下分被下候間、今迄は何も不自由無御座候、此度之大変ニ付而はまた

く

御上洛可有御座哉と頻ニ評判仕候、如何御座候哉、

一大変以前、谷之は不參、侍之は一も無之、甲冑無御座候ニ付、上より拝借九拾兩余相願、合戦之二日前ニ私着用を始侍三人分相求、代金四人前ニ而八拾三兩、且又侍之鎗杯迄悉全備仕候、総而御案思被下聞敷、余は後便可申上候、云々、

八月十日

只三郎

御父上様

御母上様

二三

○

一長州屋敷取潰し候材木を江戸中の風呂屋江被下

候ニ付落首、

萩の湯で江戸中の垢皆落し

一支那の長毛賊と一对の意にて

長毛は日本も唐も謀叛人

二三

○

一常州辺江屯集之逆徒為追討參政田沼侯被差越、近隣之諸家より人数差出、或は幕府よりも歩兵其外追々差出是迄漸々に生捕討取も有之、當時は二千内外之人数要地ニ抛りて防戦いたし、大小礮銃も相応ニ相貯居、夜討其他之策略ニ而寄手敗北も不少、元来小諸侯ニ而一手纔之人数ニは候得共、銘々の戦を為し、号令不相行、味方苦戦之体見請候而も傍看いたし居候故欵と申風聞も有之、近頃寄手敗軍ニおよひ候も右之訳柄之様ニ相聞得申候、兎角賊は歩兵隊江は取懸り不申諸家之手江向ひ候由、右は全く鉄砲之多少ニ寄難易御座候由ニ御座候、

一於横浜英之ミニストル館通弁官シーボルト江出会之序亦々長州江參候哉と相尋候処、彼答候は、償金を政府より差出候積ニ付、最早長州江は相越不申段申聞候、一長州は貴国に比すれば其軍は下手ニ候、其証は此度軍

船拾八艘之内台場とせり合之内ニ惣船中之死傷僅四五人ニ候、其余之死傷は台場江攻上り陸地接戦之事ニ候旨、同人申聞候、

一 巫人ウエンリート申候ニは、長州と条約を結び一千坪の地を巫人に与へ、下ノ関ニ而貿易之積儲ニ取極候由、且亦長州一件之償金三百万ドルラル、英仏巫蘭江相渡候事と

日本皇帝之条約面奥印之事を大君より伺ニ相成候処に、両条共不相成旨

朝廷より御達之旨、此節政府より申聞候間、必此一件容易に治り申間敷、英ミニストル近々帰国之事も専ら夫ニ就而之儀と被察、条約各国と相談之上、只今より凡一ヶ年中ニは各国之船艦浪華江入津、

皇帝江右之条々申立候手續ニ可相成と、内々物語候由承り申候、

一 十月廿二日鎌倉八幡門前ニ而英国陸隊之士官二人被切殺、相手は行衛相知不申候、右ニ付別而外国人一同混雜之様子ニ相見得申候、

右之通見聞仕申候間、此段申上候、以上、
子十月廿九日
南部弥八郎

◇第八〇号 子十月廿九日報告〔風説書〕

〔表紙〕
〔付箋〕「第三百二十号」

風説書

一 九月十三日御用番諏訪因幡守様江差出之写

(一の1)
一 此度浮浪之徒為追討筑波山辺江越前守より人数指出候様依御達、追々水戸表へ指出候処、当五日夜、弘道館へ滞留之御目付様より家来之者御呼出、向山ト申所へ人数差出、同所常福寺江宿陣候様御達ニ付、同六日、

是迄之宿陣水戸台町薬王院出立、田彦村江宿陣、翌七日、額田手前常福寺江宿陣、後隊人数共着、炮声相聞候ニ付夫々手配致し、物見差出候処、旗・馬印等押立陣羽織着用多人数押太鼓ニ而近寄、俄ニ大炮打出し候ニ付、此方より炮発、互ニ大小炮打合、前隊必死と及炮戦候中、後隊より敵數炮発、押太鼓打相進ミ候処、敵方多分之死傷出来候様子ニ而逃去候ニ付、人数暮六時頃引上申候、尤当方手負人茂御座候段、在所表より申越候ニ付、此段先御届申上候、猶追々申越次第可申上候、以上、

戸田越前守家来

九月十三日

沢田五郎兵衛

(一の2)
一当八日、浮浪之徒七八拾人程ニ而常州片倉村辺并府中辺放火乱妨致し、追々私領分押通候段注進申出候間、常州常名台新廓より在合之者共即刻差出、其内城内より茂追々人数操出し候処、領分田土郡村辺ニ而追付、双方炮発及手合候処、賊徒共悉敗走いたし、桜川を打

越一同逃去候ニ付追詰、堀伊賀守知行所同州栗原村台ニ而追討及接戦、浮浪之徒十老人打取、猶堀内藏之助知行所同州玉取村迄追討候処、浮浪之者共所々散乱逃去候ニ付、同夜玉取村ニ私人数宿陣仕候処、右近辺酒丸と申所殘党潜伏居候趣、村役人共より申出候ニ付、早速人数差向候処、同村安楽寺と申寺内ニ深手負候者三人、内式人相果罷在、宍人生捕候処、無程果申候、依之近辺最寄相糺候得共、怪敷者無之候間人数引取申候、尤家来手負怪我人等無御座候、分捕之品々有之候得共、追々取調可申上候段、在所表より申越候ニ付、此段先御届申上候、以上、

九月十三日

土屋采女正

(一の3)
一当八日、常州栗原村台ニ而、浮浪之徒打取之首、領分取締外響ニも相成候間、真鍋村往還赤地台江獄門相鼻申候、此段申上候、以上、

九月十三日

土屋采女正

(一の4) 一私領分下総国銚子最寄、去冬中浪士共同道、金子為強

談、所生不相知彦四郎と申者、去月廿九日領分中江立入候趣ニ付、押方之者差出候処、荒野村地内ニ而見當り候付、捕懸候処、所持之檜木棒を以打懸致手向候付、無余儀討果候段、彼地詰家来共より申越候、此段御届申上候、以上、

九月十三日

松平右京亮

(一の5) 一去ル十日、田沼玄蕃頭殿より御達書并御目付戸田五助

添達書共、村継ヲ以私領分下総国飯沼村陣屋詰家来之者江御達有之候ニ付、兼而持場へ差出置人数、同十二日常州鉾田村表ニ差向出張致し候段、彼地家来共より申越候、則別紙添此段御届申上候、以上、

九月十五日

松平右京亮

(一の6)

別紙

一潮来村刃屯集之浮浪追討被 仰付候処、猶又鹿島磯浜

外賊徒屯集之場所追討被 仰付候間、戸田五助より相違候場所へ無遅滞人数差向、速ニ追討候様可仕候、其方人数之義は常州鉾田村表三光院之方へ早々出陣可被致候、且田沼玄蕃頭殿より之別紙尙通相添、此段申達候、以上、

九月八日

戸田五助

松平右京亮殿

二

九月廿二日田沼玄蕃頭様より御使を以福島役所よ

り御達

(二の1)

一常州・野州之賊徒追々討取、此節水戸領那珂湊并介川江屯集ニ付、猶官軍差向敵敷及追討候ニ付、討洩候者共奥州路へ可立入候間、有合之人数ヲ以兼而用意致置、領内は勿論、最寄へ立入候ハ、速ニ人数差向討取候様可仕候、尤別紙之面々江茂相達候間、相互ニ申合応援可仕候、且又領分近辺他家陣屋等有之候ハ、公儀より御達之有無ニ不拘人数差出候様、書面之趣ヲ以及掛合申合討取候様可仕候、

別紙

丹羽左京大夫

松平 大学頭

相馬 大膳亮

松平 周防守

秋田 安房守

板倉 内膳正

大久保 佐渡守

安藤 理三郎

大関 肥後守

内藤 長寿丸

去月廿二日、田沼玄蕃頭様より飛脚ヲ以内膳正在所奥州福島家来之者へ、別紙之通相達御座候付、夫々手配仕置候段、同所家来之者より申越候間、此段各様迄一応申上置候様被申付越候、以上、

板倉内膳正家来

九月

馬 洵 清 助

三

九月廿九日諏訪様へ差出之写

(三のし)

一左京大夫儀、野州辺暴行致居候浮浪輩、水戸様ニ而御追討後援として人数野州宇都宮迄着揃候段、先達而御届申上候処、右浮浪輩水戸御城下へ相迫候ニ付、水戸表へ人数操込候様田沼玄蕃頭様御達ニ付、去月廿二日より同廿四日迄宇都宮宿操出、一ト先笠間城下へ相揃同廿七日惣人数水戸御城下へ操入候処、翌廿八日神勢館之賊徒、公儀御人数水戸様御手勢を以攻撃候ニ付、右館之横手相固候様御達ニ付、同日晝方惣勢進発、中河内渡シを渡り、清水原ニ備配仕、中台ニ宿陣仕、同廿九日大風雨を凌惣勢繰出候処、神勢館之賊徒落之候旨ニ而、五台村江陣替仕罷在候処、太田原辺手薄ニ付人数操込相固候様、御目付高木宮内様御差込ニ而、去ル朔日同所へ相詰敵重警衛致候処、同三日水戸様衆談有之ニ付、一番手頭大谷鳴海一備介川表へ操出、其外物頭小川平助一手、水戸様衆へ差添別口より相詰、扱又久慈川筋固人数差出候処、是又水戸様衆談ニ付、式

番手番頭大谷与兵衛一手久慈浜へ差出、物頭植木次郎
右衛門一手石神村渡シ相固、同青木伊記老手竹河原富
村渡し相固候処、場広ニ而人数不足ニ付、水戸様衆江
其段断候ニ付、同四日水戸様御人数も相詰申候、同五
日、右川筋川合渡り江賊徒共相迫り、水戸書生組と炮
戦江加勢之儀申来候ニ付、物頭梅原新吾一手右救とし
て差出申候、同六日、介川山野辺主水正改心之上出城
ニ付、右表へ操詰候一之手大谷鳴海一備、介川より引
揚久慈湊へ操込、二之手大谷与兵衛一備は下土木内へ
陣替致候、同七日、植木次郎右衛門一手石神村引揚、
川合筋へ為加勢出張仕候処、同所は七日より九日朝迄
双方烈數及炮発候、同九日、賊徒下土木内富村辺へ相
迫、小船を以竹河原之渡越来候ニ付、大谷与兵衛手ニ
而大小砲ヲ以打払、数十人討倒し候得共、右川筋場広
ニ有之、殊ニ賊徒大勢押来候ニ付、頃合を見計人数引
揚申候、然ル処石名坂へ賊徒攻寄候趣ニ付、久慈浜相
固居候大谷鳴海一手引戻し、石名坂へ馳向、坂上へ押
揚候処、賊徒間近来候ニ付、大小砲ヲ以嚴重打払候得

共、猶進ミ寄候者有之候ニ付、長柄奉行丹羽権太左衛
門鑓ニ而賊老人突留、又老人可突留之処、鉄炮ニ而左
之腕手負申候、引統敵數打払、物頭式手賊之横合より
も鉄炮打懸、彼是賊徒数十人討倒し候ニ付、賊勢相ひ
る。候様子ニ相見、尤夜ニ入地利不案内ニも御座候間、
程合見計物分致し、水戸様郷導人案内ニ而太田宿之方
へ人数引揚申候、尤石名坂戦争烈敷趣相聞候ニ付、家
老日野源太左衛門手勢召連、太田宿より操出、小目大
橋迄相詰候処、最早戦争相止候ニ付太田宿へ引揚申候、
味方討死怪我人左之通ニ御座候而、於出張先ニ田沼玄
蕃頭様へ御届申上候処、惣人数太田宿へ引統右場所敵
重相固候様御達ニ付、当時右宿相固罷在候旨、在所表
へ注進申越候由、在所表より申来候、是又追々増人数
別紙之通水戸表へ差出候段、是又申来候、此段御届申
上候、以上、

九月廿九日

丹羽左京大夫内

小沢長右衛門

別紙

使番

討死

佐倉源五右衛門

但於竹原表弓ニ而相働、猶深入仕、鉄炮ニ而被打討死仕候、

戰士

同

小笠原是馬介

但し石名坂ニおゐて鎗ニ而相働、猶深入仕、遂討死申候、

長柄奉行

手負

丹羽權太左衛門

但左腕ニ鉄炮疵請申候、

討死

足輕貳人

同

小者三人

ノ

生捕

元水戸様南郡方勤

石井佐一郎

首貳ツ

名前不知

別紙

演説

一左京大夫人数出張、依之次第於笠間田沼玄蕃頭様へ荒増御届申上候旨申来候得共、右御届振書面は差越不申候間、別紙御届書面之文段等、少々相違之儀も可有之哉難計奉存候、此段申上置候、以上、

一野州表浮浪輩、追々水戸表へ押込、於所々戦争有之、先達而差出置候人数之内少々手負死人も有之趣ニ付、左之通荒増人数水戸表へ差出申候、

物頭貳騎

足輕四拾人

戰士三拾三人

大筒方共

徒士目付三人

捕手足輕五拾人

惣人数百六拾人余

右之通在所表より申来候間、此段御届申上候、以上、

丹羽左京大夫内

九月廿九日

小沢長右衛門

四

九月晦日諏訪因幡守様御役宅へ家来呼御達之写

松平周防守

一常野浮浪輩為追討人数差出候様相達候処、速ニ出張、

賊徒共追々討取、格別苦戦骨折候段、一段之事ニ候、

然ル処其方病氣重躰之趣相聞候旨、家来共出張罷在候
而は不本意之儀ト被

思召候ニ付、追討人数出張被成御免候間、勝手次第呼

戻候様可被致候、

五

九月六日田沼様御出張先へ伺、左之通、

(五の1) 一野州辺浮浪輩追討被仰付、筑波山へ人数差向候所、同

所脱山仕、夫より御目付様御差図ヲ以府中并海老沢村

等へ人数差向、猶水戸御城下へ人数操込候様御差図有

之、去三日同御城下台町へ人数操込宿陣罷在候処、猶

又向山辺へ陣替仕、浮浪徒追討之儀被仰付候間、同所

へ人数操込申候、然ル処浮浪徒屯集場所磯浜ト申内ニ

も、湊屯集之儀は、水府脱藩之者小金原出張已後、宍

戸侯俱ニ被致屯集候趣ニ付而は、野州浪徒とハ相違ひ

たし、宍戸侯ニも御追討相成義ニ御座候哉、此上心得

方ニも相成候間、名義巨細ニ御沙汰被成下候様仕度奉

伺候、此段申上候、以上、

戸田越前守内

九月六日

藤田左京

(五の2)

御書取

覚

一大炊頭義は、水府脱藩之士并浮浪俱ニ屯集官軍へ及敵

对候者ニ付、無斟酌誅伐いたし不苦事、

六

常州風説

戸田七兵衛悴彈正事

村樫易王丸

昌木晴雄

津江半兵衛

今瀬伊織

右水戸御城下引廻シ、三日晒之上、長岡原ニ於て礮ト
申候由、九月十六日

田丸稻之右衛門

右平磯と申所ニ三百人程ニ而屯集之由、

武田伊賀守

右湊館ニ千人余茂屯集

田中愿藏徒

右村林ト申所へ貳百人程屯集

右は風聞書写

(六の2)
一九月廿五日、水府弘道館へ田沼様御始メ中根ト申所へ

御操込、御目付歩兵組追々出張、壬生様御人数

鳥居 丹波守様 九月十八日昼後、平磯原ニ而官軍并水戸勢と

田丸稻之右衛門大将ニ而炮戦、此時ニ脇より壬生勢操

出し、壬生勢敗し、乗馬老足・小荷駄老足・別当老人・

人足老人被奪取即死之由、同日歩兵差図役星野庄之助

と申仁、歩兵八人召連閑道見廻り候処、天狗方竹内百

太郎外老人出会、双方戦ひニ相成、星野組伏られ候処

へ、歩兵老人駈参り、竹内百太郎脇腹へ劍付鉄炮ニ而
突、下より星野起返し、竹内之首取、御目付へ差出候

由、

伊藤益荒

伊藤 斉

右之者追詰候処、自殺致候付、奉対

公刃不容易及所業候浮浪頭立候者ニ付、如此被行候者

也、

一 去月八日、討取首級十二之内

周藤誠十郎

柴田健之允

柳田鉄五郎

大原文吉

松崎松太郎

右は北条町東ニ当り小田村ト申所ニ有之、此間去ル十

三日より十五日迄晒有之由、

七

九月廿九日諏訪様へ差出之写

(七の1)
 一先達而御届申上候浮浪輩為追討出張罷在候丹波守人数、常州笠間へ着陣後、田沼玄蕃頭様御差図ヲ以水戸御城下へ操入、夫より菅谷村へ出張、猶場所替太田三昧堂へ宿陣罷在候処、尚又平磯ニ責入候様御差図ニ付、去十七日太田出立、翌十八日夕八時過東中根村へ着陣之処、炮声頻ニ相聞候ニ付、承候得は、辺田野村ニ而北条新太郎様御手ニ而炮戦、水戸様御人数も出張有之趣ニ付、右村西原ト申所へ操出し及炮戦候処、日暮ニ相成候ニ付、勝敗不相知物分レニ引取、中根村ニ宿陣仕候、同十九日暮六時過頃陣所東之方山中より不時ニ炮声相聞候付、歩兵方并水戸様御人数共一同平磯ニ押寄、丹波守人数正面ニ向、朝五ツ時頃より炮戦、賊徒之台場雲雀塚・御鷹場式ヶ所乗取、夕八ツ時過頃迄必死ト及炮戦、陣屋をも乗取、別紙之通討取分捕いたし候、其余敵方多分之死傷出来候様子ニ而、悉く散乱湊江落行申候、当方も死傷之者御座候上、惣勢戦勞れ候間引

揚申候段、不取敢出張家来之者より申越候付、先此段

御届可申上旨、在所表より申付越候、以上、

鳥居丹波守家来

九月廿九日

清水丈助

(七の2)

別紙

一士首 壹ツ 家来上条軍多討取、

一雜兵 貳人 討取候者不相分、

一旗 三流 ○幕 片々 ○陣太鼓 一

一螺貝 一 ○大炮 壹挺 ○雜物 品々

右之通御座候、以上、

八

野州出張先より文通之写

(八の1)
 一前略ス、然は昨十九日卯ノ下刻宮崎村御目付始一同出立、松川陣屋ニ而中食、夫より夏海村へ巳ノ下刻頃着仕候処、磯浜辺へ浮浪徒屯集之趣ニ付、午之上刻頃着り御目付始三兵并松平周防守・本多修理人数共即刻大貫村へ出陣、双方ニ而大小炮打合ニ及候処、浮浪中々

堅固ニ而容易ニ落城之見振無之、至而六ヶ敷事ニ御座候、就而は味方ニ而は小筒組兩人程深手、松平周防守用人一人薄手負、当所道案内屯人死、外此方ニ而手負等無之、追々夜ニ入候間、一ト先引揚、夏海村へ宿陣仕候、小子儀は右炮戦而已ニ而はケ抄々敷事ニハ参り兼可申ト愚考仕候、猶炮戦之模様可申上候得共、先荒増申上候、略ス、

九月廿日

渡辺力之助

(八の2)
一前略、然は一昨十八日常州水戸領之内ニ而夏海村江着致し候処、敵方十七八ヶ所程、先磯浜村ト申高台へ陣取居、大炮和流炮九拾挺程据付、挽臼并古疊・土俵等ヲ以土手様ニ仕付、同所北之方ニ高台場有之、此所ニ而も大炮四五挺据付有之、昨十九日三兵隊并松平周防守人数・本多修理人数ヲも都合千七八百人程、早朝より右夏海村へ押出し、右磯浜下巾百五拾間程之川有之、此川手前大貫と申町家へ周防守人数陣取、三兵隊・御目付衆ハ町家脇ニ少々之山有之、是へ陣取、夫より大

ニ戦争有之候処、賊徒は右磯浜、夫より先祝ひ町并湊寺ト申所、此三ヶ村ニ凡千人程も屯集罷在候得共、磯浜へは人数八九拾人有之、大炮打候而は土手陰并穴掘候所へ隠れ入、味方ハ大勢敵之的ニ相成候様之次第ニ而、戦ひ抄々敷参り不申、如何ニも残念之次第、敵方之玉は十町位之処ブン〜と飛来り、当方之玉は漸々五六町ならでハき〜不申、尤味方ニ公辺之大炮ハ五挺、周防守・本多修理之大炮共合て拾挺之外無之ニ付、昨日之炮戦ニも敵方之玉は雨之降如く飛来、味方ハ大勢ニは候得共、危き場合度々有之候、御持小筒組式人討死、松平周防守用人股を打拔れ、召連候案内人足式人打たれ候由御座候、実々遠町之き〜候大炮欵、又ハ焼玉様之大炮今十四五挺も無之候而は、何迎も果し付不申、味方追々苦れ候事にて、残念之至ニ御座候、右之段申上度如此御座候、以上、

九月廿日

小野道太郎

(八の3)
一前略、然は兼申上置候浮浪之儀茂、筑波山は疾ニ脱走

所々江潜伏之者共、当月七日八日頃より追々追討被致、所々江散乱ニ及び候所、諸向之人数又は諸家、其外百性勢ニ而過半打留、其余は多分水府天狗組ニ相加り、当湊磯浜辺一円ニ屯集いたし居、商家・農家等江押入米金強奪致、土人追々散乱いたし、当節ニ至り候而は乞食ニ茂差支候趣ニ而、日々降参之者も有之候由、且又日々之争戦、格別之義茂無之候得共、追々兵糧にも乏しく、田野のものを加り、亦是潜ニ近村農家ニ至り強奪不少、乍併賊気今ニ不省益々防禦之手段いたし居、是迄大戦血討ニ及び候事は無之候得共、官軍ニおゐてハ屯人も怪我無之、賊方ニ而は日々之首級且怪我人も有之由、此程より諸家人数三兵隊等三方四方へ押寄、一時ニ攻撃之積ニ而責寄候得共、未鎮静之模様相分り不申候、併水府之混雑は積年之事ニ茂候得は、一国中は鎮撫覚束なき義ト推察仕候、松平大炊頭は右賊徒ニ随ひ、且又山野辺主水正は介川陣屋江浮浪共多人数逃入候処、右家来過半天狗組ニ而、主水正義は丹羽左京大夫之陣中へ這入命乞いたし、当節は水府諸生方江居

候由、同人悴ハ当年五六才ニも相成候由、是ハ疾ニ家来何某へ被奪取、主水正義は天狗組ニ候得共、家名丈茂相残し度趣申出、諸生方預り置候由、右様之義は多分有之、数多之家来真之諸生と申者は纔四五百人、其余半気半心ニ而景気見すまし、何れへ荷胆思案之由ニ候得共、彼地之戦争素より十分之気乗りは何れも同様之事故、纔ニ因循ニ流れ候事と推察仕候、左すれハ此一挙ニて賊徒不残粉碎ニ不致候得は、逆も一家鎮撫無覚束と申事ニ御座候、右大略得御意度、如此御座候、以上、

九月十九日

堀江音一郎

塩津彦四郎様

中川鉄助様

(ハの4)

別紙

当月十三日水戸ニおゐて磔ニ相成候者

昌木晴雄

五十位

江口半兵衛

六十位

村樫兼藏

四十位

梅沢鉄四郎

同断獄門

立原朴次郎

川俣茂七郎

某外召捕られ候者有之候由風聞に御座候得共、実説相
知れ不申、伊藤益荒・同齊杯茂笠間人数追討切腹いた
し候、某外明石之浪士土浦人数ニ而、千葉左衛門等召
捕候輩之者は未相知申候、

(八の五)
一昨廿二日、常州夏海村より辰之中刻出陣仕、午之刻頃

磯浜村水戸殿陣屋へ賊徒屯集いたし居候者有之候付、
堀田相模守・松平周防守人数を以大炮打入放火致し、
且大炮方并本多修理人数ニ而向町山手より一時ニ大炮
打込、諸手江火之手廻り候所、歩兵組裏手より乗入、
惣軍責入放火いたし候処、折能く南風ニ而敵地へ吹付、
十八九町其外右陣屋迄焼失仕、賊徒防戦不相叶多人数
逃去候、今卯ノ刻追々鎮火いたし、且討取生捕等有之、

此方人数之内周防守足輕手負、此外討死手負等無御座
候、分捕之分大炮数挺、其外品々御座候得共、追而取
調之上可申上候、此段御届申上候、以上、

九月廿二日

戸田五助

九

九月十二日根岸肥前守殿へ差出ス、同十五日御附札
(九の1)
一他領村方之者、無余儀浮浪之徒ニ被引入居領分内へ逃
延参り候者、別段悪事無之候共、此節柄領分取締役方
ニ而差押候節は、一ト通り相尋、別段怪敷儀茂無之候
は、他領人別之者は其村役人へ引渡遣候而可然哉、若
無宿ニ而同様逃参り、全く一端浮浪共ニ相加り候計ニ
而、外ニ悪事不相聞候上は、右之者村払申付候而も不
苦候哉、此段奉伺候、以上、

山口長次郎家来

九月十二日

鈴村伊織

(九の2)
御付札

書面有宿無宿ニ不拘、浮浪之徒ニ加り候段申立候

ハ、外ニ惡事不相聞候而も、此程被仰出候通死
罪可被申付候、(無説カ)尤余儀被引入候段無相違分ハ始末
巨細ニ相糺、口書相添問合可然候、

一〇

十月廿日日附下総佐倉堀田相模守様御人数之内大炮
方齋藤弥一左衛門より之来状写

(一〇の1)
前略、然は先便申上候水府浮浪攻ニ而、鹿島表より尚
又水戸・大貫・磯之浜之新館ニ賊徒楯籠居候ニ付、追
討いたし候様御達ニ相成、去月十九日鹿島発足、廿日
昼頃子生コナシと申所へ佐倉之御人数着いたし、夫より夏海
と申処ニ御目付様御本陣ニ付夫々へ御達ニ相成候処、
直ニ大貫へ攻懸り候様御談有之候付、同所へ罷越候処、
ハツ半位ニ罷成候、右大貫と申ハ大凡長サ十町計有之
町屋ニ而、先横ニ磯之浜と申町家有之、人家二千軒計
も有之由、大貫之末磯之浜之堺ニ新館ト名ケ堅固ニ構、
大貫之町之末ニ土手ヲ築き、大炮六斤位之筒双方ニ備、
都合ニ而館ニ有之候共六門有之由、其外十二拇位之破
烈打候筒も有之候、右之場所へ押寄、私組大筒方ニ而

敵間六丁程之所へ進出炮戦いたし候、敵よりも弾丸兩
の如く来り候得共、高運ニ而弾ニ不中、陣羽織等打貫
レ候者等ハ御座候、私共打掛候中へ何程弾来候哉、股
ヲくゞり肩をかすり杯いたし候彈何程も御座候、此方
よりホード忽炮、此度新規出来之筒ニ而、破烈二十発
打掛候処、敵三拾七人程打殺し候由、翌日相分り申候、
尤賊之大将林五郎三郎と申者茂破烈ニ中り、此日打死
いたし候、又翌日も同様炮戦いたし候、三日目廿二日
は朝より惣手惣掛り之旨、御目付様より御談有之、尤
御屋敷御人数先陣いたし候様被申聞、周防守様人数は
後援として、公儀御人数大炮方・歩兵等ハ山之手より
攻撃候旨御達ニ付、御屋しき御人数ニ而大貫市中通り、
同所海岸通りより大炮打掛候処、追風ニ而焼棄込たる
破烈弾打掛候処、町屋へ火燃付、俄ニ火炎相成候而、
新館磯ニ有之候賊徒、大炮は随分烈敷打出候得共、追々
烈火ニ相成難保、尤此方より破烈弾敵敷打込候故、賊
徒惣敗軍ニ相成、大貫・磯之浜要害ハ無難攻落し申候
而、其夜は海岸ニ方陣之備ヲ敷、敵重ニ野陣を相張申

候、公儀方之御人数ハ夏海迄退陣被致候、右様乗取候茂全く御家之御人数計之働ニ有之候旨、御目付様杯殊之外御悦ニ御座候、右之節大砲座館ニ三ツ、海岸台場形チ之所ニ砲門、都合四門分捕いたし候、皆六斤位之筒ニ御座候、夫より翌日祝町江仕掛、川ヲ隔賊は漢と申所ニ籠り居、昼夜対陣いたし候事ニ御座候、漢は余程場所も広く、殊ニ要害之地ニ御座候、未人数千人余も有之由、此所ニハ廿四斤・八拾斤杯之大砲も有之候、去ル朔日ニも致砲戦候、又五日ニも砲戦、賊よりも打手有之と相見得、中々敵數味方之中へ打込申候、破烈弾も數々参り、あやうき事度々有之候得共、仕合ニ弾ニ当り不申候、人足杯下賤之者ニは怪我落命も有之候、如此砲戦は、薩州・長州、異人ト戦候外有之間敷杯申唱へ候、私共も対陣最早五拾日ニ相成、何分夜も見張等ニ而寝事相成兼、身骸甚勞れ候間、交代ニ相成、此十五日ニ無滞帰宅仕候、先々私組一同無難ニ而引取安心仕候、御安心可被下候、此度之様ニ夜茂不寝、昼ハ砲戦、陣笠一蓋ニ而野陣いたし夜ヲ明し候得は、

誰茂風を引候者も無之、本氣ニ相成候得は人間も丈夫成ものト自分ニ而感心いたし候事ニ御座候、右之段御叔母様……江茂御嘶可被下候、実ニ此度之軍は大筒方大骨折ニ而御勝利ニ罷成候事ニ御座候、珍三郎も私手ニ附参り候処、是茂甚あやうき事ニ而、陣羽織打貫レ袴之腰板ニ玉中り申候、身骸恙なく、尤陣羽織之穴ヲ見候得は百目位之玉ニ御座候、森力藏は足之こぶを打レ、未タ療治中ニ而歩行相成不申候、右之外怪我討死等御先手組ニ御座候、人足杯ニも御座候得共、格別之事ニ無御座、追々委數可申上候、只今取込乱筆ニ而申上候、御免可被下候、略ス、

十月廿日認

斎藤弥一左衛門

兼松致平様

(1002)

堀田相模守様御人数、佐原江兼而出張、夫より潮来村江操上罷在候処、九月十九日早朝御人数鹿島出立、常州湊道子生村江着之旨、戸田五助様へ御使番水上三藏罷越申達候処、明朝上鎌村へ出張いたし候様御同人様

より御達有之、廿日上鎌村へ出張いたし候処、猶又使番被差遣候処、戸田様御達ニは、明日は周防守人数ニ而為相掛候間、休息為致、其方人数ニ而今日大貫村へ相掛り候様御達有之、右ニ付同所へ出張、八ツ半時頃也、同所松山ニ敵陣取居、敵間六七町程より大炮打合始り、味方斎藤弥一左衛門始大炮方一同段々進ミ、敵よりも大炮烈敷打出シ候得共、敵之玉多く味方之後江越し、尚又段々進ミ破烈玉打出し候処、思ふ図ニ当り、敵將林五郎三郎始死人十五六人、其外怪我人等余程有之由、五郎三郎きんを被討即死之由也、是は実説、あたりの人数破烈之玉ニ恐れ、皆々ろうばひ致し、松山ニ這上り敗走之形勢、きひよき事の由、味方は高運ニ而討死者人も無之、御先手組者人玉ニかすり疵ヲ請候計也、夕刻上鎌村江御人数一同引取、

廿一日、今日も尚又打掛候処、戸田様より御達有之、此日も余程敵方混雜之由、

今夜八ツ半時過頃、野陣江敵より夜討被懸、松平周防守様御人数之内討死四拾人程、其外怪我人余程有之よ

し、御屋敷野陣之御人数藤平源大夫・入江彦左衛門、大筒役木村斧右衛門、藤平組ニ而重田亥之助者人討死、小頭沢丈助少々手負、

廿二日、今日は朝より惣攻、先陣御屋敷御人数・周防守様御人数も同様、御目付戸田様より御達有之、昨日佐倉より当所へ着之大炮十五拇・十二拇・ホード四門、都合六挺也、就中十五拇之業ニ而敵大ニ敗走いたし、統而焼玉を打出し、大貫村并磯之浜江火移り、忽ち盛ニ火ニ成り、其節磯浜海岸松山之上江館有之、其所備置候大炮式挺敗走之節捨置、此大炮和筒ニ而葵之御紋付之由、此館より十五六丁程先ニ今屯ッ館有之、是も磯浜海岸松山之上也、式ヶ所之館追々焼失之由、

一 御用番伯耆守宅へ家来呼達

小出伊勢守江

松平大炊

一 水戸殿御領分動揺致し候ニ付、為鎮静水戸殿名代として松平大炊差遣候処、大炊儀、

公儀御人数へ対し不屈之及所業候ニ付、官位被召放御咎被仰付候付、大炊妻儀伊勢守方へ引取置候様可致候、尤御目付江可被談候、

一一

九月廿一日御用番因幡守様江差出之

(一一の1)

一於京都稻葉美濃守様江御家来之者御呼出之上、長防御追討之儀ニ付御書付ヲ以御達有之候ニ付、国許より申越候処、別紙之通夫々御請仕候、右之趣申上置候様国許より申越候、以上、

松平美濃守家来

九月廿一日

守田守

(一一の2)
別紙

一長州藩士等、頃日出願有之趣ニは候得共、多人数兵器ヲ携所々屯集、甚不穩候ニ付、早々引払、福原越後は小人数ニ而伏見ニ罷在、出願之儀は穩經其筋重而之御沙汰相待候様、

朝廷より御趣意ヲ以御教諭有之候得共、悔語不致鎮靜相唱候国司信濃・増田右衛門介引統罷登、都而人数追々相増、再三願書差出、恐多も叡慮ニ無之様申上、兵威ヲ仮り遮而歎願罷在候長藩之者征伐之儀、從

天朝被仰出候、就而は、長防二国之動揺も難計候間、押之儀吃度相心得、以後罷登候者は勿論、於国許も如何之所為有之候は、速ニ人数差向誅伐可致候、時機見計主人々々出張口々より可攻入旨、書付ヲ以御達之趣謹而奉畏候、此段御請申上候、以上、

八月三日

松平美濃守

(一一の3)
一松平大膳大夫儀、兼而禁入京候処、倍臣福原越後ヲ以、

名は歎願ニ詫^(託)して其実は強訴、国司信濃・益田右衛門介等追々差出候処、御寛大御仁恕ヲ以雖御扱、更ニ無悔悟意、言ヲ左右ニ寄せ、不容易意趣を含ミ、既ニ自分兵端ヲ開、对禁闕発炮候条、其罪不輕、加之父子黒印之軍令条授国司信濃由、全軍謀顯然ニ而、旁防長

ニ押寄速ニ追討可致候、右之通從

御所被 仰出候ニ付、御追討有之候而、軍勢速ニ国許へ相揃置、御差図相待可申候、尤從彼妄動致候は不待御差図口々より攻入誅滅候様可被致候、寄手之攻口并攻掛候日限は御決議次第御達可被成候、御書付ヲ以御達之趣謹而奉畏候、此段御請申上候、以上、

八月三日

在所日付

松平美濃守

一三

九月廿六日

大目付 御目付江

一此度 御進発之節、万石以上・以下召連候人数之儀、先般相達置候付、御役高二不拘銘々分限を以旗・馬印等為持候心得ニは可有之候得共、今般之儀は、左之通可被相心得候、

一御側衆・講武所奉行・三番頭、旗・馬印共為持可申候事、

一持高五千石以上之面々并陸軍奉行并御旗奉行・御持小

簡組之頭并御鑓奉行・新番頭・御持之頭・大炮組之頭并御先手、右役々之儀は馬印為持可申候、其外は組々召連候向目印は都而四半小旗相用可申事、右之趣、御供之面々江不洩様可被達候事、

一四

九月廿六日御用番諏訪様へ差出之

一先月晦日夜、長州領^(境)之浦台場口・彦島等兩所、篝火相焚、此方江致対陣体ニ御座候、尤其後不相見得候得共、從彼妄動致候は不奉待御差図可撃入旨、最前於京都御達并於当地御触達之趣御座候付、此上は挙動ニ寄直ニ撃入候儀も可有御座、遠路之義ニ付、此段兼而申上置候様左京大夫申越候、以上、

小笠原左京大夫内

九月廿六日

宇佐美 新

一五

子九月御用番諏訪様へ家来呼達之覚

松平主殿頭

毛利大膳父子始追討援兵被仰付候ニ付、段々申立候趣

尤之筋ニ相聞候得共、攻口之儀は夫々江被仰付候事ニ付、割替之儀は難相整候、乍去海路萩城江攻掛候ニ付而は、外海之儀ニ付、別段之訳ヲ以御軍艦弍艘乗組水主共拜借被仰付候間、格別勉勵可被抽忠勤候、尤御軍艦奉行可被談候、

一六

立花飛驒守様より御内意伺

(一六の1)

今般長州追討被 仰出候ニ付、飛驒守儀討手被 仰付、

攻口之儀本城萩表江攻入、夫より山口江押寄候様被

仰付候段、武門之冥加難有仕合奉存候、就而は国力限

り相応候心底之外他事無御座、然ル処萩表之儀は外海

にて、殊ニ北海之儀ニも有之、冬分ニ至り候而は渡海

通路茂相止候程之場所ニ御座候由、然ル時は進退自在

堅固之軍艦數艘無御座候而は、中々仕寄せ相付可申場

所無之義顯然ニ而、右手当向兼而疲弊之国力ニ而可相

整義無之、何共心痛当惑仕候ニ付、此節天機上為仕候

間、於同所稻葉美濃守様江御場所替之儀不得止事、歎

願書差出置候内、在所飛驒守よりも右之次第奉歎願候

様申付越候ニ付、直様右歎願書於御当地急速此段奉願候様申越候、右は奉從

御命令忠憤相尽候心底之処、攻口御操替等奉願候儀不

本意至極、是非共速ニ御請申上、国力之限り尽忠勤度

奉存候得共、別紙申上候通、萩表之儀は長海北詰ニ而

漫々大海ニ御座候得は、蒸氣船軍艦等之手当十分相整

不申候間、攻寄上陸之手立相付不申候、然ル時ハ何と

も残念至極奉存候得共、国力相尽候見留相立不申、御

請申上候而却而不忠之筋ニも相当り候儀ニ付、不得止

事奉願上候段深御憐察被成下、赤間ヶ関辺より攻掛候

様御操替被成下度奉願候、且又遠路之儀、追々往返日

間相掛候儀ニ御座候間、何卒急速御沙汰被成下候様仕

度、此段幾重ニも奉歎願候様申付越候、以上、

立花飛驒守内

九月廿一日

高島義作

(一六の2)

十月三日御達

立花飛驒守へ

毛利大膳父子始追討被仰付、海路萩へ攻掛候ニ付、別段之訊ヲ以御軍艦壹艘并乘組水夫共拜借被仰付候処、此度攻口之割替被仰付候ニ付而は、右御軍艦は拜借不被仰付候間、可被得其意候、

(一六の3)

同日御達

立花飛驒守へ

一毛利大膳父子始追討被仰付候ニ付、当分之内摂州天保山御警衛御免被成候、且又追討之儀、海路萩江攻懸候様相達置候処、海路下ノ関より府中清末、夫より山口へ攻寄候様被仰出候間、可被得其意候、細川越中守・小笠原左京大夫・小笠原近江守・小笠原幸松丸一番手、松平美濃守・松平肥前守・小笠原佐渡守二ノ手援兵被仰付置候間、其方同様相心得、追討之面々申合、速ニ誅戮可被致候、

一七

九月廿七日諏訪様へ差出之

(一七の1)
一主計頭領分備後国鞆津揚屋へ致止宿居候者御座候処、

怪敷体ニ相見候付、召捕相糺候処、別紙之通申立候付、大坂町奉行様へ此段御届申上候段、在所表より申越候、以上、

九月廿七日

青山与一郎

阿部主計頭家来

(一七の2)

別紙

覚

高橋九郎次男

馬廻り

百石は着
防州三田尻

高橋武熊
当子十九才

岸本國太三男

学校生徒

右同

岸本敬藏

当子二十才

右兩人共本国脱走、七月十八日京師騷擾之節は未国許ニ罷在、此度大和国江用事有之罷越候ニ而、七月廿四日国許境知音之方ニ逗留、夫より芸州領へ三日逗留、八月廿一日鞆津へ参り候由、風体を替候儀ハ、帯刀ニ

而は迎茂大和国迄罷越候儀難相成候付、無抛姿を商人ニ替候儀ニ而、形勢探索仕等ニ参り候儀は毛頭無之旨申立候、以上、

阿部主計頭家来

九月廿七日

青山与一郎

一八

十月二日御用番伯耆守様江被差出之

(一八の1)

一八月十四日箱館奉行所より同所詰家来之者呼出、別紙之通申達御座候由申越候、然処領分中浮浪之徒致通行候儀相聞不申候得共、若此後入込候ハ、兼而御触達之通取計方、重臣共へ敲重手当申付置候、御聞置可被下候、以上、

九月十九日

在所日付

南部美濃守

(一八の2)

別紙

一浮浪之徒、其領分を多人数相越、松前并箱館辺江相廻候旨申唱居候由、弥右之通候ハ、其領分ニ而渡海差留、

其次第柄早速可被相届候、尤当地為警衛当分蒸氣神速丸并箱館丸御船、弁天岬御台場辺ニ差出置候付、一番手之内宮館丸江乗組勤番致し、神速丸御船乗組之者江打合、警衛可被心得候、

九月

一九

立花出雲守申渡

戸田鉾三郎

一来ル十五日、尾張前大納言殿大坂江出立被致候ニ付、其方儀来ル十四日当地出立、芸州広島江罷越、毛利大膳父子始、御進発之御主意可被申渡候事、

右之通、於京都相達候間、可被得其意候、

十月十六日

右之通、風聞等承合申候間、常州戰爭絵図相添、

此段申上候、以上、

子十月廿九日

◇第八一号 (子十月カ) 報告 (『玉里島津家史料三』
一一四五ノ四)

〔表紙〕

肥後七左エ門差出ス

日本貿易新聞 第七十六号

西曆一千八百六十四年第十月十九日即我

元治元年甲子九月十九日

十月二日成

一 日本貿易新聞第七十六号

千八百六十四年十月十九日

我元治元年甲子九月十九日

神奈川開版

前号新聞紙を出せる後、下の関戦争の為に、絹を横浜に輸来れる事自由となるへしと希望せしが、今漸く其望を得て、三ヶ月の間江戸の間屋に積重ね在りし黴氣を生したる絹を急に当港に送來れり、○其形勢は恰も虫類の冬籠りより出たるか如く、今迄寂寥たる地、急に繁昌とな

れり、○輸入の品物皆売捌け、猶絹を望む事甚多し、

一ドルラルの替せ直段五シルリンク四ペンスとなり、百ドルラルにて二百十方銀となれり、○此ドルラル相場にて推計れば、横浜貿易の再興したる証明白なる可し、

当今の形勢を以て考ふれば、外国人と日本との交際既に一の大危急を遁れたりと言ふ可し、若し下の関の戦争にて十分なる勝を得る事無き欵、或ハ各国全権其自国に係りたる些少の益を忘れ、互に善く相談し諸事を取行ふ事あらざれば、鎖港党の者ハ日本より外国人を追攘ふの手段成就すべしと言ひ、大に之を悦ぶべし、○此の如きに至る事あらば、終にハ欧羅巴諸国及米利堅より大兵を挙げ來り、日本國中へ攻入り、遂に大戦争に及ふへし、嗚呼危きにあらすや、

今度の諸事に付き、各国全権たる者、最賞譽すべきは、皆其心を合せ、日本国政府の意を伺ひ、些少の利益を打捨て共に力を尽したる事なり、此れに依て、日本も各国政府も後來に至る迄、大戦争を為すの患を免かれたり、吾等は日本との交際速に親睦とならんと考へず、素より

日本人と外国人とは、其性質風俗全く異なるを以て、互ニ其角を落し、十分円滑なる交際に至らんとするには、数年を徑て初めて成就すへき事なり、然れども日本人は余義なき時勢に随ひ、今は外国船数百艘其海岸を乗廻る程の勢なれば、之に抗抵し二百年前以来の如く、外国人の日本に入り来るを防ぐ能はざるを會得す可し、

大君政府は鎖港党の意に随へば、大危難起るへき事を知り、外国人との貿易を此迄数月の間妨たるに、今は之を止めたり、又外国人長州を伐ちたるに抛り、大に大君に力を倍したれば、大君の方にては、此機に乘し善き取計を行ふ可し、但し今御老中 家康公の法に従ひ、長門の国を取上んとする説は、外国船の砲声周防灘に響きたるに起れるなり、

日本政府の權威を握れる者の内に、外国人との条約を丁寧に守れば、日本の為に大益となり、且一國暴威を振ひ法外なる事を言出す事ありとも、他國にて日本を助け、其暴を取静むへきを知る人あらん事を望む、○然れども日本にて疎暴なる所置を取行ふ時ハ、戦争忽ち始り、終

に歐羅巴諸国日本を数部に分ち、各其領地と為さんとするの恐は、日本人の善く知れる所なれば、以前の如く鎖港を為さんとする心を全く改むるを好しとす、若し又日本人猶鎖港せんとするの意ありとも、恰も蛛網に懸りたる蠅の如く、終には自ら死を索むるの外他なかるへし、英国蒸氣船カヂス名号到着し、第八月二十日の歐羅巴新聞及第七月廿七日の紐育新聞を送來れり、

第九月三十日の神奈川市場風説を刊行し出せる後、記載すべきハ、諸國軍艦下の関の砲台を攻め、全勝を得たる後、中国海より当港へ帰り來たり、○其後、諸國全權軍艦を率ひて江戸に至り、御老中に面會し、種々の談判を為し、平穩に事収まりて、横浜へ帰り來れり、○今は貿易に障碍たる事を除き、以前の如く極て自由となるを得たり、○江戸にて諸國全權と御老中との會議の時、如何なる事を決定したるや、未だ明白に知る事なしと雖も、外国条約を三ヶ月内に 御門及び今迄違背したる大名に承知せしめ、其画押を受けんと決したる事なるべし、又長州侯は二百萬ドルの償金を払ひ、大君政府ハ

百万ドルの償金を払ひ、其内荷蘭はメヂュサ名号船に打掛られたる償として十三万ドルを得べし、○諸国全權輩は種々の危難を治め、此の如く安泰なる形勢となるに至らしめたるは、実に賞美す可き事たり、又幸に貿易の再繁昌となりたるは、商人の為には大に賀す可き事と称す可し、

諸国軍艦江戸の港に入りたるを以て、日本政府大に恐怖の心を生し、外国より言出せる事件を一々承知し、速に貿易の障碍を除きたり、○日本政府は此度速に外国より言出せる望に應じたりしか、其故は外国人を安心ならしめ、且直に其軍艦を引取らしめんとするなる可し、○若し日本政府の意の如く、外国にて其軍艦を日本海より引払ふ事あらば、以前の如く貿易に障碍を起し、再び忒心を懐くに至る事必定なり、○日本商人並に横浜に在住せる者の説にハ、日本政府にて此度急に貿易の障碍を除きたるは、外国軍艦の勢を畏れたるより起れる事にして、若し今軍艦を横浜より引払ふ事あらば、日本政府にて其畏るゝ所なきを以て、忽ち以前の如く貿易を止むべし、

故に諸国全權は余り急速に其軍艦を日本より退かしむべからず、

長州侯松平大膳大夫は、下の関の港を外国貿易に開かんとするを望み、其全權たる者、英国船パロッサに乗りて当月十日我九月十日に下の関より当港へ来着し、種々の評議を為したりしが、其主意たる所は、必ず外国全權より大君政府へ示す事ある可し、

長州侯全權家老は、当月十五日英船タルタルに乗組みて下の関へ向ひ出立したり、但し已に外国全權との談判整ひたるを以てなる可し、○右家老、当港に逗留せる間、一度も日本役人に面会したる事なし、

大君は外国全權と談判したる趣を 御門に言上し、其命を受けんか為に京都へ発駕せんとするの評判あり、十二日早朝、江戸の荷蘭全權旅館にて、一人の役人酒に酩酊し、刀を抜きて走り廻り、日本の番兵六人を傷け、終に其仲ヶ間の者に切倒されたり、但し此騒擾は番所の喧嘩より起れる事にして、決して大事件と称するに足らず、

日本政府より再び節を歐羅巴へ送らんとするの評判あれども、以前の使節日本へ返れる時、大に恥辱を蒙り、且其節仏朗西にて取結ひたる条約を大君政府にて承知せざる事を知りたるを以て、此度の使節は必定歐羅巴諸國にて懇に待遇する事なかるべし、別して此度の使節、日本に在らせる諸國全權より大君政府へ奉る証書を持参する事あらざれば、歐羅巴に於ての響応極めて粗末なるべし、

天氣は三週前より風多く、且極めて湿氣なり、○日本海にて數度大風吹きたるが故に、当港中に碇泊せる船は皆其途中にて多少の損傷を受けたり、○三四日前より天氣漸く快晴し、大に冷氣となりたれども、其前久しく雨の降続きたるを以て、木棉の為に大害を生ず可し、大君政府より二十一箇の大名に命を下し、七万余の軍勢を以て長州を罰とするの備を為すと雖も、未だ急に征伐に取掛るの徴なし、○此二十一箇の大名の内にも長州を援けんとする者あり、又其他の大名も長州は二年前より十分に防禦の備を設けたりば、容易に之レを伐つ能はざ

る知り、大に脚躓するの意を起せり、○吾等思ふに、大君の為には速に長州を征伐し、貿易を盛にするを善とす、然とも日本の平和なるを好しとするを以て、其臣下たる役人は務めて戦争を始る事を避け、総て因循して一日安きを偷むる可し、

大君政府は外国人の新港を開くを望む心を静めんか為に對馬島を開かんとするの評判あり、○大君政府は此島を諸國貿易に開かば、却て奪取らるゝの危難なしと考へたれば、日本商人自由に此島へ住を建るを許す可し、

外国新聞

蒸氣船ネバウル名号来着したるに依て、第八月廿六日迄の歐羅巴新聞を得たれとも、英吉利本国にては別に大事件と称すべき事なし、

米利堅戦争は猶歇む事なし、○此度林礮氏の大統領たる任満たるを以て、ゼネラールマッケルランを大統領と爲し、戦争速に歇ミ、以前の如く泰平となるを希望す、○華盛頓よりの告知にてセワルド氏よりアダムス氏へ書翰を贈り、英吉利甲必丹セムネスを米利堅船甲必丹ウイス

トンに降参したる者なれば、英国政府より此者を速に米利堅政府へ引渡す可き趣を言送れり、

日耳曼にてホルステインを何レの国の所領となす可きやと言ふ議論起れり、普士国は海軍を盛に為し、キイルの港を開かんか為に、ホルステインを其属地とせん事を望めり、○愛爾蘭の都伯林にダニール・ヲコンネルの像を建んとする節、同国ベルハストにて騒乱起り、一夜に五百余の人家を焼払ひたるを以て、取締の役人余義なく一揆の者へ銃を打掛け、数多の死傷を生したり、波蘭にて近頃独立政府を建んとしたる者数輩を死刑に行ひたる後、其騒乱治まりたると云ふ可し、余等又左の新聞を得たり、

第九月三日リフルプール、○第八月十三日紐育より、○北部ゼネラルセルマンはハルプスヘルリーと云へる地迄兵を率ひて退きたり、カタスガの近傍にて決戦ありて北部ゼネラルステドマン創傷を蒙りたり、十八日、米利堅より、○南部ゼネラルヒュウレガルドは二万人の軍勢を率ひ、アトランタと云へる地に到着セ

り、○北部ゼネラルセルマンはメーソン道を攻取らんとし、此が為に五百人の兵士を失ひたり、○北部ゼネラルガラントは数度の戦闘にて南部の兵をリチモンドより六里の所まで追返せしが、南部の兵は再び進来らんとするの形勢也、南部の蒸気軍艦チュルラハッセは、已に五十余艘の船を奪ひ取りたり、

其外他人より左の新聞を言送れり、

南部ネネラル(セカ)フドはヒュウレガルドより数多の援兵を得、北部ゼネラルセルマンと戦ひ、其兵を敗れり、

○北部ゼネラルガラントはリチモンドより六里の所迄進ミたれども、大なる損失を蒙りて逐返されたり、

(第八月廿六日の本国新聞より)

抄出す)

オルデンビュルク侯はホルステイン等の地を其附屬と為さん事を望ミ、普魯士も奧地利も之レを許セりの説あり、サキソニー国は普・奧二大国かホルステインに係はりたる取計方を論したれども、其力足らざるを知り、其議論を歇めたり、米利堅北部水師提督ハルラクユットは、軍

船を率ひてモビール港へ攻入り、敵兵の内に内通する者あるに由り、一の城塞を奪取りたり、

北部ゼネラルガラントは、華盛頓城及ホトマツク河浜を廻り、占士河近傍へ返れり、

南部セネラルストーンマンド、北部兵の為に生虜とされたるの評判あり、又南部の兵アトランタにて敗軍したるの説あり、

瑞士国セネワにて議政官を撰むに付き乱あり、

スレイウイツキ及ホルステインの人民は、普・奥二国より言出せる処置を甚た不平に思へる様子なり、

普王維也納に至りて奥帝に面会せり、

西班牙王仏朗西へ至れル節、仏朗西にて大に其饗応を尽し待遇したり、

比利時の議政堂會議を開きたれども、王よりの論文ある事なし、

南チーロールにて奥国政府に対し反逆を企てたる徒党発覚し、此地及ウェニーンにて捕へられたる者数多あり、

セハロニアより希臘國議政堂へ選出せる紳董の説にては、

カンヂヤ島テッサリー及エピリュスは希臘國の所領となすへしと、

アルジールスのワランと云へる地にて一揆起れり、魯西亞にて其兵士の数を減せんとす、

以前波蘭の一部を為したるアウキュストウンと云へる地を魯西亞國領地の内に加へんとす、

紐育の民會にてマツケルラン氏を大統領に任せんと決したり、

ロルドバルメルストン君はチヘルトンにて種々の論文を触出せり、

ベルハストの騒乱は数多の人命を損失したる後、漸くに治まる事を得たり、

米利堅北部のフレガット船、英吉利の商船を奪取り、之を早速紐育へ送たりたり、

倫敦近傍は大風の被害を受けたり、

英吉利兵隊中にて補佐なる外科医は、兵の揃たる衣服を着るに及ばざるの命を下せり、

ウイステコラ河中にて、二艘の船互に突当り、溺死する

者百余人に及へり、

英国宰臣ジョルジ・ゲレイ君は、当今まで定めたるよりも、猶厳酷なる刑律を立んと望めり、

米利堅

今朝紐育より届きたる新聞には、第八月十二日晚までの事件を記載す、○第八月八日の日附にてモビーレより出したる南部新聞紙に左の事を載せたり、

コロネルアンデルソン、ケーネス此を以て北部へ降参したるは恥辱となるべき事なり、○其始末を問ふに、アンデルソンは兼て其上役たるゼネラルヘージの命に反き休戦の旗章を出して、密に北部ゼネラルと通信したるを以て、ゼネラルページより、其趣を問糺せし所、アンデルソンより其返書を贈る事なし、此に依てページ自らケーネス砦に至りしが、アンデルソンは已に北部船中にて降参の約を取結ぶを見掛け、大に怒りてアンデルソンを其官より退任せしむべきの命を下せり、其翌朝モルガン皆より祝を^(砲撃カ)発せる時、ケーネス砦は已に北部の兵の奪ふ所となりたるを以、其砲に応する事なく忽ち北部の

旗を上げたり、○アンデルソンは実に国に叛きたる罪人と称す可し、○南部の兵、七日にポウウル砦を焼払ふて退きたり、○南部の兵船、其近傍の地に備へたるものは、水底に沈められ、岸へ打上られ、或は奪取られ、難を遁れたる者纔に一艘のみなり、

北部ゼネラルセリダンは、大兵を率ひてセナンドア河浜を進みけれども、以前此地に至れる北部ゼネラルの如く、南部ゼネラルストーンワル、セキンソンの為に敗らる可し、○南部ゼネラルアヘリルは、ヒルジニア国のムールヒルドにて北部の兵を敗れり、ペンシルハニア邦にては、南部兵の不意に攻来るを畏れ、防戦の備として此邦の鎮台より一万五千人の兵を募るべきの命を下せり、北部ゼネラルストーンマン、ゼラルジア邦に留まれる間、兵士千人許の死傷を蒙りたり、

紐育の大民会にてゼネラルマツゲランを大統領に任せんと決したり、○其節集會せる者の数、十万余人なりと、○此集會にて林徑氏の処置を誹謗し、マツゲランの説を賞譽せり、

附録

(吾カ)

五等此新聞紙を出版せんとするの朝、一友人より下

の関戦争の時、長州和議を結ぶにつき一奇談を得た

り、

○

九月八日我八月八日長州の家老毛利出雲・穴戸備前・穴戸

行馬等我船に來りし時、我船隊兵備の嚴重整列を見て、

毛利出雲は面色土の如くにて震慄畏縮し、発言する事能

わす、是に於て、我船將より葡萄酒一杯を与へしかは、

夫より始て和議を結ぶ事を発言せり、○毛利出雲曰く、

我州にて各国の船を砲撃せしは、全く我か意に非ず、

大君政府より攘夷期限の命ありし故なりとて、其布告の

書を持参せしかは、船將之を見るに、其書に曰く、若し

外夷襲ひ來りしならば、五月十日限り攘夷す可しと認め

たり、○於て船將曰く、各国より襲ひ來りし時は攘夷す

可き由の書にて、各国船の下の関通航の節打ち払ふ可き

にては決して之なしと、襲來の二字にて出雲も大に避易

せり、○出雲復曰く、御門より攘夷の綸旨を賜りたり、

是に由て各国船を砲撃せしなり、其綸旨は大膳大夫片時

も身を離し難き程の物なれば、今我持参は為さざるなり

と、○船將曰く、綸旨は重大なる事と兼て聞き及べり、

且ツ薄墨の綸旨と云ふ事も承知せり、

毛利出雲又曰く、和議成る上は償金幾許出す可きや、○

船將曰く、償金の事はミニストルの裁判にて我が任に非

ずと、○談判中出雲は都合三度償金の事を問ひしに、船

將は我が任に非ざる由を言ひり、○(吾)五等察するに、出雲

は償金を余程懸念するならん、

船將曰、和議を許すにつきては、砲台の大砲は我艦に運

輸(輪)す可し、且ツ旧砲台は修覆す可からず、勿論新砲台は

建築す可からず、○皆我か意の如く出雲一々承諾せり、

是に於て其役人は、其地の商民に命して大小砲を我軍船

へ運輸せしめたり、其民の内には、外国人を未タ見ざる

者なるや、運輸を止め外国人を頻りに見る者有、役人其

人を督責(責)して速に卒業せしめたり、

◇第八二号 (子十月カ) 報告 [『玉里島津家史料三』
一一四五ノ五]

(表紙)

肥後七左衛門差出ス

日本貿易新聞 第七十七号

西曆一千八百六十四年第十月廿四日即
我元治元年甲子九月廿四日開版

十月初七訳成

一 日本貿易新聞 第七十七号

西曆一千八百六十四年第十月廿四日

我元治元年九月廿四日 神奈川開版

我等英国女王殿下の公使リユゼルホルト、アールコック君、将サに日本を出立せんとする由を聞きて、甚嘆息に堪へず、是まで此人の処置、すべて宜きを得て善く衆情に叶ひたれば、是非とも其事業の成功まで日本に在留せん事を企望せしに、忽ち其出立を見るハ最も嘆息す可き事ならずヤ、

日本の事に付きてハ、歐羅巴諸国の政府に猜疑を起し、就中仏国政府ハ其念最も甚しく、取分け其日本と取結びし懇篤なる条約の 大君及び御老中に依て廃棄せられたる後ハ、其原由を以て全くこれを英国政府に帰するに至れり、是れ仏国政府、英兵の多員数日本に上陸せし以来、既に甚しき疑念を含ミ居ればなり、然しながら、此英国兵隊ハ自国功利の為メに来るに非ずして、全く英・仏・亜・蘭の合衆軍隊となりて働かんが為メに来りし主意を明白にする事を得たり、則ち此四ヶ国合衆軍隊一致の兵力を以て、外国旗章に対し屢々不法を行ひし大名を征討し、且此大名是までハ叛逆者とのミ聞えしが、彼レの外国人に敵せしハ、唯 大君政府の命令を受けて為したる事なる由をも承知するに及べり、外国公使皆力を戮^スせて 大君政府の不実なる処置に反対して論諍し、各国人民の為メに安全を取扱ふを見れば亦公使の内に少しも猜疑の情無きを証するに足れり、今英国公使の処置を見るに、能く情偽を察し、事理を弁説し、日本国の事に就て欧羅巴諸政府に行はるゝ猜疑の

論を塞ぐ可く、是まで彼レの積ミ来りし功績の上に、更に一層の勲功を加ふと謂ふ可し、

貿易会社ハ此公使の行届きたる取計ひに依て、今まで交易に久しく害をなして障碍を免かれ、大利益を蒙りたる事に付き、会社より公使に贈りたる細書の趣を見て、其喜を知るべし、

大君政府ハ長州事件に付き、穩便の処置を取極めたる風説を聞及べり、又長州征伐の軍は起るまじき由の評判あり、

凡ソ七万人の家来を持てる大名の内、加賀侯の子息・安芸侯・薩州侯・因幡侯は、長州の如き古来者名^(舊カ)の家柄をハ寛裕に処置あるべきの議論を発し、各務めて 大君政府に説き勧むる由、

右の始末に就て起れる大議論ハ必ず手間取る可き事にして、遂にハ諸大名の兵卒再び賑しく江戸に呼戻さるゝに至るへし、

是まで屢々触れ出しあれども 大君いまた京師に出生し玉はず、

○

近日、繭糸の輸出頗る相増し、相当の直段にて日々取引有之、商人の店に滞在する者無し、其直段第十月廿六日我九月左の如し、但十六貫匁ニ付、廿六日

前橋産	上品	六百元ヨリ	六百元
中		五百七十五ヨリ	五百九十元
並		五百六十元ヨリ	五百七十元
甲州	上品	売切レ	
中ノ上		五百三十元ヨリ	五百四十元
中ノ下并並		五百元ヨリ	五百廿元
八王子産上品		四百七十元ヨリ	四百八十元

乙骨太郎 翻訳

◇第八三号 (子冬頃カ) 報告 『玉里島津家史料三』
一一九六

(表紙)

千八百六十四年十一月開版

花 嶺 新 聞

千八百六十四年十一月十九日 本邦子十月二十日ニ當る

ニユーヨルク開板亜米利加新聞

大統領の撰挙

諸州一般の撰挙ニ由り、此後更ニ四年の間アブラハム・リンコールンを立て、合衆国の大統領と為し、アンドリユー・ジョンソンを副統領と為したり、此挙は即チ亜米利加本国の人民戦争ニ敗背せず、賊徒利を失ひ、且本国の人民ハ戦ニ由て人命を失ひ財を責すを深く歎息すと雖とも、国内一般の疲勢を顧ミず戦争を持続すへしとの布告なり、此度の撰挙は自から内国外国の形勢ニ関係すへし、即チ外国の敵ハ当国を分製せんとする望を失ひ、内国には報国忠実の人民確乎として節操を攻めず、唯賊徒をして合衆国の政治法律ニ服従せしめんとする意志ある

のミを示すニ足るへし、賊徒若し本国同一の法律にては、国を分て独り利を専ニすべからざるを覚悟し、且其妄ニ動したる干戈を止んと欲するニ至り、初て国内忠実なる人民の素意を知るへし、国内人民の素意は固より戦争を止て合衆国を無窮ニ伝んと欲するなり、

撰挙のとき教諭の語ニ云く、国の法律規則は他を顧ミずして一筋ニ遵奉すべし、威を以て人ニ迫る勿れ、上ニ叛く勿れ、兵威を以て国法を誣る勿れ、国民若し此法律ニ違ふ者あるときは、平穩ニ之を処置せざるべからすと、是即チ合衆国民の四年間戦争し、此度一致してリンコールン君の再任を定たる所謂なり、リンコールン君の為人ト、よく事を堪忍して厭はず、実直穎敏、衆人の上ニ擢つると雖とも、自己の為メに謀ては為すへき事なし、唯亜米利加国人の名代と為て諸人の意志を表するは、世界中の大任と謂へし、又撰挙の教諭ニ云く、国民皆其政府の威権を知り、正き法を以て戦争を持続すへき力を得んことを希望せり、而して政府の威力は戦争を持続するニ従て必ず増加するか故ニ、戦争の終ニ至て其威光を落さざ

らんことを諸民皆希望する所なり、凡ソ政府の権ニ敵対する者あれハ、不得止兵力を以て之を防ざるべからず、若し之ニ由て其威權を恢復すへきは、再び懇親温和の処置を為すへし、但政府の威權は確乎として動かず、且正直なるを要す、

都て教諭の大趣意は、寛裕なる政治の亜米利加風を守ることなり、我亜米利加政府の如く、此寛裕の風を正く遵守して其趣意を失はざるは、諸国の歴史ニ於て見ざる所なり、此度撰拳を定たるも人民一般の志意ニ従ひ、寛裕自在の商議ニ基く所なれば、諸州諸府田舎陋巷ニ至るまで、衆人皆心力を尽して我政府の合衆を安全ニ保守し、無窮ニ伝ふことを祈るへし、人民の安全を保するは、唯政府の威力ニ由ること事実を見て明白なり、嗚呼余輩上帝と国民と江礼拝すべし、我合衆は人智の進歩を助け、國を開て文明と為し、國法の違背すへからざるを示すものなり、

南部の説

年来賊徒を詰問する語ニ云く、奴隸を以て何事をせんと欲するや、之を驅て戦しめんとするや、或は之を執枯して田を耕さしめんとするや、奴隸若しよく戦はゞ奴隸役を免るゝや、

此詰問ニ由て南部の説全く挫たり、然れとも南部にては多年其説を主張して云く、各人の居位は自から亦其天然にて、黒人の子は豚子の如く之を売買して可なり、是即チ天の恩沢なるに、北部の人は妄ニ此天理ニ戾れり、余輩多年來正經の道理を聞けり、南部諸州にて亜非利加人を買て奴隸と為すの法は、歐羅巴人種及び亜米利加人種を亜非利加人種と混同する所謂の天命なるを、其是非を論するは天命を褻瀆し、妄ニ人智を以て天理を輕蔑すると謂べし、且此法は固より天命なるのミならず、奴隸も亦他國の農夫ニ比すれば幸福多し、病者老者は快く扶助を受け、常ニ心を勢(劣)することなく、林樹の下ニ歌舞して大平を樂めり、南部諸州の諺ニ、幸福なることを奴隸の身と云ふ、此諺を以て奴隸の安楽なるを知るへし、然るに各ニ自己の事業を為すこと正理なりと、妄ニ劇論を唱

るは悪むべきの甚きなり、いまだ奴隷を養たることなき者は、試ニ之を養ふとすること当然と云へし、何人にも奴隷を養ふを人理ニ背くとし、一國の災害を起す者は恐るべき人面獸なり、一君子ニあらす以上南部にて、北部を警る説

南部の賊徒奴隷をして戦はしめんと欲し、軍役ニ出て戦ふ者は奴役を免すへしと約束せり、元來奴隷を養ふの法を守んとする為メ戦を起し、奴隷を駆て其戦ニ出し、奴隷を養ふの法を廢して、其戦功を賞せんとする、如何ゾ事の齟齬するや、道理を以て論すれば、「デーウキス」南部の等は奴隷ニ向て左の如く云ふなるへし、嗚呼奴隷、賊頭の等は

天汝を生て奴隷と為せるが故ニ、余輩今汝を養て奴隷と為さんか為メ戦争するなり、然れとも戦争は甚難事にて余輩常ニ克ざれば、汝等奴隷の法を守る為メ勉て勇戦すへし、汝等は皆幸福なる者にて、汝の奴隷たるは天道なれば、汝若し能く勇戦せば余輩更ニ奴隷の法を慘酷ニすへし、嗚呼奴隷苦戦して敵を防ぐべし、此敵は天道ニ反して汝を寛裕ニせんと願ふ者なり、○南部の主張せる如く奴隷の法は天道正經ニ從て黒人の為メ通当せる者なら

ば「デーウキス」の党聖經の教を破り、天道ニ反し奴隷の戦功を賞するとして、其奴役を免んと約したるは何故なるや、人を賞するに利を以てせずして害を与えるはいまだ聞ざる所なり、

君の如く奴隷の戦功を賞して奴役を免さんとするの説を考れば、賊徒も自から其法の慘酷不仁なるを知ること人類ニ異ならず、故ニ賊徒は自己の口を以て自己の罪を裁判し、其所業は、恰も亞米利加人の正論ニ符合せり、即チ亞米利加人の論は、奴隷の法を以て慘毒ニして全国の太平を妨ると為るものなり、

二

(表紙)
(一) (村著) 「第四百六十六号」

千八百六十四年十一月開板

花 嶺 新 聞

(この文書は第八三号一と同文重複により省略す)